

北海道議会時報

特集 北海道議会開設100年記念事業

平成13年第3回定例会
企業会計決算特別委員会（平成12年度）



北海道議会事務局

(表紙写真)

北海道議会開設100年記念式典

今年(2001年)は、明治34年(1901)10月21日に第1回臨時道会が開かれてからちょうど百年という大きな節目の年にあたり、これを記念して、記念式典、記念講演、議会資料展示会や道議会百年小史の発行など様々な記念事業を行いました。

なかでも、去る10月12日に行われた記念式典は、道選出国會議員、元道議會議員、各界代表など300名を超える出席者をえて盛大に行われました。表紙写真は、この記念式典の様を捉えたもので、酒井議長が式辞を述べているところです。

なお、本号後半では、北海道議会開設100年記念事業を特集として取り上げており、特に記念講演録を全文掲載しておりますので、是非ご一読頂きたいと存じます。

(写真協力：株式会社自由広報センター)

も く じ

第3回定例会

概 要	1
本 会 議	2
提 出 案 件	17
決 議	20
意 見 書	20
請 願 ・ 陳 情	28

委員会の動き

議会運営委員会	29
常 任 委 員 会	33
総 務 委 員 会	
環 境 生 活 委 員 会	
保 健 福 祉 委 員 会	
経 済 委 員 会	
農 政 委 員 会	
水 産 林 務 委 員 会	
建 設 委 員 会	
文 教 委 員 会	
特 別 委 員 会	41
総 合 開 発 調 査 特 別 委 員 会	
産 炭 地 域 振 興 ・ エ ネ ル ギ ー 問 題 調 査 特 別 委 員 会	
北 方 領 土 対 策 特 別 委 員 会	
新 幹 線 ・ 総 合 交 通 対 策 特 別 委 員 会	
地 方 分 権 ・ 構 造 改 革 問 題 調 査 特 別 委 員 会	
少 子 ・ 高 齢 社 会 対 策 特 別 委 員 会	
有 珠 山 噴 火 災 害 対 策 特 別 委 員 会	
予 算 特 別 委 員 会	45
企 業 会 計 決 算 特 別 委 員 会	55

資 料

第3回定例会において議決を経た条例の公布調	59
-----------------------	----

7・8・9月のメモ

注 決算特別委員会は終了後一括掲載

特集：議会開設100年記念事業	65
北海道議会開設100年記念事業	67
記念式典における式辞・祝辞等	69
記念講演（演題 地方分権時代を迎えて）	75

議 会 日 誌

▶ 8 月

- 7日(火) 各常任委員会
8日(水) 総合開発調査特別、産炭地域振興・エネルギー問題調査特別、北方領土対策特別、新幹線・総合交通対策特別、地方分権・構造改革問題調査特別、少子・高齢社会対策特別、有珠山噴火災害対策特別各委員会
22日(水) 企業会計決算特別委員会
(企業局)
23日(木) 企業会計決算特別委員会
(保健福祉部)
24日(金) 企業会計決算特別委員会
(意見調整・議了)

▶ 9 月

- 4日(火) 議会運営、各常任委員会
5日(水) 総合開発調査特別、産炭地域振興・エネルギー問題調査特別、北方領土対策特別、新幹線・総合交通対策特別、地方分権・構造改革問題調査特別、少子・高齢社会対策特別、有珠山噴火災害対策特別各委員会
10日(月) 議会運営委員会
18日(火) 議会運営、各常任、総合開発調査特別、北方領土対策特別、新幹線・総合交通対策特別、地方分権・構造改革問題調査特別、少子・高齢社会対策特別、有珠山噴火災害対策特別各委員会
19日(水) [第3回定例会開会]
議会運営、建設各委員会
本会議(会期決定<23日間>、提案説明、前会より継続審査中の平成12年度各事業会計決算認定、決議案第1号<アメリカ合衆国における同時テロ事件に関する決議>可決、意見案2件可決、請願の付託)
25日(火) 議会運営委員会
本会議(代表質問<1人>)
26日(水) 議会運営委員会
本会議(代表質問<1人>)

- 27日(木) 議会運営委員会
本会議(代表質問<3人>)
28日(金) 議会運営委員会
本会議(代表質問<5人>)

▶ 10 月

- 1日(月) 議会運営委員会
本会議(一般質問<4人>)
2日(火) 議会運営委員会
本会議(意見案1件可決、一般質問<5人>)
3日(水) 議会運営委員会
本会議(一般質問<4人>、予算及び決算各特別委員会設置)
予算、決算各特別委員会(正副委員長の互選、2分科会設置)
予算第1・第2分科会(正副委員長の互選)
決算第1・第2分科会(正副委員長の互選)
5日(金) 予算第1・第2分科会(各部所管審査)、北海道議会開設100年記念資料展示会(～12日まで)
9日(火) 予算第1・第2分科会(各部所管審査)
10日(水) 予算特別委員会(各分科委員長報告、知事総括、意見調整)
11日(木) 議会運営、各常任、総合開発調査特別、産炭地域振興・エネルギー問題調査特別、北方領土対策特別、新幹線・総合交通対策特別、地方分権・構造改革問題調査特別、少子・高齢社会対策特別、決算特別各委員会、決算第1・第2各分科会
本会議(各委員長報告、議案等可決、追加提案説明、教育委員会委員、人事委員会委員及び土地利用審査会委員の各選任同意、意見案3件可決、報告第1号<平成12年度決算>閉会中継続審査の決定)
[第3回定例会閉会]
12日(金) 北海道議会開設100年記念式典・記念講演

第 3 回 定 例 会

牛海綿状脳症緊急対策費15億円余を含む総額266億円余の補正予算を可決

▶アメリカ合衆国における同時多発テロ事件に関する決議を全会一致で可決◀

概 要

- ① 平成13年度補正予算案等を審議する第3回定例会は、9月19日招集され、会議録署名議員の指定、米国において発生した同時多発テロ事件による犠牲者に対する黙とう等を行い、会期を10月11日までの23日間と決定。その後、総額251億7,590万円余の平成13年度各会計補正予算及びこれに関連する議案等が提案され、知事から提出議案に関する説明。提出議案のうち議案第45号ないし第53号を先議することとし、建設委員会に付託することを異議なく決定。
次に、前会より継続審査の平成12年度各事業会計決算について、企業会計決算特別委員長から報告があり、討論、採決の結果、いずれも意見を付し認定議決することと決定。
次に、アメリカ合衆国における同時多発テロ事件に関する決議を異議なく原案可決。
次に、酪農・畜産基本政策と畜産物価格等に関する意見書等2件の意見書を異議なく原案可決。
次に、請願1件を新幹線・総合交通対策特別委員会に付託することを異議なく決定。
次に、議案調査のため、9月20日から21日の本会議を休会することに決定して、散会した。
- ② 休会明けの9月25日は、先議した議案第45号ないし第53号について建設委員長の報告の後、討論、採決の結果、原案可決。次に、代表質問に入った。
- ③ 9月27日、代表質問を終結した。
- ④ 9月28日、一般質問に入った。
- ⑤ 10月2日、野菜の緊急輸入制限措置の発動等に関する意見書を異議なく原案可決。一般質問を継続。
- ⑥ 10月3日、一般質問を終結。直ちに予算特別委員会及び決算特別委員会を設置し、議案等を各委員会に付託。その後、各委員会付託議案審査のため10月4日から5日まで及び9日から10日まで本会議を休会することに決定して、散会。
- ⑦ 予算特別委員会は、10月3日に正副委員長の互選を行い、2分科会を設置。その後、予算特別委員会は5日から各部所管の審査に入り、9日にこれを終了。10日、各分科委員長報告の後、総括質疑を行い、付託議案に対する質疑を終結し、意見調整の結果、いずれも原案可決と決定。なお、審査の経緯にかんがみ、道の構造改革について、雇用の拡大について及び牛海綿状脳症対策について意見を付すことに決定した。
- ⑧ 会期最終日の10月11日は、各付託議案に対する委員長報告の後、討論、採決の結果、原案可決。
次に、総額15億1,374万円余の平成13年度一般会計補正予算が追加提案され、知事から提案説明の後、質疑を行い、異議なく原案可決。
次に、北海道教育委員会委員等3件の人事案件が追加提案され、知事から提案説明の後、採決の結果、いずれも同意議決。
次いで、高規格幹線道路の整備促進を求める意見書等3件の意見案が提案され、討論、採決の後、原案可決。
最後に、平成12年度各会計歳入歳出決算の閉会中継続審査並びに関係委員会の閉会中請願・陳情継続審査及び事務継続調査の件を決定の後、開会以来23日目の10月11日に閉会した。
- ⑨ 提出案件の議決状況は次のとおりである。

提案者	提出件数	議 決 状 況				報告のみ	計
		原案可決	意見を付し 認定議決	同意議決	継続審査		
知 事	68	58	(3)	3	1	6	68(3)
議 員	7	7					7
計	75	65	(3)	3	1		75(3)

() は前会からの継続審査で外数。

本 会 議

○9月19日(水) 午前10時32分開議、酒井芳秀議長、平成13年第3回定例会の開会を宣し、

日程第1 会議録署名議員の指定、諸般の報告の後、米国において発生した同時多発テロ事件による犠牲者に対する黙とうがささげられた。

次に、元議員亀井忠衛氏の逝去(8月20日)について弔意を表した旨報告。

日程第2 会期決定の件を議題とし、今期定例会の会期を本日から10月11日までの23日間と決定。

日程第3 議案第1号ないし第57号及び報告第1号を議題とし、知事から提出議案に関する説明。

次いで、日程第3のうち議案第45号ないし第53号を先議し、建設委員会に付託することを決定。

日程第4 前会より継続審査の報告第35号ないし第37号を議題とし、企業会計決算特別委員長から委員会における審査の経過と結果について報告の後、討論に入り、山根泰子議員(共産)から報告第35号ないし第37号に関する反対討論があつて、討論終結。採決に入り、起立多数により委員長報告のとおり報告第35号ないし第37号は、いずれも意見を付し認定議決とすることと決定。

日程第5 決議案第1号を議題とし、提案説明及び委員会付託を省略し、採決に入り、異議なく原案可決。

日程第6 意見案第1号及び第2号を議題とし、提案説明及び委員会付託を省略し、採決に入り、異議なく原案可決。

日程第7 請願第103号を議題とし、本件を新幹線・総合交通対策特別委員会に付託することを決定。

議案調査のため、9月20日から9月21日の本会議を休会することと決定し、午前10時59分散会。

企業会計決算特別委員長報告

私は、ただいま議題となりました、平成13年度第2回定例会より継続審査の平成12年度北海道各事業会計決算にかかわる報告第35号ないし第37号の3件につき、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

ご承知のとおり、本委員会は、第2回定例会中の6月27日に設置され、直ちに、正・副委員長の互選を行うとともに、委員会運営の方法などを決定し、その後、7月3日の委員会において理事者

から決算概要について、監査委員から決算審査意見についてそれぞれ説明を聴取し、本件を閉会中継続審査に付するとともに、審査に必要な20項目の資料の提出を受け、決算内容の調査を行ったところであります。

また、8月16日、17日の両日にわたり関係事業についての現地視察を行ったところであります。

次いで、8月22日から関係部局所管の審査に入り、8月24日をもって一切の質疑を終結した次第であります。

以下、関係部局ごとの質疑を通じ論議の対象となりました主な事項を申し上げますと、

企業局所管におきましては、

工業用水道事業経営の考え方、各工業用水道事業の決算状況、石狩湾新港地域工業用水道事業の契約水量及び経営改善への取組み状況、二期工事の取扱いに対する考え方、新たな事業計画の策定期間、苫小牧地域工業用水道事業の責任水量制による料金制度の見直し、現苫工水のあり方を含めた苫小牧地域全体における今後の工水運営に対する検討、道営電気事業の全国平均を下回る事業収益性に対する見解、12年度決算に対する評価、シューパロ発電所の建設計画の状況及び工事の進捗状況、地域における新エネルギーの開発・普及への取組みに対する支援、道の監査や議会議論により指摘された事項の改善状況。

保健福祉部所管におきましては、

道立病院の赤字発生の原因と取組み、医療行政のあり方と費用負担に対する認識、会計処理の抜本的な解決に対する認識、経営計画の見直しの進捗状況と今後の対応策等、無許可診療応援に関するこれまでの対応状況と今後の対応方針、ガイドライン作成の留意点、医療事務の委託における契約状況と公正取引委員会から警告を受けたことのある業者に対する今後の対応などの問題。

などでありまして、その内容につきましては、別紙、お手元に配布の審査概要によりご承知願いたいと存じます。

次に、質疑終結後、理事会において意見の調整を図ってまいりましたが、報告第35号ないし第37号は、いずれも意見の一致を見るに至らず、8月24日の委員会におきまして採決の結果、賛成者多数をもって報告第35号については次に申し上げる意見、

一、500億円にも上る多額の累積欠損金を抱え、道立病院の経営は厳しい状況にある。

特に、医業費用の縮減が求められていることから組織体制の見直しや職員の適正配置を積極的に進めるとともに、委託業務の拡大や見直しなど、さらなる経営改善に取り組むべきである。

また、明年度策定する新たな病院事業経営計画については、慢性的な赤字経営の実態やこれまでの議会論議を十分に踏まえ、抜本的な改善策を打ち出すべきである。

報告第36号については次に申し上げる意見、

一、本年度中に策定する電気事業計画の検討に当たっては、本事業のあり方について、電力の自由化や官民の役割分担の流れを十分踏まえて行うべきである。

報告第37号については次に申し上げる意見、

一、厳しい経営状況にある石狩湾新港地域工業用水道事業について、これまで二度にわたり早期にまとめるとした新たな事業計画がいまだ明らかにされていない。

事業計画の策定に当たっては、二期工事のあり方を含めて検討し、直ちに策定すべきである。

なお、需要量の増大を図るためには、給水区域を新たに拡大するなど、経営健全化に積極的に取り組むべきである。

以上の意見を付しいずれも認定議決と決定した次第であります。

以上、本委員会に付託されました北海道各事業会計決算にかかわる報告の審査経過と結果を申し上げ、私の報告を終わります。

○9月25日(火) 午前10時50分開議、諸般の報告の後、

日程第1 議題第45号ないし第53号を議題とし、建設委員長から付託議案審査の経過と結果について報告。

討論に入り、花岡ユリ子議員(共産)から議案第53号に関する反対討論があつて討論終結。

採決に入り、議案第53号を問題とし、委員長報告(可決)のとおり決することについて起立多数により可決。

次に、議案第45号ないし第52号を問題とし、委員長報告(すべて可決)のとおり決することにつ

いて異議なく原案可決。

日程第2 議案第1号ないし第44号、第54号ないし第57号及び報告第1号を議題とし、代表質問に入り、

段坂 繁美議員(民主)から、

- 1 米国における同時多発テロ事件について
 - ・事件に対する知事の所見と世界平和に向けた決意
- 2 知事の政治姿勢について
 - ・開発予算の概算要求に盛り込まれた道の重点事業
 - ・重点事業の予算確保に向けた道の対応
 - ・新千歳空港の滑走路延長についての地域との対応と概算要求に盛り込まれなかったことへの所見
 - ・公共事業の重点化、効率化を進める際の道民の合意を前提とした地域連携システム整備
 - ・公共事業の優先順位をつけた事業展開
 - ・国庫補助負担制度から一括交付金制度に改めるよう国に働きかけることについての所見
 - ・本道において深刻化する経済、雇用問題の現状認識と国の経済政策についての評価
 - ・建設業の業種転換や労働力移動の具体的対応
 - ・雇用のセーフティネットについて国に解雇制限法の制定や雇用保険の給付日数引き上げ等を要望することについての所見
 - ・ポスト「5万人雇用創出計画」の策定にあつての対応と数値目標
 - ・地方財政制度改正についての所見
 - ・国の外形標準課税導入見直し
 - ・道が独自に検討している法定外目的税の種類と導入時期
 - ・来年度予算編成に向けた政策評価の視点
 - ・大型施設整備についての優先順位設定
 - ・PFI導入についての所見
 - ・IT戦略本部設置の目的とねらい
 - ・IT戦略本部タスクフォースの作業スケジュールと外部意見の活用
 - ・IT分野における新たな施策の展開
 - ・IT推進体制の構築と仮称「高度情報化推進条例」の制定及び高度情報化推進室設置についての所見
 - ・他府県及び市町村における自治基本条例、行政基本条例策定に対する評価
 - ・行政基本条例制定の意義

- ・行政基本条例に道民投票を位置付けることについての所見
- 3 当面する道政上の諸課題について
- ・住宅供給公社の再編縮小方向の具体化による次年度以降の単年度費用の超過の発生如何
 - ・長期保有地対策の進捗状況
 - ・国に対する住宅供給公社の経営支援策要望の見通し
 - ・公社のあり方についての具体的対応策の提示時期
 - ・北方領土返還運動に係る新市民団体の発足についての所見
 - ・北方領土周辺水域の漁業問題について国に強力な対処を求めることについての所見
 - ・省エネ・新エネ行動計画における目標値を全国トップレベルとすることについての所見
 - ・計画目標値を本道の特性に合わせた優先順位を明確にしてより高く設定すること如何
 - ・目標値を達成するための政策誘導策の必要性
 - ・省エネ・新エネ行動計画を脱原発アクションプログラムとして明確に位置付けることの所見
 - ・工業用水道事業の抜本的再建処理策の構築についての所見
 - ・石狩工水の他用途転換についての所見
 - ・苫東工水の水源として計画されていた二風谷ダムを治水に利用したいという北海道開発局の考えに対する知事の対応
 - ・仮に治水転換に応じるとした場合の経費の精算についての見通し
 - ・認定農業者制度の検討、見直しについての所見と今後の対応
 - ・狂牛病についての道の調査結果とこの間の状況及び道としての対応
 - ・肉骨粉を飼料として使用することを禁止した国の措置を実効あるものにするための道の対応
 - ・へき地医療支援対策検討委員会における検討事項と結果とりまとめの予定時期
 - ・北海道地域医療振興財団とへき地医療支援機構の役割
 - ・へき地勤務医の養成及び研修体制の整備
- 4 教育問題について
- ・本道教育の実態を踏まえた高校教育のあり方
 - ・高校教育における適正間口についての見解
 - ・高校の配置計画策定にあたっての地域別検討協議会における検討の視点と検討結果の反映状況
 - ・中高一貫教育の実践協力校における成果と課題
 - ・本格実施にあたっての地域の理解を得るための取組と十分に理解を得ているか如何
 - ・中高一貫教育校の道教委としての支援
 - ・平和教育についての教育長の認識
- 5 公安問題について
- ・道内の外国人犯罪の現状と特徴
 - ・外国人組織犯罪に対応する取締体制
 - ・他機関との連携と対応する道警内のシステム及びそれらの課題
 - ・外国人犯罪に対する警察本部長の決意
- 等について質問があり、知事、教育長及び警察本部長から答弁があつて議事進行の都合により午後零時48分休憩。午後4時35分再開し、同議員から再質問、知事から答弁。同議員から発言があつて議事進行の都合により、午後4時51分延会。
- 9月26日(水) 午前10時35分開議、諸般の報告の後、
- 日程第1 議案第1号ないし第44号、第54号ないし第57号及び報告第1号を議題とし、代表質問を継続。
- 加藤 礼一議員(自民)から、
- 1 テロによる本道への影響について
 - ・本道への影響についての受止め
 - 2 知事の政治姿勢について
 - ・今回の参院選の意義についての認識
 - ・知事の声の道民へのアピールについての考え
 - ・小泉首相の構造改革に対応する知事の姿勢と道の構造改革の進め方
 - 3 国の構造改革に対する対応について
 - ・本道の景気状況と雇用情勢についての判断
 - ・雇用対策を柱とした国の補正予算に対する施策要望
 - ・雇用の受け皿作りの整備についての対応
 - ・道単独事業の執行にあたっての基本的考え方
 - ・開発予算確保に向けての対処
 - ・開発予算の北海道シェア維持についての見解
 - ・国の長期計画見直しについての受止めと対処
 - ・公共予算確保に向けた姿勢
 - ・雇用対策についての基本的考え方と具体策
 - ・現時点での雇用創出の状況と今後の課題と対

- 策及び次年度以降に向けた新たな雇用創出
 - ・地方交付税制度見直しの影響と対応
 - ・「地方財政制度のあり方検討会議」の具体的検討事項と結論を得る時期
 - 4 財政の中長期試算と今後の対応方針について
 - ・次期職員数適正化計画において見込む職員削減数と計画策定期間
 - ・職員給与の見直し内容
 - ・民間委託事業の委託内容の見直し
 - ・特別会計の抜本の見直しの内容と実施時期
 - ・社会資本整備の事業分野を超えた優先度の決定方法とその考え方
 - 5 当面する道政上の諸課題について
 - ・IT産業育成の必要性についての認識
 - ・IT産業育成の課題と対応
 - ・北海道住宅供給公社の存在意義
 - ・公社の一部事業の存続の考え方とこの場合の新たな資金調達の可能性
 - ・長期保有地の処分についての関係市町村・金融機関との具体的協力方策
 - ・公社の長期借入金に係る金融機関等への対応
 - ・新千歳空港の滑走路延長についての地元との交渉経過と今後の対応
 - ・千歳市側への滑走路延長受入を表明した千歳市に対する受止めと対応
 - ・少子化対策についての認識
 - ・北海道エンゼルプランの進捗状況と成果
 - ・少子化に関する意識調査結果を踏まえた対応
 - ・北海道エンゼルプラン見直しの方向性と盛り込む施策の具体的内容及び策定期間
 - ・少子化に対応した少人数による学級編成
 - ・保育所待機児童ゼロ作戦に係る本道の実態と本道独自の年次計画策定についての見解
 - ・児童虐待に対応した子ども家庭支援員を道内の拠点都市で制度化するための対応
 - ・児童虐待防止体制の強化
 - ・介護実態から伺われる「施設偏重・在宅敬遠」傾向の受止めと対応
 - ・在宅・施設サービス及び介護保険制度全体の満足度調査の結果分析と改善方策
 - ・介護保険料を独自に減免する市町村の状況及びこれに対する道の考えと対応
 - ・移入動物問題に対する基本的認識
 - ・移入動物対策への取組
 - ・牛海綿状脳症発生の受止めと感染源の解明
 - ・感染防止体制の確立に向けての今後の対応
 - ・牛の出荷の自粛に対する支援の必要性
 - ・風評被害対策
 - ・国の「農業構造改革推進のための経営政策」の公表に対する受け止め
 - ・国の「経営所得安定対策」についての認識と道の対応
 - ・本道農業の実情認識と当面する経営問題への対処
 - ・水産業の振興と森林づくりに関する二つの条例づくりの意義
 - ・二つの条例の基本的理念
 - ・新しい水産基本法と森林・林業基本法の改正に関する国の新たな政策・制度との整合性
 - ・二つの条例の理念などを達成するための財政措置
 - ・信組の破綻による影響についての把握内容
 - ・破綻した信組の受け皿信組に対する道としての対応
 - ・信組の健全性の維持についての認識と対応
 - 6 教育問題について
 - ・障害児の小学校就学基準の見直しによる普通学級に通う障害児の増加見込み
 - ・通常の小学校におけるバリアフリー施設整備の実態と財政支援も含めた施設整備の基本的考え方
 - ・障害児の介助者に係る人的支援について
 - ・北海道の教育に関する実態調査の最終取りまとめが遅れた理由とその見直し及び対応方針の基本的考え方
 - ・四六協定の部分削除による学校運営取扱いの変更により作成したマニュアルの内容と指導徹底方法及び学校運営の改善状況
- 等について質問があり、知事、教育長及び警察本部長から答弁があつて議事進行の都合により午後零時32分休憩。午後3時51分再開し、同議員から再質問、知事及び教育長から答弁。同議員から発言があつて、午後4時41分延会。
- 9月27日(木) 午前10時25分開議、諸般の報告の後、
- 日程第1 議案第1号ないし第44号、第54号ないし第57号及び報告第1号を議題とし、代表質問を継続。
- 吉田 恵悦議員(公明)から、
- 1 知事の政治姿勢について

- ・国の構造改革についての所見と道の構造改革の具体的かつ重点的な展開内容
 - ・地方交付税の見直しなど地方に大きな痛みを伴う制度改正についての対処
 - ・国直轄事業負担金の妥当性についての廃止も含めた国との協議
 - ・本道の基幹産業を十分に発揮させる観点からの経済構造改革の重点的取組
 - ・関与団体の抜本的改革
 - ・北海道農業開発公社が包括的外部監査の対象となった経緯と今後の改善方策及びスケジュール
 - ・北海道住宅供給公社の経営改善方針に関わる中間報告についての所見と将来展望
 - ・住宅公社の当面継続事業への対処とスケジュール
 - ・住宅公社の長期保有地対策についての所見
 - ・雇用対策として道が展開する重点的な取組
 - ・雇用問題についての地方の声を訴えるために他府県と連携することについての見解
 - ・道独自の緊急的な雇用問題への取組
- 2 財政の中長期見通しと今後の諸課題について
- ・歳入確保のための新税導入の検討状況と導入時期
 - ・不正軽油根絶に向けた対処
 - ・個人道民税や自動車税の徴収率向上に向けた今後の具体策
 - ・ベンチャー企業に対する減税措置
 - ・PFI導入に対するこれまでの検討状況と今後の取組み方針
 - ・北海道劇場をPFI方式で整備することについての所見
 - ・弾力的な道の組織機構の構築に向けた取組とスケジュール
- 3 経済問題について
- ・企業立地促進条例の改正に関連したIT関連製造業誘致の可能性と今後の見通し
 - ・コールセンター事業の誘致に今回の条例改正で十分と考えているのか如何
 - ・道立試験研究機関等による中小企業の技術開発指導・支援のあり方についての見直し
 - ・観光振興条例における温泉地域の位置付け
 - ・温泉を活用した観光振興に対する取組
- 4 保健福祉問題について
- ・福祉サービスの第三者評価についての所見
 - ・道内における第三者評価機関による評価事業の今後の展開
 - ・第三者評価事業に対する道としての取組
 - ・道立小児総合医療・療育センターの整備についての所見とスケジュール
- 5 農業問題について
- ・牛海綿状脳症の発生原因の早期究明や風評被害の発生防止等必要な措置についての対処
 - ・野菜の生産、流通体制の現状と体制確立に向けた今後の重点的な取組
- 6 水産問題について
- ・試験研究体制の整備方針及び道南圏における試験研究体制整備についてのスケジュールを含めた取組方針
 - ・外来魚に対するこれまでの取組とブラックバスの確認状況及び周囲への影響
 - ・哺乳類を含んだ移入種についての総合的対策の実施
- 7 生活環境問題について
- ・ごみの広域処理計画の進捗状況と遅れの理由
 - ・広域処理計画の現時点での達成見込みと今後の道の対応
 - ・廃棄物処理計画の策定が遅れている理由
- 8 教育問題について
- ・完全学校週五日制によるゆとり教育と学力低下についての対処
 - ・週末や放課後における地域で子供を育てる環境づくりの必要性
 - ・地域環境づくりに向けた道教委と知事部局の連携強化
- 等について質問があり、知事及び教育長から答弁。同議員から再質問、知事から答弁。同議員から発言があつて、議事進行の都合により午前11時53分休憩。午後1時12分再開し、
- 村井 宣夫議員（道民）から、
- 1 構造改革への対応について
- ・北海道の構造改革に取組む基本姿勢と決意
 - ・構造改革に伴う不安の解消
 - ・税財源の確保についての考え
 - ・地方財政確立のための施策の点検と見直し
 - ・本道の実情に見合った適切なセーフティネットづくりについてのこれまでの実績と今後の対応
 - ・道内農家の経営実態の受け止め
 - ・新たな農業経営対策の早期実現と国に対する積極的働きかけ

- ・望ましい本道農業の確立を目指す政策の実現に向けた知事のリーダーシップ
- 2 行政基本条例と道政運営上の諸課題について
 - ・行政基本条例の実質的な意義はそれ程はないという考え方及びあえて委員会を設けて検討すること如何
 - ・情報化時代にふさわしい情報提供の望ましいあり方についての構想
 - ・住民投票制度についての考え方と行政基本条例の検討に住民投票制度導入を検討対象にするのか如何
 - ・道政の公正、透明性の確保に基本条例の策定が効果を上げるのか如何
 - ・基本条例の検討における行政手続き、苦情審査制度、外部監査制度等の制度的改善や見直し
 - ・政策評価制度の条例化の具体的提案時期と道民意向聴取の有無
 - ・政策アセスと予算査定相互機能が十分発揮されるための配慮と両者の関係を基本条例に明記することについての考え
 - ・簡素で効率的な道政のため基本条例に盛り込むよう検討する組織機構の構想
 - ・支庁制度の見直しの基本的具体的な目標と考え方
 - ・市町村との連携を検討する視点
 - ・道行政全体の市町村との関わりの再整理

3 環境行政の推進について

- ・二酸化炭素排出削減策としての森づくりや緑の創出の取組
- ・二酸化炭素削減に果たす森林機能の効果についての試験研究機関における化学的分析の精度向上の必要性
- ・廃棄物処理技術開発における産学官が一体となった共同研究や推進方策のあり方の検討
- ・環境教育の現状
- ・環境教育を様々な関連教科の中で積極的に取り上げる必要と望ましい環境教育のあり方、進め方の検討実施

等について質問があり、知事及び教育長から答弁。同議員から再質問、知事から答弁があつて、議事進行の都合により、午後2時16分休憩。午後2時46分再開し、

日高 令子議員（共産）から、

1 知事の政治姿勢について

- ・アメリカのテロ事件についての知事の考え

- ・自衛隊による支援について撤回するよう国に求めることについての見解
- ・小泉改革が北海道に与える痛みについての知事の考え
- ・不良債権処理による多くの離職者発生への危惧についての認識
- ・不良債権処理を強行しないよう国に申し入れることへの見解
- ・雇用増に結びつく公共事業
- ・「道財政の展望」を出すにあたっての「財政の中期試算と対処方針」の総括
- ・公共事業の抜本的見直しを打ち出さない理由
- ・地方交付税についての見通し
- ・地域間の財政調整制度の見直し等による市町村の自主的合併から強制合併への切替えに対する知事の受け止め
- ・全国町村会の決議についての知事の受け止めと道政への反映
- ・国の合併誘導策の是非
- ・合併のデメリットと合併の必要性
- ・30人学級以下学級を重点政策として検討するための知事のイニシアチブ
- ・アイヌ民族に対する2人の国会議員の発言についての知事の受け止め
- ・アイヌ民族の尊厳を確立し、社会的地位の向上に向けた知事の決意
- ・ウタリ協会に道職員を事務局長兼常務理事として派遣していることの問題点
- ・帯広土現の発注工事における監査報告による入札参加資格のない業者を指名していたことの違法性
- ・今回の監査報告を受けての再調査の必要性
- ・最低制限価格を下回った場合の入札執行方法の改善
- ・最低制限価格制度に代わる低入札価格調査制度の導入と予定価格の事前公表の推進
- ・談合違約金条項設置についての知事の決意

2 道民生活について

- ・介護サービス利用者等実態調査によって明らかとなった介護保険の実態の評価
- ・介護保険料の滞納者に対して機械的な給付制限をせずにきめ細かい納付指導や援助するよう市町村を指導すること如何
- ・介護保険料・利用料の減免を行う市町村を支援し、国に対しても減免制度を実施するよう

求めること如何

- ・医療保険制度改革についての知事の考え
 - ・就学前医療費の無料化を国に求めること如何
 - ・乳幼児医療費無料化制度の拡大についての考え
 - ・オホーツク医療圏に結核病棟が無くなること及び三次医療圏における結核病棟の位置付けについての認識
 - ・国に療養所の存置を求めるとともに道として道立病院などで結核病棟を設置すること如何
 - ・離島振興ビジョンを策定しこれまでの離島関連事業を後退させないことについての知事の考え
 - ・イルカを観光等離島振興資源として活用するための漁業許可の見直し
 - ・離島における介護療養型医療施設の医師配置基準の緩和についての働きかけ
 - ・離島の教員の生活や勤務条件の向上
- 3 経済・産業開発について
- ・雇用に対する企業の社会的責任についてのモラル破綻について知事の認識と解雇制限法の制定についての国への働きかけ
 - ・道内におけるリストラ計画の状況
 - ・道の企業立地促進費補助金を受けている企業に対するリストラ計画撤回の働きかけ
 - ・IT不況の中でITを雇用の起爆剤とするものの考え方とIT産業の今後の見通し
 - ・公的雇用の拡大
 - ・国に対する緊急地域雇用特別交付金制度の延長と制度改善及び予算増を求めること如何
 - ・住宅供給公社の経営の現状や金融機関の対応についての現状認識
 - ・最終的に公社自体の清算を含めた住宅供給事業からの完全撤退をするつもりなのか如何
- 4 第一次産業について
- ・狂牛病の事実解明と情報公開についての農水省への要請
 - ・感染国からの輸入肉骨粉の量と使用先及び実態把握する上での問題点
- 5 高校の間口問題について
- ・地元の意向を無視した学級減
 - ・二年連続学級削減への慎重な対応
 - ・地元合意のない学級削減強行についての教育長の基本認識

等について質問があり、知事及び教育長から答弁。同議員から

再質問、知事及び教育長から答弁。同議員から再々質問、知事から答弁があつて午後4時25分延会。

○9月28日(金) 午前10時16分開議、諸般の報告の後、

日程第1 議案第1号ないし第44号、第54号ないし第57号及び報告第1号を議題とし、一般質問に入り、

前田 康吉議員(自民)から、

- 1 アウトドア活動の振興について
 - ・条例制定する趣旨や理念の普及
 - ・自然との共生のための環境整備やシステムづくり
 - ・資格制度の積極的で効果的な普及・宣伝
 - ・民間の自主性を尊重し活力を生かした資格制度の将来的なあり方
 - ・アウトドア関連産業の振興方策
- 2 フィルムコミッションについて
 - ・フィルムコミッションの現況と道における推進状況と実績及び関係機関との連携
 - ・ロケに対する住民の理解と環境づくり
 - ・ロケ地の観光資源としての活用と北海道遺産の利活用
 - ・産業としての映像産業振興の視点
 - ・今後のビジョン
- 3 高校生のインターンシップについて
 - ・インターンシップの意義
 - ・文部科学省の指定を受けた「キャリア体験等進路指導総合改善事業」研究の取組と成果
 - ・研究指定における関係機関との連携組織と連携内容
 - ・具体的な取組内容と道教委の認識
 - ・受入企業・団体等との連携
 - ・インターンシップ実施のための教員研修と今後の推進方策

等について質問があり、知事、政策室長及び教育長から答弁。

斉藤 博議員(民主)から、

- 1 企業立地促進条例について
 - ・条例の果たしてきた役割と成果
 - ・近年の他都府県の企業立地に関する動向についての受け止めと今回の条例見直しへの反映
 - ・市町村の企業誘致策の意向把握と対応
 - ・道内工業団地の現状認識
 - ・工業団地区域に対する助成基準の緩和
 - ・産業集積促進地域と特別対策地域の対象となつ

ていた市町村が条例の対象外となる場合の今後の対策

- ・コールセンターの立地など条例改正の効果についての見通し

2 高校生の就職環境の充実と職業意識の形成について

- ・高校生の求人・求職状況の認識と対策
- ・進学、就職の進路希望の把握時期と就職希望者に対するカリキュラム
- ・求人開拓の取組と近年の職業科高校の内定状況
- ・就職活動を支援するための教職員の体制と体制強化の必要性
- ・卒業までに就職が決まらなかった生徒への指導相談体制
- ・在学中からの職業意識形成の必要性
- ・学校教育の場における職業に対する価値観や意識醸成の取組
- ・インターンシップ制度の充実についての対応
- ・ものづくり教育の必要性和環境整備
- ・道立高校における情報処理教育の環境整備

等について質問があり、知事、経済部長及び教育長から答弁があった。議事進行の都合により午前11時27分休憩。午後1時49分再開し、

石寺 廣二議員（自民）から、

1 本道における航空行政について

- ・宗谷南部地域コムーター空港建設予定地の変更理由
- ・道が施工する空港であるにもかかわらず地元枝幸町が調査を行う理由と今後の町の調査予定
- ・予定地の変更による建設費と就航率の現時点での見通し
- ・知事の判断による環境アセスの実施
- ・道の財政状況が逼迫している中、空港建設の凍結をすべきと思うが如何
- ・社会経済情勢の好転や道財政の健全化を睨んで新空港の建設を考えるのは如何

2 有機農業の推進について

- ・クリーン農業における有機農業の位置付けと認識
- ・道としての有機農業の推進方策
- ・JAS法に基づく登録認定機関の検査態勢の充実

3 公共事業の執行について

- ・予定価格の事前公表において入札後積算内訳書に不備があった場合に落札取消しができるのか如何
- ・事前公表の試行を継続して検証する効果
- ・受注意欲の把握手法の検討の進捗状況
- ・委託業務におけるランダム・カット式指名選考の導入
- ・委託業務における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の取扱い
- ・原則禁止である委託事業の一部再委託について必要に応じて承諾する場合は工事請負契約の下請負人の選定と同様とすべきと考えるが如何
- ・指名停止決定までの間の業者の指名自粛が実質的な指名停止となっていること如何

等について質問があり、知事、総合企画部長及び農政部長から答弁。

沖田 龍児議員（民主）から、

1 道有林基本計画について

- ・次期計画策定にあたって道有林の公益性重視に対する知事の決意
- ・道有林の公益的機能の評価
- ・道有林の間伐を含めた木材供給量の目標設定
- ・森づくりの財源確保についての見解
- ・道有林の整備管理における道民参加

2 循環型社会形成について

- ・廃棄物処理システムの検討状況と今後の対策
- ・廃PCB・廃自動車についての対応
- ・環境産業の創出・育成
- ・環境との調和を保った循環型社会形成を推進する知事の決意

3 医療行政（看護婦の養成）について

- ・本道の看護婦・准看護婦の養成施設と養成数
- ・看護職員の養成確保
- ・養成施設に対する教員の確保などの一層の支援充実

等について質問があり、知事、環境生活部長、保健福祉部長及び水産林務部長から答弁。

東 国幹議員（自民）から、

1 男女共同参画社会の考え方について

- ・戦後の専業主婦の役割と家庭内主婦は社会参画していると感じるか如何
- ・少子社会に向けた育児・家庭教育環境の必要性
- ・専業主婦が評価され尊重されること如何

- ・男女平等参画社会の実現に向けた道の取組
- 2 プレジャーボート等の漁港利用について
 - ・漁港整備とプレジャーボート等への対応についての基本的考え方
 - ・後志管内における車両の漁港内駐車可否
 - ・プレジャーボートが利用しやすい対応策
- 3 建設行政について
 - ・元請・下請けの適正化についてのこれまでの道の取組と国の要請を踏まえた今後の取組
 - ・一次産業と連携した建設業の雇用の受け皿づくりについてのイメージ
 - ・雇用見込みと将来の目標
 - ・財務大臣が打ち出した具体策との連動
 - ・離転職者の円滑な労働移動
 - ・事業内職業訓練施設における訓練生の減少についての見解と建設関連における人材育成の今後の取組
 - ・交通誘導警備業務は建設労働者ではないと思うが如何
 - ・交通誘導員の資格取得についての見解
 - ・交通誘導業務の元請業者との適正な契約
 - ・交通誘導業務の分離発注と一次下請けの確保等について質問があり、知事、水産林務部長及び建設部長から答弁。午後3時12分延会。

○10月1日(月) 午後1時15分開議、諸般の報告の後、

日程第1 議案第1号ないし第44号、第54号ないし第57号及び報告第1号を議題とし、一般質問を継続。

佐野 法充議員(民主)から、

- 1 構造改革と地方財政について
 - ・これまでの道の景気・経済対策の自己評価
 - ・新たな財政の中期試算の策定ではなく道財政の展望を策定することとなった理由及び目標を10年後に設定した理由
 - ・緊急対策期間を財政再建に向けた基礎づくりの期間と位置付けること如何
 - ・緊急対策期間に開発予算事業別シェアの固定化に風穴をあけることについての知事の認識と見解
 - ・政策と財政を統一かつ機動的に企画・執行できるシステム整備
- 2 当別ダムについて
 - ・他の部が所管する事務事業の政策評価結果を

- もって自らが行おうとする計画・事業の政策評価を行うことの妥当性
- ・石狩西部地域広域的水道整備計画の見直し要請に対する道の対処方針、作業進捗状況、今後の行程見通し
- ・ダム計画変更の手続きを先行と政策評価手続きルール無視についての疑義
- ・石狩西部地域広域的水道整備計画の見直し・変更にあたって総務庁の勧告に沿った作業を進めることについての知事の所見
- ・工水の用途間転用についての課題の制度上・技術上の具体的内容及び用途間転用についての知事の認識と可能性についての研究・検討
- ・ダム建設に伴う財源の確保
- ・起債により賄うことについての知事の認識・見通し

等について質問があり、知事から答弁。同議員から再質問。知事から答弁。

岩本 剛人議員(自民)から、

- 1 構造改革について
 - ・都市の再生についての基本認識
 - ・都市再生プロジェクトに関する札幌市との連携
 - ・国の重点七分野である都市の再生についての道の対応
 - ・コミュニティビジネスと地域社会・経済、雇用との関わりについての認識
 - ・コミュニティビジネスの現状と今後の展開の可能性
 - ・コミュニティビジネスの育成発展を促すにあたっての課題
 - ・コミュニティビジネス展開にあたっての今後の取組姿勢

等について質問があり、知事から答弁があつて、議事進行の都合により午後2時13分休憩。午後2時53分再開し、

久保 雅司議員(道民)から、

- 1 産業の活性化と雇用の確保について
 - ・五万人雇用創出計画が目標通り進まない原因についての知事の受け止め
 - ・雇用の的確な実態把握
 - ・職業紹介機能を地方にまかせるよう国に求めること如何
 - ・中小零細企業に対する救済対策
 - ・産業クラスター構想推進の取組
 - ・新産業創出のキープポイントとなる大学等の研

究成果の社会還元

- ・建設業の体質改善
- ・建設業の業種転換や新分野への進出の可能性
- ・地域の特性に応じた雇用の創出のための最善の努力
- ・雇用の長期安定と計画的促進を図るための国への積極的働きかけ

2 情報化社会の実現について

- ・情報格差を生じる可能性がある情報基盤の整備についての対処方針
- ・通信インフラの望ましいあり方についての国への提言
- ・IT関連産業の誘致における特段の工夫努力

3 北方領土問題について

- ・政府の外交方針と新団体設立についての知事の認識と対処
- ・今後の領土返還運動についての知事の所見
- ・これまでのビザなし交流の成果

4 ヒグマ対策について

- ・ヒグマ生息状況の道の調査体制・能力の限界
- ・調査手法の確立なしに野生動物の保護管理計画をつくること如何
- ・駆除のあり方についての知事の考え

5 教育行政について

- ・ボランティア活動の現状及び学校教育の場で積極的に取り上げていくための具体的方策
- ・ゆとりある教育実現の具体的方向と道徳教育の充実
- ・不登校に対応する学校自体の魅力向上施策

等について質問があり、知事及び教育長から答弁。

蝦名 大也議員（自民）から、

1 市町村合併について

- ・これまでの取組の成果と市町村の現状
- ・国の市町村合併支援プラン発表の意義と評価
- ・合併特例法の期限延長についての考え
- ・支援プランに基づく全庁的支援体制の設置時期と支庁における専門職員の配置などの体制充実
- ・重点支援地域の指定
- ・市町村合併をともに考えるリレーシンポジウム開催の考え方
- ・市町村合併の今後の取組についての知事の決意

2 観光問題について

- ・観光のくにつくり条例を制定する意義と条例

における北海道観光の目指す姿

- ・条例において策定することとなっている基本的な計画の内容と策定予定時期
- ・計画における具体的な数値による目標設定
- ・観光振興のための庁内連携組織の構成と設置予定時期

等について質問があり、知事及び総合企画部長から答弁。同議員から発言があつて、午後4時3分延会。

○10月2日(火) 午前11時11分開議、諸般の報告の後、

日程第1 意見案第3号を議題とし、説明及び委員会付託を省略し採決に入り、異議なく原案可決。

日程第2 議案第1号ないし第44号、第54号ないし第57号及び報告第1号を議題とし、一般質問を継続し、

花岡 ユリ子議員（共産）から、

1 知事の政治姿勢について

- ・道の公益法人総点検の取組と点検項目・結果公表予定
- ・国の公益法人改革への道としての対応
- ・道の関与団体における見直しの対象とされている「第三者分配型補助金等」「補助金依存型公益法人」「役員報酬への補助金」の交付件数及び交付補助金総額
- ・公益法人の役員報酬に対する補助金を全面廃止するという国の方針についての道の対応
- ・道OBの役員報酬が給与基準額を超える事例が監査委員から指摘されていることについての知事の受け止めと今後の改善指導
- ・再就職取扱要綱で定める給与基準を公益法人の指導監督基準とすること如何
- ・国における公益法人に交付する委託料の見直しについての道の取組
- ・小樽築港駅周辺地区の土地区画整理事業の経過についての知事の考え
- ・マイカル小樽建設にあたってのふるさと融資に対する対応
- ・民事再生法の適用を申請した小樽ベイシティ開発を積極的に支援してきた知事の認識
- ・小樽市任せではない道の積極的な雇用対策
- ・北広島市における自衛隊機誤射事件についての周辺住民の声についての受け止め
- ・道としての直接住民の声を聞く機会を設ける

こと如何

- ・防衛庁・自衛隊からの誤射事故の原因説明と道としての意見内容
 - ・航空自衛隊第2航空団の射撃訓練再開にあたっての道に対する事前報告の有無
 - ・防衛庁の島松射撃場での訓練再開意向についての内容と道の見解及び今後の対応
 - ・訓練中止を国に求めること及び少なくとも地元住民の納得なしで訓練再開を認めないことについての知事の立場
- 2 道民生活について
- ・国保の滞納世帯と資格証明書交付の増加状況とその要因及び被保険者証の取り上げ規定の廃止を国に求めること如何
 - ・国保財政赤字の大きな要因である国庫負担金の減額を止めることを国に求めること如何
 - ・道として国保補助金を創設し加入者負担の軽減を図ること如何
 - ・道内で高齢者等を対象とした独自の住宅改造助成制度を設けている自治体数
 - ・道として住宅改造助成制度を新たに設けること如何
 - ・信組に対する道の監督責任
 - ・破綻した信組に対する道の指導と対応
 - ・中小零細企業・商店の営業を守るための取引先企業に対する支援融資制度
- 3 経済・産業開発について
- ・北方四島周辺水域サンマ漁問題の実態についての受け止め
 - ・国及びロシアに対する働きかけ
- 4 第一次産業について
- ・道営土地改良事業に関する監査結果の受け止めと対応
 - ・地方分権の考えに沿って道民のお金を適切・有効に投入するための土地改良事業の事務処理のあり方
 - ・土地改良法の規定に沿った適切な事業実施と専門技術者確保の検討
- 5 公安行政について
- ・米艦船入港時に道警はアメリカ領事館に反対運動の情報を提供したのか如何及び提供した場合における法的根拠
 - ・今までの情報提供の事実をすべて明らかにすること如何
 - ・警察庁の警察官増員計画

・増員された警察官の道警における配置計画等について質問があり、知事、総務部長、水産林部長及び警察本部長から答弁。同議員から再質問、知事及び警察本部長から答弁。同議員から再々質問、知事から答弁があって、議事進行の都合により午後零時38分休憩。午後1時51分再開し、

佐藤 英道議員（公明）から、

- 1 文化・芸術振興施策について
 - ・文化芸術政策についての知事・教育長の基本姿勢
 - ・国の新世紀アーツプランに対する道教委の取組
 - ・子どもに対する芸術鑑賞機会の充実
- 2 北海道で暮らす外国人とともにつくる地域社会について
 - ・外国人に対する生活支援についてのこれまでの取組と課題及び今後の取組
 - ・外国人から意見や提言を伺う機会を設けること如何
- 3 セクシャルマイノリティに関わる人権問題について
 - ・セクシャルマイノリティなど潜在化する人権問題についての教育・啓発に積極的に取り組むことについての知事・教育長の見解
 - ・担当職員・教職員に対する人権研修
- 4 アトピー性皮膚炎対策について
 - ・国におけるアレルギー疾患対策と道における取組
 - ・全道的実態調査を実施すべきと考えるが如何
- 5 緊急学校支援システムについて
 - ・心のケアの支援体制を確立させ臨機に対応できる仕組みづくり

等について質問があり、知事、保健福祉部長及び教育長から答弁。

伊東 良孝議員（自民）から、

- 1 へき地手当・特地手当、調整給について
 - ・へき地・特地に通勤している都市部に居住する教職員・道職員数と改善の必要性についての認識及び改善する場合の必要な手続き
 - ・異動後3年間支給される激変緩和措置としての調整手当の支給額と知事の認識及び見直す決意の有無
- 2 産業廃棄物と一般廃棄物処理について
 - ・自動車廃棄物処理業者に対する許可の前提となっている自動車の処理方法
 - ・野積みの廃自動車の放置状態に対する支庁の

行政指導状況及び観光北海道の景観維持のための対処

- ・廃棄物処理の市町村負担に対する道のアドバイス
- ・ごみ収集において有料・無料が混在することが広域化処理推進の妨げになりかねないことについての道の指導
- ・広域化協議会の範囲の市町村におけるごみ収集や処理の統一的考えと道の指導
- ・ごみ処理に関して意思の統一を図るための基本的な条例の策定
- ・小型焼却炉についての広域化協議会に対する道の説明
- ・広域処理の前提となる大型焼却炉導入の考え方の是非
- ・市町村のごみ処理計画を時代に即したものにしていくなかで柔軟な対応

等について質問があり、知事、環境生活部長及び教育長から答弁。同議員から再質問、知事及び教育長から答弁。同議員から発言があって、議事進行の都合により午後3時7分休憩。午後3時34分再開し、

林 大記議員（民主）から、

- 1 児童養護施設の体制について
 - ・児童養護施設に入所している児童のケアについての取組
- 2 コールセンターにおける雇用について
 - ・コールセンターに対する補助が常勤雇用に結びつくのか如何
 - ・スキルアップに伴った正社員化
 - ・コールセンターによる雇用の確保
- 3 北海道観光のくにづくり条例について
 - ・外国人への対応等に関する条例の考え方
 - ・地域での人材育成についての知事の認識
 - ・条例の考え方の普及についての取組
 - ・インターネットなどを利用した観光情報提供の取組

等について質問があり、知事及び経済部長から答弁。

柿木 克弘議員（自民）から、

- 1 環境問題について
 - ・本道における水道の鉛給水管の使用実態
 - ・鉛給水管を使用している市町村に対する道の指導と該当地域の対策
 - ・鉛給水管使用者に対する対応
 - ・鉛給水管使用解消に向けた道の見解
 - ・室蘭市及び苫小牧市がベンゼンの環境基準超

過となっている原因

- ・道のベンゼンによる大気汚染についてのこれまでの取組
 - ・道としての今後の対策
- 2 交通安全対策について
 - ・交通安全の現状認識と当面の対策
 - ・若者の運転マナー向上のための施策と具体的内容及び効果
 - ・赤外線阻止カバー取り付けについての道警の認識
 - ・カバーの取り付けを規制し取り締まる必要性
 - ・今後の交通安全対策についての新たな視点からの取組
 - ・死亡事故ゼロへの決意

等について質問があり、知事、環境生活部長及び警察本部長から答弁。午後4時24分延会。

○10月3日(水) 午前10時34分開議、諸般の報告の後、

日程第1 議案第1号ないし第44号、第54号ないし第57号及び報告第1号を議題とし、一般質問を継続。

竹内 英順議員（自民）から、

- 1 商工問題について
 - ・金融のセーフティネット対策
 - ・地域における中小企業の金融の円滑化
 - ・道の中小企業融資制度の原資となっている預託金のペイオフ対策
 - ・商工会の広域連携・合併の推進に向けた道のマスタープランづくりの進捗状況
 - ・マスタープランづくりの際の各商工会の意見掌握など理解を得る取組
 - ・広域化・合併の議論が小規模商工会の切り捨てとならないような慎重な対応
- 2 林業問題について
 - ・森林整備による雇用効果
 - ・雇用対策の視点からの国有林での森林整備についての受け止めと対応
 - ・建設従業者等が山林作業に円滑に従事するための道独自の研修
 - ・建設従業者等の林業への定着
 - ・緑環境を作り上げるという政策的視点も必要である森林整備による雇用対策の取組
 - ・次期道有林基本計画における今後の道有林野事業の基本的な考え方

- ・道民意見の次期計画への反映
- ・次期計画と森林づくりに関する条例及び森林・林業基本法との整合性
- ・森林の公益性重視による地域経済における影響と対処

等について質問があり、知事から答弁。

船橋 利実議員（自民）から、

1 道内企業の新産業分野への取り組みと支援について

- ・道内企業の現状認識と倒産企業の業種の偏りの原因及び今後の企業動向の見通し
- ・経営相談に訪れる企業の業種区分と相談内容及び倒産防止など相談の成果と経営の安定発展に対する効果
- ・企業側からの経営相談に対する期待
- ・新産業分野への相談と実際の取組
- ・一次産業へ建設業が新産業分野として取り組める可能性と一次産業以外に可能性のある新産業分野及び早急な支援のための具体策
- ・異業種からの農業参加への条件整備

2 廃棄物について

- ・一般廃棄物と産業廃棄物を排出源で区別せず性状で共同処理することについての見解と今までの認識と検討経過
- ・産廃の年間排出量の動向と抑制の取組及びリサイクルの進展状況と効果
- ・一廃と産廃の共同処理を行っている自治体数、受入方法と効果及びこれに対する道の評価
- ・道が許可した産廃処分業者の事業内容についての把握方法と指導内容及び処分件数
- ・優良業者の育成と不適格業者の監視制度
- ・産廃の情報ネットワークを地域単位と全道単位で立ち上げることについての見解
- ・道内の産廃の種類ごとの処理ルートや処理コストの調査を実施し結果を公表することについての見解
- ・狂牛病に係る道としての畜産残さ物処理ルートの実態把握調査実施の考え
- ・肉骨粉の焼却処分に必要な焼却施設の確保とその処理能力及び処理見込み量
- ・適切な焼却処分についての道の指導体制を含めた管理確認方法

等について質問があり、知事、環境生活部長及び経済部長から答弁。議事進行の都合により午前11時41分休憩。午後1時38分再開し、

久田 恭弘議員（自民）から、

- 1 北海道経済の現状認識について
 - ・本道の経済構造の改革方法
- 2 国の国土計画と北海道開発計画について
 - ・国土計画の新たな課題についての知事の認識
 - ・交通管理者である警察と道路管理者の連携
 - ・道警察としての交通環境のバリアフリー施策を推進する取組
 - ・新たな国土計画制度についての知事の認識
 - ・北海道開発と本道の経済新生戦略
 - ・北海道長期総合計画の推進状況報告書と後期実施計画策定についての今後の進め方
 - ・市街地再開発事業における地域の特性に応じた開発計画による複合的施設整備の必要性
 - ・まちづくりの推進についての知事の見解
- 3 水産問題について
 - ・国の漁港漁村整備事業と沿岸漁場整備事業の水産基盤整備事業としての再編方法
 - ・新たな漁港漁場整備の計画策定手法
 - ・水産基盤整備事業の平成14年度予算要求についての道の対応
 - ・日本海ニシン栽培漁業の推進に必要な種苗生産・放流数の増大のための今後の取組
- 4 港湾整備について
 - ・港湾整備についての認識と港湾管理のあり方について意見交換の場を設けること如何
 - ・海域の環境問題についての問題意識と港湾の環境改善についての道としての考え方

等について質問があり、知事、水産林務部長及び警察本部長から答弁。同議員から再質問、知事から答弁。

布川 義治議員（道政）から、

- 1 雇用対策について
 - ・5万人の雇用創出に向けた実施方針の実績評価と今後の雇用創出の取組
 - ・建設業の失業防止対策としての企業合併に対する道の支援策と今後の対処
 - ・建設業の失業者対策
- 2 商業振興対策について
 - ・地域との関わりが深い商店街の振興対策
- 3 小麦の生産振興について
 - ・国内産小麦の需給状況と道内産小麦に対する加工業者の評価
 - ・近年の品種開発の状況と今後の見通し
 - ・今後の生産振興には生産者と加工業者が両輪となった需要拡大を図ることが重要と考える

が如何

4 職員公宅について

- ・知事部局の公宅整備方針と入居状況
- ・活用が困難な老朽公宅についての対応

等について質問があり、知事及び農政部長から答弁があつて質疑並びに質問を終結。

議長から、予算及び決算に関する案件について、本議会に31人の委員をもって構成する予算特別委員会及び31人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議案第1号ないし第4号は予算特別委員会に、報告第1号は決算特別委員会にそれぞれ付託の上審査することを諮り、異議なく決定。次の委員を議長指名により選任。

○予算特別委員 (31人)

岡田 篤 (民主)	東 国幹 (自民)
石寺 廣二 (自民)	岩本 剛人 (自民)
蝦名 大也 (自民)	日下 太朗 (民主)
佐野 法充 (民主)	岡田 憲明 (道民)
荒島 仁 (公明)	山根 泰子 (共産)
鎌田 公浩 (自民)	喜多 龍一 (自民)
原田 裕 (自民)	丸岩 公充 (自民)
水城 義幸 (自民)	石井 孝一 (自民)
高橋 定敏 (自民)	釣部 勲 (自民)
佐藤 時雄 (自民)	星野 高志 (民主)
三津 丈夫 (民主)	伊藤 政信 (民主)
上田 茂 (道民)	吉田 恵悦 (公明)
大橋 晃 (共産)	山口 恵聖 (民主)
井野 厚 (民主)	柏倉 勝雄 (民主)
高橋 一史 (自民)	湯佐 利夫 (自民)
高木 繁光 (自民)	

○決算特別委員 (31人)

石寺 廣二 (自民)	柿木 克弘 (自民)
田淵 洋一 (自民)	中里 慶三 (自民)
日下 太朗 (民主)	佐々木恵美子 (民主)
佐野 法充 (民主)	久保 雅司 (道民)
日高 令子 (共産)	稲津 久 (公明)
矢野 制光 (民主)	林 大記 (民主)
佐藤 寿雄 (自民)	瀬能 晃 (自民)
竹内 英順 (自民)	前田 康吉 (自民)
水城 義幸 (自民)	石井 孝一 (自民)
伊藤 条一 (自民)	清水 誠一 (自民)
小池 昌 (自民)	佐藤 時雄 (自民)
段坂 繁美 (民主)	上田 茂 (道民)
萩原 信宏 (共産)	吉田 恵悦 (公明)
井野 厚 (民主)	鈴木 泰行 (民主)

柏倉 勝雄 (民主) 湯佐 利夫 (自民)

久田 恭弘 (自民)

残余の案件については、議案付託一覧表のとおりそれぞれ所管の各常任委員会に付託した。

各委員会付託議案審査のため、10月4日から5日及び9日から10日は、本会議を休会することに決定し、午後2時59分散会。

○10月11日(木) 午後4時28分開議、あらかじめ会議時間を延長し、諸般の報告の後、元議員高橋辰夫氏の逝去(10月11日)について弔意を表した旨報告。

日程第1 議案第1号ないし第44号及び第54号ないし第57号を議題とし、予算特別委員長、総務副委員長、経済委員長、建設副委員長、保健福祉委員長、文教委員長、農政委員長、水産林務副委員長から、それぞれ各委員会における付託議案審査の経過と結果について報告。

討論に入り、新野至都子議員(共産)から、議案第5号、第9号、第10号、第14号ないし第16号及び第39号に関する反対討論並びに議案第1号及び第6号に関する賛成討論があつて討論終結。

採決に入り、まず、議案第5号、第9号、第10号、第14号ないし第16号及び第39号を問題とし、起立多数により委員長報告(すべて可決)のとおり原案可決。次に、議案第1号ないし第4号、第6号ないし第8号、第11号ないし第13号、第17号ないし第38号、第40号ないし第44号及び第54号ないし第57号を問題とし、異議なく委員長報告(すべて可決)のとおり原案可決。

日程第2 議案第58号を議題とし、追加提出議案に関する知事の提案説明。原田裕議員(自民)から質問があり、知事から答弁。次に、池本柳次議員(民主)から質問があり、知事から答弁。次に、萩原信宏議員(共産)から質問があり、知事から答弁。同議員から発言。次に、井上真澄議員(道民)から質問があり、知事から答弁。最後に稲津久議員(公明)から質問があり、知事から答弁があつて、質疑を終結。委員会付託を省略し、採決に入り、異議なく原案可決。

日程第3 議案第59号ないし第61号を議題とし、知事から提出議案に関する説明の後、委員会付託を省略し、採決に入り、まず、議案第59号(北海道教育委員会委員の選任につき同意を求める件)

を問題とし、起立多数により同意議決。次に、議案第60号（北海道人事委員会委員の選任につき同意を求める件）及び第61号（北海道土地利用審査会委員の選任につき同意を求める件）を問題とし、いずれも異議なく同意議決。

日程第4 意見案第4号ないし第6号を議題とし、説明及び委員会付託を省略し、討論に入り、日高令子議員（共産）から意見案第4号に関する反対討論があつて、討論を終結。採決に入り、まず、意見案第4号を問題とし、起立多数により原案可決。次に、意見案第5号及び第6号を問題とし、いずれも異議なく原案可決。

閉会中継続審査の件について、決算特別委員長から申し出のとおり報告第1号を閉会中継続審査に付することに決定。

閉会中請願・陳情継続審査及び事務調査の件について、各常任委員長並びに議会運営委員長、総合開発調査特別委員長、産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員長及び少子・高齢社会対策特別委員長から申し出のとおり閉会中継続審査又は調査に付することに決定。

今定例会に付議された案件は、報告第1号を除きすべて議了。

議長から閉会のあいさつがあつて、午後6時12分閉会。

予算特別委員長報告

私は、予算特別委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

御承知のとおり、本委員会は10月3日に設置され、平成13年度一般会計補正予算案など4件が付託されたのでありますが、本委員会といたしましては、同日、直ちに正・副委員長の互選を行うとともに、二分科会を設置し、案件を付託した次第であります。各分科会におきましては、同日、正・副委員長の互選を行い、10月5日から各部所管の審査に入り、10月9日をもって、総括質疑に保留された事項を除き、各分科会の質疑を終了し、各分科委員長より分科会における審査経過の報告書が提出された次第であります。

なお、各分科会における質疑の概要につきましては、別紙お手元に配付の報告書により御承知を願いたいと存じます。

分科会において質疑保留となった事項、

一、牛海綿状脳症（BSE）問題について

一、北海道の構造改革について

一、指名競争入札のあり方について

などに関し、昨日、本委員会において総括質疑を行い、付託案件に対する一切の質疑を終結した次第であります。

その後、直ちに各案件について意見の調整を図りました結果、議案第1号ないし第4号につきましては、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

なお、審査の経過にかんがみ、次の意見、すなわち、

一、国の構造改革の動向や急速に悪化する本道の景気・雇用情勢などを考慮し、道の構造改革については具体的な進め方を明確にするとともに、経済構造改革にあつては必要な施策の見直しを行い、実効性のある改革を急ぐべきである。

一、国の構造改革に伴って、本道は大きな雇用変化が想定される。これに対応するためのセーフティーネットを確立するとともに、道として新たな雇用プランを早期に策定し、雇用の確保・拡大に全庁挙げて積極的に取り組むべきである。

一、牛海綿状脳症（BSE）の発生は、道民に大きな不安を与えると同時に、本道の酪農・畜産農家や関連産業に多大な影響をもたらしている。

よって、道としては、この対策に万全を期し、消費者の信頼回復に努めるとともに、農家経営の安定に最大限の努力を払うべきである。

との意見を付されたい旨の動議が提出され、採決の結果、賛成者多数をもってこれを決定した次第であります。

以上、本委員会に付託されました議案審査の経過と結果を申し上げ、私の報告を終わります。

提出案件

第3回定例会において知事から提出のあった案件

議案

提出年月日	番号	件名	付託委員会	議決年月日	議事結果
13. 9.19	1	平成13年度北海道一般会計補正予算（第3号）	予算特別	13.10.11	原案可決
13. 9.19	2	平成13年度北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計補正予算（第1号）	予算特別	13.10.11	原案可決
13. 9.19	3	平成13年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第1号）	予算特別	13.10.11	原案可決
13. 9.19	4	平成13年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	予算特別	13.10.11	原案可決
13. 9.19	5	公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例案	総務	13.10.11	原案可決
13. 9.19	6	北海道アウトドア活動振興条例案	総務	13.10.11	原案可決
13. 9.19	7	北海道観光のくにづくり条例案	経済	13.10.11	原案可決
13. 9.19	8	北海道美しい景観のくにづくり条例案	建設	13.10.11	原案可決
13. 9.19	9	札幌医科大学条例の一部を改正する条例案	総務	13.10.11	原案可決
13. 9.19	10	北海道税条例の一部を改正する条例案	総務	13.10.11	原案可決
13. 9.19	11	低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案	総務	13.10.11	原案可決
13. 9.19	12	公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案	保健福祉	13.10.11	原案可決
13. 9.19	13	旅館業法施行条例の一部を改正する条例案	保健福祉	13.10.11	原案可決
13. 9.19	14	北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例案	経済	13.10.11	原案可決
13. 9.19	15	北海道立学校条例の一部を改正する条例案	文教	13.10.11	原案可決
13. 9.19	16	農地開発事業（農地再編関連整備）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	17	畑地帯総合土地改良事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	18	畑地帯総合土地改良事業（営農用水）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	19	畑地帯総合土地改良事業（緊急整備型）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	20	畑地帯総合土地改良事業（担い手育成型）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	21	畑地帯総合土地改良事業（担い手支援型）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	22	畑地帯総合土地改良事業（担い手支援型（単独土層改良））に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	23	畑地帯総合土地改良事業（担い手支援型（単独営農用水））に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	24	草地基盤整備事業（公共牧場整備）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	25	ため池等整備事業（河川工作物応急対策）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	26	農地保全整備事業（中山間地域総合農地防災）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	27	中山間地域総合整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	28	田園空間整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	29	農村総合整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	30	農村振興総合整備事業（地域環境整備）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	31	農村振興総合整備事業（田園居住空間）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農政	13.10.11	原案可決

提出年月日	番号	件名	付託委員会	議決年月日	議事結果
13. 9.19	32	農村振興総合整備事業（地域資源循環管理）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農 政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	33	地域用水環境整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農 政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	34	草地環境整備事業（草地畜産活性化特別対策）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農 政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	35	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農 政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	36	広域営農団地農道整備事業（農道環境整備）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農 政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	37	一般農道整備事業（集落間農道整備）に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農 政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	38	農道整備特別対策事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農 政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	39	道営土地改良事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	農 政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	40	水産基盤整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	水産林務	13.10.11	原案可決
13. 9.19	41	林道事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	水産林務	13.10.11	原案可決
13. 9.19	42	林道整備特別対策事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	水産林務	13.10.11	原案可決
13. 9.19	43	流域下水道事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	建 設	13.10.11	原案可決
13. 9.19	44	損害賠償請求事件における和解の件	総 務	13.10.11	原案可決
13. 9.19	45	工事請負契約の締結に関する件(道道夕張新得線道路改良(赤岩トンネル)工事)	建 設	13. 9.25	原案可決
13. 9.19	46	工事請負契約の締結に関する件(道道岩見沢石狩線岩見沢大橋架換(上部工場製作工・架設工)工事2工区)	建 設	13. 9.25	原案可決
13. 9.19	47	工事請負契約の締結に関する件(道道岩見沢石狩線岩見沢大橋架換(上部工場製作工・架設工)工事1工区)	建 設	13. 9.25	原案可決
13. 9.19	48	工事請負契約の締結に関する件(共和・岩内下水道管渠(新設工事)債務)	建 設	13. 9.25	原案可決
13. 9.19	49	工事請負契約の締結に関する件(道道音調津陣屋線道路改良(音調津トンネル)工事)	建 設	13. 9.25	原案可決
13. 9.19	50	工事請負契約の締結に関する件(3・3・120宝来南通宝来橋新設工事(上部工))	建 設	13. 9.25	原案可決
13. 9.19	51	工事請負契約の締結に関する件(十勝川流域下水道浄化センター機械濃縮機増設機械工事(国債))	建 設	13. 9.25	原案可決
13. 9.19	52	工事請負契約の締結に関する件(町道まきば通線道路改良(まきばトンネル)工事)	建 設	13. 9.25	原案可決
13. 9.19	53	工事委託契約の締結に関する件(函館湾流域下水道函館湾浄化センター建設工事)	建 設	13. 9.25	原案可決
13. 9.19	54	財産の取得に関する件(物品・札幌医科大学医学部附属病院診療用・全身用コンピュータ断層撮影装置一式)	総 務	13.10.11	原案可決
13. 9.19	55	財産の取得に関する件(物品・畑地帯総合土地改良事業での畑地かんがい用・畑地かんがいの末端散水施設一式)	農 政	13.10.11	原案可決
13. 9.19	56	財産の取得に関する件(建物・道営住宅恵み野団地用・恵門市恵み野南1丁目1番1)	建 設	13.10.11	原案可決
13. 9.19	57	財産の取得に関する件(物品・女満別空港用・空港用化学消防車1台)	建 設	13.10.11	原案可決
13.10.11	58	平成13年度北海道一般会計補正予算(第4号)		13.10.11	原案可決
13.10.11	59	北海道教育委員会委員の選任につき同意を求める件		13.10.11	同意議決
13.10.11	60	北海道人事委員会委員の選任につき同意を求める件		13.10.11	同意議決
13.10.11	61	北海道土地利用審査会委員の選任につき同意を求める件		13.10.11	同意議決

報 告

提出年月日	番号	件 名	付託委員会	議決年月日	議 事 果
13. 9.19	1	平成12年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件	決算特別	13.10.11	継続審査
13. 9.19	2	平成12年度北海道市町村振興基金の運用に関する件			報告のみ
13. 9.19	3	平成12年度北海道土地開発基金の運用に関する件			報告のみ
13. 9.19	4	平成12年度北海道美術品取得基金の運用に関する件			報告のみ
13. 9.19	5	専決処分報告の件（工事請負契約の変更に関する件、工事請負契約の締結（平成13年2月27日報告した報告第1号に係るもの）平成13年8月1日専決処分）			報告のみ
13. 9.19	6	専決処分報告の件（工事請負契約の変更に関する件、工事請負契約の締結（平成13年7月3日議決を経た議案第15号に係るもの）平成13年8月14日専決処分）			報告のみ
13. 9.19	7	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定、平成13年6月26日1件、平成13年7月2日1件、平成13年7月10日7件、平成13年7月12日1件、平成13年7月13日5件、平成13年7月16日2件、平成13年7月17日1件、平成13年7月24日1件、平成13年7月31日1件、平成13年8月16日3件、平成13年8月27日6件、平成13年8月28日18件、平成13年8月30日2件、平成13年8月31日1件、平成13年9月7日21件専決処分）			報告のみ

前会から継続審査中の案件

報 告

提出年月日	番号	件 名	付託委員会	議決年月日	議 事 果
13. 6.26	35	平成12年度北海道病院事業会計決算に関する件	企業会計決算特別	13. 9.19	意見を付し認定議決
13. 6.26	36	平成12年度北海道電気事業会計決算に関する件	企業会計決算特別	13. 9.19	意見を付し認定議決
13. 6.26	37	平成12年度北海道工業用水道事業会計決算に関する件	企業会計決算特別	13. 9.19	意見を付し認定議決

第3回定例会において議員から提出のあった案件

決 議 案

提出年月日	番号	件 名	提 出 者	議決年月日	議 事 果
13. 9.19	1	アメリカ合衆国における同時多発テロ事件に関する決議	原田 裕議員ほか5人	13. 9.19	原案可決

意 見 案

提出年月日	番号	件 名	提 出 者	議決年月日	議 事 果
13. 9.19	1	酪農・畜産基本政策と畜産物価格等に関する意見書	本間 勲議員ほか12人	13. 9.19	原案可決
13. 9.19	2	牛海綿状脳症疑似患畜の発生に関する意見書	本間 勲議員ほか12人	13. 9.19	原案可決
13.10. 1	3	野菜の緊急輸入制限措置の発動等に関する意見書	本間 勲議員ほか12人	13.10. 2	原案可決
13.10.11	4	高規格幹線道路の整備促進を求める意見書	原田 裕議員ほか4人	13.10.11	原案可決
13.10.11	5	乳幼児医療費助成制度の創設を求める意見書	萩原信宏議員ほか12人	13.10.11	原案可決
13.10.11	6	WTO関係会議に向けた食料・農業・農村の役割を重視した交渉を求める意見書	本間 勲議員ほか12人	13.10.11	原案可決

決 議

決議案第1号 アメリカ合衆国における同時多発テロ事件に関する決議

〔平成13年3定
原田 裕 議員ほか5人提出
平成13年9月19日 原案可決〕

去る9月11日、アメリカ合衆国の世界貿易センタービル及び国防総省等を襲った同時多発テロ事件は、一瞬のうちに数千人もの尊い人々の命を奪うとともに、政治、経済、社会に未曾有の被害と混乱をもたらし、全世界を恐怖に陥れている。

このような非人道的な大量殺りくテロ行為は、卑劣極まりない暴挙であり、いかなる理由や背景のもとに行われようとも、断じて許すことはできない。

この事件の犠牲者に対し深甚なる哀悼の意を表するものである。

日本政府を初め世界の国々が連携して、テロの根絶と真の世界平和の実現に向けて、積極的な取り組みを進めるよう強く求めるとともに、本議会は、世界の平和と民主主義に対する重大な挑戦であるテロ行為を厳しく指弾し、二度とこのような悲惨な事件が起きないように、あらゆる努力を惜しまないことを誓うものである。

右決議する。

平成 年 月 日

北海道議会

意 見 書

意見案第1号 酪農・畜産基本政策と畜産物価格等に関する意見書

〔平成13年3定
本間 勲 議員ほか12人提出
平成13年9月19日 原案可決〕

本道は、専門的な担い手を主体として、恵まれた土地資源を活用し、酪農・畜産、稲作、畑作を基幹とした土地利用型農業を展開し、我が国における食料の生産・供給基地として大きな役割を果たしてきた。

特に酪農・畜産については、畜産物需要が堅調に伸びる中で、国内最大の酪農・畜産地帯に発展し、乳業・食肉加工業などの関連産業とともに、地域を支える基幹産業として極めて重要な地位を占めている。

しかしながら一方で、農業の国際化の進展に伴い、輸入畜産物との競合が激しくなるとともに、担い手の高齢化・後継者不足等の構造的問題に加え、畜産環境問題への対応が強く求められるなど、多くの課題に直面している。

道としては、我が国の食料自給率の向上と農業・農村の多面的機能の維持・向上に向け、酪農・畜産農家と一体となって消費者に信頼されるクリーンで良質な畜産物の生産と安定供給に向けて取り組んでいくこととしているが、そのためには、国の総合的な支援施策の推進が不可欠である。

よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 食料自給率向上に向けた総合施策の確立について

「食料・農業・農村基本計画」や「北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」、「北海道飼料増産推進計画」などの目標を実現するため、食料生産の中核を担う本道の専門的な酪農・畜産農家等が将来に希望と意欲を持って営農に取り組むことができるよう、経営体質強化対策、生産性向上対策、畜産環境保全対策など、酪農・畜産経営を支援する総合的な対策を確立し、推進すること。

2 WTO農業交渉における適切な国際規律の確立について

次のとおり、農業の多面的機能や食料安全保障の重要性などに十分配慮した国際規律の確立に向けて、国民合意を図りながら確固たる姿勢で交渉に臨むこと。

(1) 適切な国境措置の維持

国内農業生産の維持・増大及び食品の安全性など国内消費者の関心にも配慮した国境措置（関税水準、特別セーフガードや国家貿易等）の維持

(2) 国内支持政策に関する適切な規律の確保

我が国の農業・農村の実情に十分配慮した、国内支持政策に関する適切な規律（AMS水準、「緑」の政策の範囲等）の確保

3 加工原料乳生産者補給金について

(1) 平成14年度加工原料乳生産者補給金について

加工原料乳生産者補給金単価については、加工原料乳地域における生乳の再生産を確保し、生産者の経営の安定が図られるよう適切に設定すること。

(2) 加工原料乳限度数量について

加工原料乳限度数量については、生乳需給の安定確保が図られるよう適切に設定すること。

4 平成14年度畜産物価格について

(1) 肉用子牛の保証基準価格等について

保証基準価格については、品種ごとに再生産が確保されるよう適切に設定するとともに、合理化目標価格については、輸入牛肉の価格動向を踏まえ、適切に設定すること。

(2) 指定食肉安定価格について

牛肉及び豚肉の安定価格については、再生産の確保と経営の安定が図られるよう適切に設定すること。

5 酪農・畜産関連施策の推進について

(1) 担い手の育成・確保対策等について

生産基盤の維持・拡大を図りながら消費者に信頼される良質な畜産物を安定供給していくため、地域の核となる法人経営体の育成を一層促進するとともに、新規就農者等による経営継承の一層の円滑化を図るための総合的な対策を推進すること。

(2) 畜産環境保全施設整備対策等について

畜産環境保全対策を積極的に推進するため、畜産環境整備リース事業の予算枠を確保するとともに、ふん尿の有効活用に向けた流通対策など、生産者等の取り組みに対する支援対策を推進すること。

(3) 自給飼料増産対策について

「北海道飼料増産推進計画」の着実な推進を図るため、自給飼料生産基盤の強化、飼料作物の生産性や品質の向上、飼料生産の外部化などによる効率的な生産体系の確立など、飼料増産支援対策を充実・強化すること。

また、飼料向け国産稲わらの自給体制の構築と円滑な利用を促進する対策を推進すること。

(4) 生クリーム・チーズ対策について

乳脂肪分の需要拡大と輸入乳製品との競合のおそれの少ない液状乳製品の消費拡大を図るため、生クリーム等の生産拡大に対する支援対策を推進するとともに、今後とも需要の増加が見込まれる、国産ナチュラルチーズ等向け生乳生産奨励対策を継続すること。

(5) 家畜改良対策について

酪農生産の基盤を維持・拡大していくため、優良な乳用牛群の整備と確保を図るための乳牛改良対策を推進するとともに、家畜の個体識別・情報管理システムの推進に対する支援対策を講ずること。

(6) 肉用牛生産基盤確保対策について

肉用牛繁殖基盤を維持・確保するため、生産者の作業支援組織の確立など肉用子牛生産基盤確保対策を継続すること。

(7) 家畜防疫対策について

海外悪性家畜伝染病等に対する防疫対策の強化を図るとともに、地域における防疫体制整備の推進のための支援対策を講ずること。

(8) 酪農・畜産の経営安定対策について

ア 加工原料乳生産者経営安定対策について

酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の取引価格を踏まえ適切な運用を図ること。

イ 肉用牛肥育経営安定対策について

肉用牛肥育経営の安定を図るため、今後の発動・運用状況など実態を踏まえ適切な運用を図ること。

ウ 養豚経営の安定対策について

養豚経営の安定を図るため、地域肉豚生産安定基金造成事業の安定基金発動基準価格の適切な設定と地域養豚振興特別対策事業の拡充・強化を図ること。

(9) 酪農・畜産の振興対策について

酪農・畜産の安定的かつ健全な発展を図るため、次の対策の継続・確保を図ること。

ア 酪農対策

(ア) 土地利用型酪農推進事業

(イ) 広域生乳需給調整支援対策事業

(ウ) 酪農ヘルパー関連対策

イ 肉用牛対策

(ア) 子牛生産拡大奨励事業等

ウ 養豚対策

(ア) 養豚振興体制整備総合対策事業

エ 飼料対策

(ア) 国産粗飼料増産緊急対策事業

(イ) 飼料増産受託システム確立対策事業

(ウ) 草地生産性向上対策事業

(エ) 草地畜産拡大対策事業

(オ) 配合飼料安定対策

オ 流通消費対策

- (ア) 学校給食用良質牛乳供給推進事業
- (イ) 国産生乳需要拡大推進事業
- (ウ) 国産食肉等需要促進総合対策事業
- (エ) 食肉処理施設等再編整備事業

カ 家畜衛生対策

- (ア) 家畜生産農場清浄化支援対策事業

右地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

北海道議会議長 酒井芳秀

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 } 各通
財務大臣
農林水産大臣 }

意見案第2号 牛海綿状脳症疑似患畜の発生に関する意見書

平成13年3定
本間 勲 議員ほか12人提出
平成13年9月19日 原案可決

牛海綿状脳症疑似患畜の発生により、本道の酪農・畜産農家を初め消費者や流通・加工関係者が大きな不安を抱いていることから、関係者の不安を払いぬぐうことが重要である。

よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

発生原因の早期究明を図るとともに、風評被害の発生を防止するため、消費者等に対する牛海綿状脳症に関する正しい知識の啓発と情報の提供に努めること。

右地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

北海道議会議長 酒井芳秀

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 } 各通
財務大臣
農林水産大臣 }

意見案第3号 野菜の緊急輸入制限措置の発動等に関する意見書

平成13年3定
本間 勲 議員ほか12人提出
平成13年10月2日 原案可決

近年、輸入野菜の急増とそれに伴う国内価格の下落は、北海道のみならず、国内の野菜農家の経営に深刻な影響を及ぼしており、こうした事態が長引けば、生産者の意欲の減退はもとより自給率の減少に拍車がかかるなど、我が国の野菜生産が危機的な局面に立たされ、国民への食料の安定供給を阻害するなど極めてゆゆしき状況に陥ることが懸念される。

このような状況のもとで、タマネギなど15品目について、セーフガード発動に向けた情報収集モニタリング体制が整備されるとともに、本年4月に「ネギ」、「生シイタケ」、「昼表」についてWTO協定に基づくセーフガード暫定措置が発動され、この発動を契機に、国内産地では、国際競争に耐え得る産地体制の強化のため、生産から流通、消費に至る各分野での構造改革に取り組み始めたところである。

しかしながら、こうした産地の構造改革の実現を確固たるものとするためには、少なくとも3年から4年の期間を要することから、セーフガードの本発動は不可欠である。

よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 輸入が急増する野菜に対して、一般セーフガードの本発動など実効ある輸入抑制措置を講ずるとともに、輸入野菜の監視体制の強化を図ること。
- 2 WTO交渉を通じて、生鮮野菜などの「季節性があり腐敗しやすい特性を有する農産物」の機動的・効果的なセーフガードを求める日本提案の実現を図ること。
- 3 輸入急増野菜に対する植物検疫対策、食品衛生対策及び種子の管理対策等の継続・強化を図ること。

右地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

北海道議会議長 酒井 芳 秀

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣 } 各通

意見案第4号 高規格幹線道路の整備促進を求める意見書

平成13年3定
原田 裕 議員ほか4人提出
平成13年10月11日 原案可決

国の構造改革の議論の中で、道路特定財源制度の見直しとともに、高規格幹線道路の整備について、新規路線の廃止や建設中区間の凍結などの議論がなされている。行財政のあらゆる分野において構造改革を進めていくことは当然であり、その見直しは果敢に行われなければならないが、一方で高規格幹線道路網の整備が途半ばである北海道としては、この動向に注目せざるを得ない。

そもそも道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、受益者負担に基づく道路特定財源制度のもと、中長期的な視点に立ち、体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものである。

中でも、本道は、広大な面積を有し広域分散型社会を形成し、道路交通への依存度が高いため、高規格幹線道路ネットワークは、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保を図る上で、また、我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場としてその役割をしっかりと担うために、必要不可欠で最も基本的な社会基盤である。しかしながら、その整備は計画路線の約30%にとどまり、かつ札幌を中心とする道央圏を除いてはネットワーク化が十分に図られていない現状にあり、そのネットワークの形成が道政の最重要課題となっている。

よって、国においては、国土の骨格をなし、広域的な交流や地域間相互の交流・連携の強化に欠かすことのできない高規格幹線道路について、北海道の整備の実状を十分に踏まえた上、引き続き、計画的かつ早期に整備が図られるよう強く要望する。

右地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

北海道議会議長 酒井 芳 秀

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 } 各通
国土交通大臣
行政改革・規制改革担当大臣 }

意見案第5号 乳幼児医療費助成制度の創設を求める意見書

平成13年3定

萩原 信宏 議員ほか12人提出

平成13年10月11日 原案可決

近年、都市化、核家族化の進行、女性の社会進出など子供や家庭を取り巻く環境が大きく変化してきており、子育てと仕事の両立が難しいことや晩婚化の進行、未婚率の上昇などから、出生数が大幅に減少している。

こうした少子化の進行は、子供の自主性や社会性が育ちにくいということや、将来的に生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下、年金などの社会保障費用の現役世代への負担の増大などの影響が懸念されている。

このため本道でも、21世紀を担う子供たちが健やかに育ち、子供を持ちたいと思う人が、安心して子供を生み育てることができるような環境づくりを目指し、取り組みが進められている。

こうした中で、すべての都道府県において、乳幼児の疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るとともに、子育てを行っている家庭の精神的・経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の無料化を含め、様々な助成制度を実施している。

しかし、厳しい財政状況の中での単独事業であるため、事業の実施に多額の財政負担を生じており、また、助成対象年齢や自己負担額などに地域格差があることから、全国統一的な制度の創設が求められている。

よって、国においては、子供たちの健やかな成長を国家的・社会的に保障し、経済的負担を軽減して、安心して子育てができるようにするため、乳幼児医療費無料化の助成制度を早期に創設するよう強く要望する。

右地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

北海道議会議長 酒井 芳 秀

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

各通

意見案第6号 WTO閣僚会議に向けた食料・農業・農村の役割を重視した交渉を求める意見書

平成13年3定

本間 勲 議員ほか12人提出

平成13年10月11日 原案可決

WTO（世界貿易機関）の新ラウンド交渉は、世界の貿易ルールの方向が決定される極めて重要な交渉であり、11月9日から13日に開催される閣僚会議において、その枠組みが決められようとしている。既に農業分野については、WTO農業委員会の特別会合において議論が開始されており、我が国は「多様な農業の共存」を基本的な目標とし、農業の持つ多面的機能の維持、食料安全保障等を重視した主張を展開しているが、これに対し農産物輸出国は、より一層の市場開放と国内助成政策の削減を要求している。

我が国は食料・農業・農村基本法に基づき国内農業生産の維持・増大と食料自給率の向上を目指しており、その中で本道農業は国産供給熱量の約2割を供給し、国内食料生産の中核を担っているところであるが、今回の閣僚会議において、「農業分野を含めた一層の自由貿易の推進」の方向が示された場合、食料の安定供給や環境の保全はもとより、その推移によっては本道の農業と地域社会に大きな影響を与えることが懸念される。

よって、国においては、国内最大の農業地帯である本道の専門的農家が意欲を持って経営に当たることができるよう、特に次の事項に十分配慮され、確固たる姿勢で交渉に臨むことを強く要望する。

記

- 1 農業・農村は食料の生産・供給だけではなく、地球規模での自然環境の保全、良好な景観の形成、地域社会の維持や雇用の場の確保等、人間生活に欠くことのできない多様な役割を果たしており、この多面的機能を維持するとともに、各国の自然条件、歴史的背景等に応じた多様な農業が共存できるよう国際的な農産物の貿易ルールを確立すること。
- 2 今後の世界的な人口増加、開発途上国を中心に深刻化する栄養不足問題等に対する食料安定供給の確保が人類の課題であり、各国が世界的な食料安全保障の確保の重要性を十分認識し、国内の食料自給率の向上等が図れるようにするとともに、緊急的な食料不足の事態に対処できるような国際備蓄の仕組みづくりに取り組むこと。
- 3 遺伝子組み替え食品や環境ホルモン等、食をめぐる新たな問題が発生する中、世界最大の食料輸入国である我が国においては食品の安全確保対策が重要である。このため、食品の安全性の確保を基本に、特に遺伝子組み替え食品の国際的な流通・表示ルールを確立すること。
- 4 関税水準等の国境措置や国内助成については、各国の食料・農業をめぐる事情に配慮し、自国の生産資源を活用して食料を確保できるよう、一律的な削減等を行わないようにすること。

また、過重な米のミニマム・アクセス数量の改善や米などを原料とする各種調製品の実効ある国境措置の確保、農産物の特殊性に配慮した新たなセーフガード措置を求めること。

右地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

北海道議会議長 酒井芳秀

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

各通

請 願 ・ 陳 情

① 第3回定例会において各常任・特別委員会に付託されたもの。

請 願

文書表 番 号	件 名	提 出 者	付 託 委 員 会	審 査 の 結 果
99	年金制度を改善し、安心して暮らせる老後の保障を求める件	全日本年金者組合北海道本部 執行委員長 森 昭	保健福祉	継続審査
100	苫小牧公立高等学校の間口削減に反対し、一学級の生徒数の見直しを求める件	苫小牧市PTA連合会 会長 毛利 文彦	文 教	継続審査
101	胆振第二学区内の公立高校の間口削減に反対する件	苫小牧ゆきとどいた教育をすす める会 代表 佐藤 弘毅	文 教	継続審査
102	私立高校への助成と私立高校生への直接助成の大幅な増額を要求する件	苫小牧ゆきとどいた教育をすす める会 代表 佐藤 弘毅	文、 教	継続審査
103	白石区川北1条1丁目付近に信号機の設置を求める件	川北に信号機の設置を求める会 代表 山岡 文堂	新幹線・ 総合交通 対策特別	取 下 げ
104	道営住宅の修繕費増額に関する件	札幌市東区公営住宅協議会 代表者 高橋 敏男	建 設	継続審査
105	私立学校の保護者負担を軽減するとともに教育条件の改善のための私学助成を拡充することを求める件	苫小牧市柏木町 久野 年勝	文 教	継続審査
106	公立高等学校の学級削減に反対し、小中高30人以下学級の早期実現を求める件	室蘭市寿町 濱 正仁 外1人	文 教	継続審査
107	公立高等学校の学級削減に反対する件	函館市美原 武田 和男	文 教	継続審査
108	公立高等学校の学級削減に反対する件	函館市吉梗町 石見 博史	文 教	継続審査
109	公立高等学校の学級削減に反対する件	檜山郡厚沢部町 池田 昭寿	文 教	継続審査
110	公立高等学校の学級削減に反対する件	深川市文光町 太田 成司	文 教	継続審査
111	公立高等学校の学級削減に反対する件	江別市大麻高町 石田 俊男	文 教	継続審査
112	公立高等学校の学級削減に反対する件	旭川市忠和 藤岡 利之	文 教	継続審査
113	公立高等学校の学級削減に反対する件	士別市東2条 西村 昇一	文 教	継続審査
114	公立高等学校の学級削減に反対する件	天塩郡遠別町 加藤 剛	文 教	継続審査
115	公立高等学校の学級削減に反対する件	天塩郡遠別町 加藤 剛	文 教	継続審査
116	公立高等学校の学級削減に反対する件	千歳市富岡 尾崎 真澄	文 教	継続審査
117	公立高等学校の学級削減に反対する件	苫小牧市もえぎ町 荒磯 敏幸	文 教	継続審査
118	公立高等学校の学級削減に反対する件	白老郡白老町 木村 和平	文 教	継続審査
119	公立高等学校の学級削減に反対する件	中川郡幕別町 横山 傑	文 教	継続審査
120	公立高等学校の学級削減に反対する件	河東郡音更町 堀 満	文 教	継続審査
121	深川西高校五学級存続の件	北海道高等学校教職員組合連合 会深川西高分会 分会長 太田 成司	文 教	継続審査

陳 情

文書表 番 号	件 名	提 出 者	付 託 委 員 会	審 査 の 結 果
53	台湾との友好関係を樹立し、「台湾関係法」を制定するための件	兵庫県西宮市 黒坂 真	総 務	継続審査

委員会の動き

議会運営委員会

○9月4日(火) 開議 午後零時53分
散会 午後零時54分
議会運営委員会室
委員長 伊藤 条一(自民)

- 1 元議員の逝去について
 - ・ 亀井忠衛氏の逝去(網走支庁選出、第17期～第19期)について報告。
- 2 議員の海外調査派遣について
 - ・ 次の議員から、議長に対し別紙配付の海外調査派遣申請書の提出があったことを報告。
荒島 仁(公明) 稲津 久(公明)
 - ・ 海外調査派遣申請書のとおり派遣を決定する。

○9月10日(月) 開議 午後1時12分
散会 午後1時16分
議会運営委員会室
委員長 伊藤 条一(自民)

- 1 第3回定例会について
 - ・ 招集日を9月19日とする。
 - ・ 会期は23日間とする。
 - ・ 総務部長から提出予定案件について説明。
 - ・ 日程について次のとおり進める。
〔第3回定例会〕

9月19日	本会議
9月20日～9月24日	休会
9月25日～9月26日	本会議(代表質問)
9月27日～9月28日	本会議(一般質問)
9月29日～9月30日	休会
10月1日～10月2日	本会議(一般質問、予算・決算特別委員会設置)
10月3日～10月10日	休会
10月11日	本会議
- 2 代表質問について
 - ・ 順位は、民主、自民、公明、道民、共産の順とする。
 - ・ 各会派の発言時間使用状況について報告
- 3 企業会計決算特別委員会の審議状況について
 - ・ 前会より継続審査中の報告第35号ないし第37

号については、8月24日の委員会において、いずれも意見を付し認定議決と決定し、それぞれ審査を終了したことを報告。

- ・ 招集日の本会議において委員長報告を行い議決する。

4 議場コンサートについて

- ・ 配付の実施要領案のとおり、9月19日の正午から実施する。

○9月18日(火) 開議 午前11時46分
散会 午前11時52分
議会運営委員会室
委員長 伊藤 条一(自民)

- 1 本会議における黙祷について
 - ・ 9月11日に米国で発生した同時多発テロ事件の犠牲者に対し弔意を表するため本会議冒頭において黙祷を行う。
- 2 提出議案の事前説明について
 - ・ 総務部長から、提出議案について説明。
 - ・ 議案第45号ないし第53号については先議する扱いとする。
- 3 代表質問について
 - ・ 通告は、9月21日正午までとする。
- 4 一般質問について
 - ・ 順位は従来の例(十分比方式)による。
 - ・ 8番目と10番目については、道民及び共産が同率のため、2会派において調整し、結果を後日報告する。
 - ・ 通告は9月25日正午までとする。
- 5 予算特別委員会及び決算特別会について
 - ・ 委員会構成及び正副委員長の配分については、配布の協議事項記載のとおりとする。
 - ・ 委員名簿は、9月28日正午までに提出する。
- 6 意見案の発議について
 - ・ 農政委員会において意見書の発議が予定されており、提出された場合、明日の本会議において議決する。
- 7 休会について
 - ・ 議案調査のため9月20日から21日までの本会議を休会し、25日再開する。
- 8 9月19日の本会議議事順序について
 - ・ 明日の本委員会において協議する。

○9月19日(水) 開議 午前9時42分
散会 午前9時45分
議会運営委員会室
委員長 伊藤 条一(自民)

- 1 決議案の取り扱いについて
・決議案第1号の提出があり、本日の本会議において議決する。
- 2 意見案の取り扱いについて
・意見案第1号及び第2号の提出があり、本日の本会議において議決する。
- 3 請願の特別委員会付託について
・本日の本会議において、請願第103号を新幹線・総合交通対策特別委員会に付託する。
- 4 本日の本会議議事順序について
・事務局長説明のとおりとする。

○9月25日(火) 開議 午前9時51分
散会 午前9時53分
議会運営委員会室
委員長 伊藤 条一(自民)

- 1 先議案件の審議状況について
・建設委員会に付託された先議案件はすべて議了したことを報告。
- 2 代表質問について
・通告(5名)について報告。
・本日2名、明日3名行う。
- 3 理事者の発言について
・磯田副知事は9月25日の本会議を山口副知事は9月26日の本会議をそれぞれ欠席することを了承。
- 4 本日の本会議議事順序について
・事務局長説明のとおりとする。

○9月26日(水) 開議 午前9時46分
散会 午前9時48分
議会運営委員会室
委員長 伊藤 条一(自民)

- 1 代表質問の通告内容等について
・通告内容等の変更について了承。
- 2 本日の本会議について
・代表質問4名を行う。
- 3 一般質問について

- ・通告(20名)について報告。
- ・個人別順位は配付資料の通告一覧のとおり決定。
- ・一般質問の進め方については、改めて協議する。

- 4 本日の本会議議事順序について
・事務局長説明のとおりとする。

○9月27日(木) 開議 午前10時2分
散会 午前10時4分
議会運営委員会室
委員長 伊藤 条一(自民)

- 1 代表質問及び一般質問について
・通告内容等の変更について了承。
・本日は代表質問3名を行い、明日から一般質問を行う。
・明日の一般質問は5名行い、その後の進め方は改めて協議する。
- 2 本日の本会議議事順序について
・事務局長説明のとおりとする。

○9月28日(金) 開議 午前9時35分
散会 午前9時38分
議会運営委員会室
委員長 伊藤 条一(自民)

- 1 今後の日程について
・次のとおり日程を変更する。

[第1回定例会]

9月28日	本会議(一般質問)
9月29日～9月30日	休会
10月1日～10月2日	本会議(一般質問)
10月3日	本会議(一般質問、予算・決算特別委員会設置)
10月4日～10月10日	休会
10月11日	本会議

- 2 一般質問について
・通告内容等の変更について了承。
・本日5名、10月1日4名、2日6名、3日5名行う。
- 3 本日の本会議議事順序について
・事務局長説明のとおりとする。

○10月1日(月) 開議 午後零時38分
散会 午後零時40分
議会運営委員会室
委員長 伊藤 条一(自民)

- 1 一般質問の通告内容等について
・通告内容等の変更について了承。
- 2 本日の本会議について
・一般質問4名行う。
- 3 本日の本会議議事順序について
・事務局長説明のとおりとする。

○10月2日(火) 開議 午前9時45分
散会 午前9時47分
議会運営委員会室
委員長 伊藤 条一(自民)

- 1 意見案の取り扱いについて
・意見案第3号の提出があり、本日の本会議冒頭において議決する。
- 2 一般質問の通告内容等について
・通告内容等の変更について了承。
- 3 本日の本会議について
・一般質問5名行う。
- 4 本日の本会議議事順序について
・事務局長説明のとおりとする。

○10月3日(水) 開議 午前9時56分
散会 午前10時
議会運営委員会室
委員長 伊藤 条一(自民)

- 1 一般質問の通告内容等について
・通告内容等の変更について了承。
- 2 本日の本会議について
・一般質問4名行う。
- 3 予算特別委員会及び決算特別委員会について
・本日一般質問終了後設置する。
・各派別分科会委員数は、協議事項記載のとおりとする。
・配付資料の名簿のとおり委員を選任する。
- 4 議案の各委員会付託について
・事務局長説明のとおりとする。
- 5 休会について
・各委員会付託議案審査のため10月4日から5

日及び9日から10日まで本会議を休会し、11日再開する。

- 6 本日の本会議議事順序について
・事務局長説明のとおりとする。

○10月11日(木) 開議 午後零時39分
散会 午後3時49分
議会運営委員会室
委員長 伊藤 条一(自民)

- 1 各委員会の審議状況について
・一部特別委員会及び決算特別委員会は審議未了であることを報告。
- 2 追加提出議案の事前説明について
・総務部長から説明。
・補正予算案は委員会付託を省略し、本日の本会議において各会派10分程度の質疑を行う。
・人事案件3件は本日の本会議において議決する。
(午後零時42分休憩、午後3時45分再開)
- 3 元議員の逝去について
・高橋辰夫氏の逝去(胆振支庁選出、第17期～第20期)について報告。
- 4 各委員会付託議案の審議状況について
・予算4件、総務7件、経済2件、建設4件、保健福祉2件、文教1件、農政25件、水産林務3件については、すべて議了した旨報告。
- 5 閉会中継続審査を要する議案について
・決算特別委員会において審査中の報告第1号については、継続審査することに決定したことを報告。
- 6 議案第58号に関する質問の通告について
・通告(5名)について報告
・質疑順位は配布の通告一覧表のとおりとする。
- 7 意見案の取り扱いについて
・意見案第4号ないし第6号の提出があり、本日の本会議において議決する。
- 8 本委員会に付託されている陳情について
・閉会中継続審査を申し出る。
- 9 閉会中継続調査の申出について
・閉会中継続調査を申し出る。
- 10 本日の本会議議事順序について
・事務局長説明のとおりとする。
- 11 次回定例会の招集予定日について
・総務部長から、第4回定例会招集予定日につ

いて、11月28日（水）を予定している旨の発言があり、これを了承。

12 議員の海外調査派遣について

・次の議員から、議長に対し別紙配布の海外調査派遣申請書の提出があったことを報告。

柏倉 勝雄（民主） 井野 厚（民主）

沢岡 信宏（民主）

・海外調査派遣申請書のとおり派遣を決定する。

常任委員会

総務委員会

○8月7日(火) 開議 午後1時35分
散会 午後2時26分
第10委員会室
委員長 川村 正(自民)

一般議事

- ① 平成14年度北海道開発関係予算に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。
- ② 総合企画部長から、「北海道におけるアウトドア活動の振興に関する基本条例(仮称)」の検討状況について報告。
花岡ユリ子委員(共産)から質疑
- ③ 政策室長から、「北海道政策評価条例(仮称)」の基本的考え方について報告。
花岡ユリ子委員(共産)から質疑
- ④ 行財政状況等に関する道内調査の実施を決定。

○9月4日(火) 開議 午後1時32分
散会 午後2時11分
第10委員会室
委員長 川村 正(自民)

一般議事

- ① 行財政状況等に関する道内調査の実施概要の報告を了承。
- ② 総合企画部長から、北海道IT戦略本部の設置について報告。
高木繁光委員(自民)から意見
- ③ 道警本部警備部長及び警備部参事官から、「2002年ワールドカップサッカー大会札幌開催」の警備の概要等について報告。
- ④ 総合防災対策室長から、平成13年度原子力防災訓練について報告。
- ⑤ 総合防災対策室長から、小規模雑居ビル火災の防止について報告。
高木繁光委員(自民)から質疑及び要望

○9月18日(火) 開議 午前10時36分
散会 午前11時25分
第10委員会室
委員長事故のため
副委員長 滝口 信喜(民主)

一般議事

- ① 総務部長、総合企画部長、警察本部総務部長

及び出納局長から、平成13年第3回定例会提出予定案件について説明。

- ② 総合防災対策室長から、台風15号に係る対策・被害状況について報告。
- ③ 総務部長から、道財政の展望について報告。
- ④ 入札指導監察監から、入札制度改善白書(仮称)について報告。

○10月11日(木) 開議 午前10時37分
散会 午前11時15分
第10委員会室
委員長 川村 正(自民)

付託案件の審査

議案第5号

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例案 (原案可決)

花岡ユリ子委員(共産)から質疑

議案第6号

北海道アウトドア活動振興条例案(原案可決)

議案第9号

札幌医科大学条例の一部を改正する条例案 (原案可決)

議案第10号

北海道税条例の一部を改正する条例案 (原案可決)

議案第11号

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案 (原案可決)

議案第44号

損害賠償請求事件における和解の件 (原案可決)

議案第54号

財産の取得に関する件 (原案可決)
花岡ユリ子委員(共産)から、議案第5号、第9号及び第10号について反対意見

一般議事

- ① 総務部長から、平成13年第3回定例会追加提出予定案件(補正予算案)について説明。
- ② 総合防災対策室長から、国道333号北見市土砂崩落災害に係る対策・被害状況について報告。
- ③ 総合企画部長から、北海道市町村合併支援本部の設置について報告。
- ④ 人事委員会事務局長から、平成13年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告に

ついて説明。

- ⑤ 請願・陳情について、閉会中継続審査の申出をすることを決定。
- ⑥ 所管事務について、閉会中継続調査の申出をすることを決定。

環境生活委員会

- 8月7日(火) 開議 午後1時31分
散会 午後2時5分
第3委員会室
委員長 村井 宣夫(道民)

一般議事

- ① 平成14年度北海道開発関係予算要望事項に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。
- ② 環境保全及び道民生活・文化事情に関する道内調査の実施を決定。
- ③ 環境生活部長から、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策について報告。
- ④ 新野至都子委員(共産)から質疑
 - (1) 北海道ウタリ協会について
 - (2) 北海道消費生活条例施行状況報告について

- 9月4日(火) 開議 午後1時19分
散会 午後1時45分
第3委員会室
委員長 村井 宣夫(道民)

一般議事

- ① 環境保全及び道民生活・文化事情に関する道内調査の実施概要の報告を了承。
- ② 新野至都子委員(共産)から質疑
 - (1) 一般国道44号根室道路の環境問題について

- 9月18日(火) 開議 午前10時36分
散会 午前11時7分
第3委員会室
委員長 村井 宣夫(道民)

一般議事

- ① 環境生活部長から、平成13年環境の状況等に関する年次報告について説明。
- ② 木村峰行委員(民主)から質疑
 - (1) BSEいわゆる狂牛病について
- ③ 新野至都子委員(共産)から質疑
 - (1) 山のトイレ問題について

- 10月11日(木) 開議 午前10時35分
散会 午前10時55分
第3委員会室
委員長 村井 宣夫(道民)

一般議事

- ① 環境生活部長から、牛海綿状脳症に関する取り組み状況について報告。
木村峰行委員(民主)から質疑
- ② 陳情について、閉会中継続審査の申出をすることを決定。
- ③ 所管事務について、閉会中継続調査の申出をすることを決定。

保健福祉委員会

- 8月7日(火) 開議 午後1時30分
散会 午後1時40分
第7委員会室
委員長 萩原 信宏(共産)

一般議事

- ① 保健福祉事情に関する道内調査の実施を決定。
- ② 保健福祉部長から、平成13年度サハリン地域(樺太)墓参について報告。
沢岡信広委員(民主)から質疑
- ③ 保健福祉部長から、公衆浴場入浴料金の統制額の改定について報告。

- 9月4日(火) 開議 午後1時33分
散会 午後2時4分
第7委員会室
委員長 萩原 信宏(共産)

一般議事

- ① 保健福祉事情に関する道内調査の実施概要の報告を了承。
- ② 保健福祉部長から、診療応援に係る実態調査結果について報告。
沢岡信広委員(民主)、三井あき子委員(民主)、稲津久委員(公明)及び段坂繁美委員(民主)から質疑、要望

- 9月18日(火) 開議 午前10時33分
散会 午前10時40分
第7委員会室
委員長 萩原 信宏(共産)

一般議事

① 保健福祉部長から、平成13年第3回定例会提出予定案件について説明。

委員長 高橋 由紀雄 (民主)

○10月11日 (木) 開議 午前10時39分
散会 午前10時53分
第7委員会室
委員長 萩原 信宏 (共産)

付託案件の審査

議案第12号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案
(原案可決)

議案第13号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例案
(原案可決)

一般議事

- ① 乳幼児医療費助成制度の創設を求める意見案の発議を決定。
- ② 上記意見案に関する中央折衝の実施を決定。
- ③ 保健福祉部長から、平成13年第3回定例会追加提出予定案件について説明。
- ④ 北霊碑慰霊祭参列について決定。
- ⑤ 請願・陳情について、閉会中継続審査の申出をすることを決定。
- ⑥ 所管事務について、閉会中継続調査の申出をすることを決定。
- ⑦ 沢岡信広委員 (民主) から質疑
(1) BSE検査体制について

経済委員会

○8月7日 (火) 開議 午後1時30分
散会 午後1時42分
第8委員会室
委員長 高橋 由紀雄 (民主)

一般議事

- ① 平成14年度北海道開発関係予算及び新たな雇用対策の創設等を求める要望に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。
- ② 経済事情に関する道内調査の実施を決定。
- ③ 経済部長から、国際熱核融合実験炉の苫小牧東部地域への誘致について報告。

○9月4日 (火) 開議 午後1時22分
散会 午後1時50分
第8委員会室

一般議事

- ① 商工労働観光事情に関する道内調査の実施概要の報告を了承。
- ② 経済部長から、雇用のセーフティーネットについて報告。
- ③ 経済部長から、苫小牧東部第一工業用水道事業について報告。
- ④ 斉藤博委員 (民主) から要望
(1) 建設業の雇用対策の推進について
(2) IT関連産業の現地視察について

○9月18日 (火) 開議 午前10時50分
散会 午前11時28分
第8委員会室
委員長 高橋 由紀雄 (民主)

一般議事

- ① 経済部長から、平成13年第3回定例会提出予定案件について説明。
- ② 経済部長から、個別的労使紛争に係る道の対応について報告。
原田裕委員 (自民) から質疑
- ③ 経済部長から、第7次北海道職業能力開発計画について報告。
- ④ 西村慎一委員 (道民) から要望
(1) マイカル小樽の民事再生法の適用申請に伴う雇用対策について
(2) 建設業従事者の雇用の受け皿づくりの促進について

○10月11日 (木) 開議 午前11時
散会 午前11時36分
第8委員会室
委員長 高橋 由紀雄 (民主)

付託案件の審査

議案第7号

北海道観光のくにつくり条例案 (原案可決)
斉藤博委員 (民主) から質疑

議案第14号

北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例案 (原案可決)

一般議事

- ① 現地調査の実施を決定。

- ② 経済部長から、北海道市場買受人協会の経理状況について報告。
加藤礼一委員（自民）から質疑
- ③ 請願・陳情について、閉会中継続審査の申出をすることを決定。
- ④ 所管事務について、閉会中継続調査の申出をすることを決定。

農政委員会

○8月7日（火） 開議 午後1時30分
散会 午後2時55分
第6委員会室
委員長 本間 勲（自民）

一般議事

- ① 平成14年度農業関係国費予算及び新たな農業経営政策の確立に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。
- ② 農業事情に関する道内調査の実施を決定。
- ③ 農政部長から、農作物の生育状況について報告。
- ④ 農政部長から、ホッカイドウ競馬について報告。
- ⑤ 釣部勲委員（自民）から質疑
（1）入札制度について
- ⑥ 加藤唯勝委員（自民）から質疑
（1）農産物の輸入対策について
（2）北海道果樹振興計画について
- ⑦ 岡田憲明委員（道民）から質疑
（1）新パワーアップ事業について
（2）米の緊急需給調整対策について
- ⑧ 布川義治委員（道政）から質疑
（1）米国産冷凍弁当の輸入について

○9月4日（火） 開議 午後1時20分
散会 午後1時46分
第6委員会室
委員長 本間 勲（自民）

一般議事

- ① 農業事情に関する道内調査の実施概要の報告を了承。
- ② 農政部長から、平成14年度農業関係国費予算概算要求について報告。
- ③ 農政部長から、農業構造改革推進のための経営政策について報告。

矢野制光委員（民主）から質疑

- ④ 農政部長から、農作物の生育状況について報告。

○9月18日（火） 開議 午前10時40分
散会 午前11時16分
第6委員会室
委員長 本間 勲（自民）

一般議事

- ① 畑作物・野菜政策に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。
- ② 農政部長から、牛海綿状脳症（BSE）疑似患畜の発生について報告。
田淵洋一委員（自民）及び池本柳次委員（民主）から質疑及び意見
- ③ 牛海綿状脳症疑似患畜の発生に関する意見案及び酪農・畜産基本政策と畜産物価格等に関する意見案の発議を決定。
- ④ 上記意見案に関する中央折衝の実施を決定。
- ⑤ 農政部長から、平成13年第3回定例会提出予定案件について説明。

○10月1日（月） 開議 午前11時35分
散会 午前11時48分
第6委員会室
委員長 本間 勲（自民）

一般議事

- ① 野菜の緊急輸入制限措置の発動等に関する意見案の発議を決定。
- ② 上記意見案に関する中央折衝の実施を決定。
- ③ 神戸典臣委員（自民）から質疑
（1）狂牛病について

○10月11日（木） 開議 午前10時40分
散会 午前11時
第6委員会室
委員長 本間 勲（自民）

付託案件の審査

- 議案第16号
農地開発事業（農地再編関連整備）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
- 議案第17号
畑地帯総合土地改良事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
- 議案第18号

畑地帯総合土地改良事業（営農用水）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第19号

畑地帯総合土地改良事業（緊急整備型）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第20号

畑地帯総合土地改良事業（担い手育成型）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第21号

畑地帯総合土地改良事業（担い手支援型）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第22号

畑地帯総合土地改良事業（担い手支援型（単独土層改良））に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第23号

畑地帯総合土地改良事業（担い手支援型（単独営農用水））に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第24号

草地基盤整備事業（公共牧場整備）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第25号

ため池等整備事業（河川工作物応急対策）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第26号

農地保全整備事業（中山間地域総合農地防災）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第27号

中山間地域総合整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第28号

田園空間整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第29号

農村総合整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第30号

農村振興総合整備事業（地域環境整備）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第31号

農村振興総合整備事業（田園居住空間）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第32号

農村振興総合整備事業（地域資源循環管理）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第33号

地域用水環境整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第34号

草地環境整備事業（草地畜産活性化特別対策）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第35号

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第36号

広域営農団地農道整備事業（農道環境整備）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第37号

一般農道整備事業（集落間農道整備）に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第38号

農道整備特別対策事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第39号

道営土地改良事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件（原案可決）
議案第55号

財産の取得に関する件（原案可決）

一 般 議 事

① 酪農・畜産基本政策と畜産物価格等及び牛海綿状脳症疑似患畜の発生等に関する中央折衝並びに野菜の緊急輸入制限措置の発動等に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。

② WTO閣僚会議に向けた食料・農業・農村の役割を重視した交渉を求める意見案の発議を決定。

③ 食肉検査の実態やと畜場の処理状況等に関する現地調査の実施を決定。

④ 農政部長から、平成13年第3回定例会追加提出予定案件について説明。

⑤ 農政部長から、牛海綿状脳症（BSE）の経過と対応について報告。
矢野制光委員（民主）から質疑

⑥ 農政部長から、平成14年度畑作物価格等の決

定について報告。

- ⑦ 請願について、閉会中継続審査の申出をすることを決定。
- ⑧ 所管事務について、閉会中継続調査の申出をすることを決定。

水産林務委員会

- 8月7日(火) 開議 午後1時28分
散会 午後2時38分
第5委員会室
委員長 鯉谷 忠(民主)

一般議事

- ① 「北方四島周辺水域における韓国さんま漁船の操業問題に関する意見書」及び平成14年度水産林業関係国費予算に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。
- ② 水産林務部長から、水産基本法及び森林・林業基本法の制定について報告。
石井孝一委員(自民)から質疑及び意見
- ③ 水産林務部長から、水産業の振興に関する条例及び森林づくりに関する条例の検討状況について報告。
吉野之雄委員(民主)から質疑
- ④ 水産林務部長から、北方四島周辺水域におけるさんま漁業と底はえ縄漁業について報告。
吉野之雄委員(民主)から質疑
- ⑤ 日高令子委員(共産)から質疑
 - (1) 外来魚対策について

- 9月4日(火) 開議 午後1時19分
散会 午後3時23分
第5委員会室
委員長 鯉谷 忠(民主)

一般議事

- ① 水産林務事情に関する道内調査の実施概要の報告を了承。
- ② 水産林務部長から、平成14年度水産・林業関係国費予算の概算要求について説明。
喜多龍一委員(自民)から質疑
- ③ 水産林務部長から、次期道有林基本計画に関する道民意見の概要について報告。
- ④ 石井孝一委員(自民)から質疑
 - (1) 森林づくりに関する条例について
- ⑤ 吉野之雄委員(民主)から質疑

- (1) 水産業の振興に関する条例について

- ⑥ 日高令子委員(共産)から質疑
 - (1) 沖合養殖パイロットファーム事業について

- 9月18日(火) 開議 午前10時33分
散会 午前11時52分
第5委員会室
委員長 鯉谷 忠(民主)

一般議事

- ① 水産林務部長から、平成13年第3回定例会提出予定案件について説明。
- ② 水産林務部長から、次期道有林基本計画の検討状況について報告。
喜多龍一委員(自民)から意見
- ③ 石井孝一委員(自民)から質疑
 - (1) 水産業の振興に関する条例について
- ④ 喜多龍一委員(自民)から意見
 - (1) 水産業の振興に関する条例について
- ⑤ 吉野之雄委員(民主)から質疑
 - (1) 森林づくりに関する条例について

- 10月11日(木) 開議 午前10時40分
散会 午前10時51分
第5委員会室
委員長 鯉谷 忠(民主)

付託案件の審査

- 議案第40号
水産基盤整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件 (原案可決)
- 議案第41号
林道事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件 (原案可決)
- 議案第42号
林道整備特別対策事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件 (原案可決)

一般議事

- ① 水産林務部長から、(仮称)森林センター整備構想について報告。
- ② 陳情について、閉会中継続審査の申出をすることを決定。
- ③ 所管事務について、閉会中継続調査の申出をすることを決定。

建設委員会

○8月7日(火) 開議 午後1時32分
散会 午後1時34分
第4委員会室
委員長 高橋 定敏(自民)

一般議事

- ① 平成14年度北海道開発関係予算に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。
- ② 建設事情に関する道内調査の実施を決定。

○9月4日(火) 開議 午後1時17分
散会 午後1時40分
第4委員会室
委員長 高橋 定敏(自民)

一般議事

- ① 建設事情に関する道内調査の実施概要の報告を了承。
- ② 山根泰子委員(共産)から質疑
 - (1) 日高横断道路について
 - (2) シックハウス対策について
 - (3) 再開発事業について

○9月18日(火) 開議 午前10時40分
散会 午前11時26分
第4委員会室
委員長 高橋 定敏(自民)

一般議事

- ① 建設部長から、平成13年第3回定例会提出予定案件について説明。
- ② 建設部長から、平成14年度北海道開発関係予算要望事項の概要について説明。
- ③ 土木局長から、大雨による災害状況について報告。
山根泰子委員(共産)から要望
- ④ 住宅局長から、北海道住宅供給公社事業の今後の方向について報告。
- ⑤ 山根泰子委員(共産)から質疑
 - (1) 土地区画整理について

○9月19日(水) 開議 午前11時7分
散会 午前11時36分
第4委員会室
委員長 高橋 定敏(自民)

付託案件の審査

議案第45号
工事請負契約の締結に関する件 (原案可決)

議案第46号
工事請負契約の締結に関する件 (原案可決)

議案第47号
工事請負契約の締結に関する件 (原案可決)

議案第48号
工事請負契約の締結に関する件 (原案可決)

議案第49号
工事請負契約の締結に関する件 (原案可決)

議案第50号
工事請負契約の締結に関する件 (原案可決)

議案第51号
工事請負契約の締結に関する件 (原案可決)

議案第52号
工事請負契約の締結に関する件 (原案可決)

議案第53号
工事委託契約の締結に関する件 (原案可決)

山根泰子委員(共産)から議案第53号について質疑及び反対意見

○10月11日(木) 開議 午前10時37分
散会 午前10時56分
第4委員会室
委員長 高橋 定敏(自民)

付託案件の審査

議案第8号
北海道美しい景観のくにづくり条例案
(原案可決)

議案第43号
流域下水道事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件
(原案可決)

議案第56号
財産の取得に関する件
(原案可決)

議案第57号
財産の取得に関する件
(原案可決)

一般議事

- ① 高規格幹線道路の整備促進に関する中央折衝の実施を決定。
- ② 請願について、閉会中継続審査の申出をすることを決定。
- ③ 所管事務について、閉会中継続調査の申出をすることを決定。
- ④ 山根泰子委員(共産)から質疑
 - (1) 高規格幹線道路について

文教委員会

○8月7日(火) 開議 午後1時30分
散会 午後1時43分
第9委員会室
委員長 佐藤 寿雄(自民)

一般議事

- ① 平成14年度文教施策に対する要望に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。
- ② 文教事情に関する道内調査の実施を決定。
- ③ 小中・特殊教育課長から、小学校用及び中学校用教科書の採択結果等について報告。
- ④ 企画総務部長から、卒業式等における不適切な事例に関わる対応について報告。

○9月4日(火) 開議 午後1時32分
散会 午後2時55分
第9委員会室
委員長 佐藤 寿雄(自民)

一般議事

- ① 文教事情に関する道内調査の実施概要の報告を了承。
- ② 教育長、教育政策室参事、小中・特殊教育課参事から、平成14年度公立高等学校適正配置計画案及び平成14年度公立特殊教育諸学校配置計画案について説明。
蝦名大也委員(自民)、佐々木恵美子委員(民主)及び大橋晃委員(共産)から質疑
- ③ 大橋晃委員(共産)から質疑
(1) 少人数学級とへき地小規模校について

○9月18日(火) 開議 午前10時35分
散会 午前10時41分
第9委員会室
委員長 佐藤 寿雄(自民)

一般議事

- ① 企画総務部長から、平成13年第3回定例会提出予定案件について説明。
- ② 企画総務部長から、損害賠償金等の支払いについて報告。

○10月11日(木) 開議 午前10時41分
散会 午前11時5分
第9委員会室
委員長 佐藤 寿雄(自民)

付託案件の審査

議案第15号

北海道立学校条例の一部を改正する条例案

(原案可決)

佐々木恵美子委員(民主)から指摘、大橋晃委員(共産)から質疑及び反対意思

一般議事

- ① 企画総務部長から、平成14年度公立高等学校適正配置計画及び平成14年度公立特殊教育諸学校配置計画について説明。
大橋晃委員(共産)から質疑及び指摘
- ② 請願について、閉会中継続審査の申し出をすることを決定。
- ③ 所管事務について、閉会中継続調査の申し出をすることを決定。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

- 8月8日(水) 開議 午前11時6分
散会 午前11時43分
第1委員会室
委員長 川尻 秀之(自民)
- ① 総合企画部長から、「北海道におけるアウトドア活動の振興に関する基本条例(仮称)」の検討状況について報告。
 - ② 政策室長から、「国の構造改革に関する連絡会議」の設置について報告。
 - ③ 平成14年度北海道開発関係予算に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。
 - ④ 地域開発事情に関する道内調査の実施を決定。
 - ⑤ 大橋晃委員(共産)から質疑
(1) 千歳川流域治水対策全体計画検討委員会について
- 9月5日(水) 開議 午前10時13分
散会 午前11時1分
第1委員会室
委員長 川尻 秀之(自民)
- ① 総合企画部長から、北海道IT戦略本部の設置について報告。
 - ② 政策室長から、平成14年度北海道開発関係予算概算要求概要について報告。
 - ③ 政策室長から、国の構造改革への対応について報告。
 - ④ 大橋晃委員(共産)から質疑
(1) 国の構造改革への対応と平成14年度北海道開発関係予算概算要求基準について
- 9月18日(火) 開議 午後2時11分
散会 午後2時21分
第1委員会室
委員長 川尻 秀之(自民)
- ① 総合企画部長から、平成13年第3回定例会提出予定案件について説明。
 - ② 政策室長から、平成14年度北海道開発関係予算等について報告。
- 10月11日(木) 開議 午前11時52分
散会 午後零時5分
第1委員会室

委員長 川尻 秀之(自民)

- ① 政策室長から、国の構造改革に係る「改革工程表」及び「改革先行プログラム」について報告。
- ② 政策室長から、平成14年度北海道開発関係予算(非公共事業分野)に係る概算要求状況について報告。
- ③ 請願について、閉会中継続審査の申出をすることを決定。

産炭地域振興・エネルギー問題 調査特別委員会

- 8月8日(水) 開議 午前10時21分
散会 午前11時3分
第10委員会室
委員長 星野 高志(民主)
- ① 衆議院石炭対策特別委員会による関係団体等実情聴取の実施概要の報告を了承。
 - ② 産炭地域六団体連絡協議会による中央折衝の実施概要の報告を了承。
 - ③ 北海道石炭対策連絡会議による中央折衝の実施概要の報告を了承。
 - ④ 産炭地域及びエネルギー事情に関する道内調査の実施を決定。
 - ⑤ 経済部長から、幌延深地層研究計画平成12年度調査研究成果について報告。
吉野之雄委員(民主)から質疑及び意見
 - ⑥ 萩原信宏委員(共産)から質疑
(1) 省エネルギー・新エネルギーと電力需要の見直しについて
- 9月5日(水) 開議 午前10時16分
散会 午前10時30分
第10委員会室
委員長 星野 高志(民主)
- ① 原子力安全対策課長から、平成13年度原子力防災訓練について報告。
吉野之雄委員(民主)から質疑
- 10月11日(木) 開議 午後1時11分
散会 午後1時19分
第10委員会室
委員長 星野 高志(民主)
- ① 請願・陳情について、閉会中継続審査の申出

をすることを決定。

- ② 河野光彦委員（民主）から質疑
 - (1) 核燃料サイクル機構のシンポジウムについて
- ③ 萩原信宏委員（共産）から質疑
 - (1) 池島炭鉱閉山について

北方領土対策特別委員会

- 8月8日（水） 開議 午前10時19分
散会 午前10時42分
第3委員会室
委員長 瀬能 晃（自民）
 - ① 平成14年度北方領土関係国費予算に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。
 - ② 北方領土復帰促進に関する道内調査の実施を決定。
 - ③ 委員会協議会の開催を決定。
 - ④ 領対本部長から、北方四島交流事業の実施について説明。
 - ⑤ 北方四島訪問団の団員推薦を決定。
 - ⑥ 領対本部長から、北方領土墓参の実施について説明。
 - ⑦ 領対本部長から、北方四島自由訪問の実施について説明。
 - ⑧ 領対本部長から、平成13年度北方領土復帰対策事業の推進方策について説明。
 - ⑨ 領対本部長から、北方四島周辺水域における韓国さんま漁船の操業について報告。

- 9月5日（水） 開議 午前10時22分
散会 午前10時41分
第3委員会室
委員長 瀬能 晃（自民）
 - ① 北方四島訪問の実施概要の報告を了承。
 - ② 領対本部長から、北方四島交流事業の実施について説明。
 - ③ 領対本部長から、北方領土墓参の実施について説明。
 - ④ 領対本部長から、北方四島自由訪問事業の実施について説明。
 - ⑤ 領対本部長から、平成14年度国の北方領土関係予算について説明。
 - ⑥ 三井あき子委員（民主）から質疑
 - (1) 新団体の設立について

- (2) 今後の北方領土返還要求運動の進め方について

- 9月18日（火） 開議 午後1時26分
散会 午後1時32分
第3委員会室
委員長 瀬能 晃（自民）
 - ① 平成13年度北方領土相互理解促進対話交流使節団の団員推薦について決定。
 - ② 領対本部長から、北方四島交流事業の実施について説明。
 - ③ 領対本部長から、北方領土墓参の実施について説明。
 - ④ 領対本部長から、北方四島自由訪問事業の実施について説明。

- 10月11日（木） 開議 午前11時58分
散会 午後零時2分
第3委員会室
委員長 瀬能 晃（自民）
 - ① 委員会協議会の開催を決定。
 - ② 領対本部長から、北方四島交流事業の実施について説明。

新幹線・総合交通対策特別委員会

- 8月8日（水） 開議 午前10時12分
散会 午前10時26分
第1委員会室
委員長 高橋 一史（自民）
 - ① 平成14年度北海道開発関係予算要望事項に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。
 - ② 総合企画部長から、北海道国際航空(株)の最近の動向について報告。
 - ③ 総合企画部長から、新千歳空港における国際航空定期便就航について報告。
 - ④ 警察本部交通部長から、平成13年上半期における交通死亡事故概況と今後の死亡事故抑止対策について説明。
 - ⑤ 総合交通体系の整備並びに交通安全対策事情に関する道内調査の実施を決定。

- 9月5日（水） 開議 午前11時16分
散会 午前11時25分
第1委員会室

委員長 高橋 一史(自民)

- ① 総合企画部長から、北海道国際航空㈱の経営状況等について説明。

○9月18日(火) 開議 午後1時7分
散会 午後1時18分
第1委員会室

委員長 高橋 一史(自民)

- ① 警察本部交通部長から、平成13年第3回定例会提出予定案件について説明。
② 環境生活部長から、秋の全国交通安全運動の取り組みなどについて説明。

○10月11日(木) 開議 午後1時10分
散会 午後1時20分
第1委員会室

委員長 高橋 一史(自民)

- ① 総合企画部長から、北海道国際航空㈱の経営状況等について報告。
② 警察本部交通部長から、国道333号ルクシ峠における土砂崩れに伴う交通対策について報告。

地方分権・構造改革問題調査特別委員会

○8月8日(水) 開議 午前10時10分
散会 午前10時22分
第2委員会室

委員長 上田 茂(道民)

- ① 地方分権・構造改革問題に関する道内調査の実施を決定。
② 総合企画部政策室長から、北海道の構造改革の推進について報告。
③ 総合企画部政策室長から、支庁制度の検討について報告。

○9月5日(水) 開議 午前11時21分
散会 午前11時41分
第2委員会室

委員長 上田 茂(道民)

- ① 総合企画部政策室長から、北海道行政基本条例(仮称)の検討について報告。
② 新野至都子委員(共産)から質疑
(1) 市町村合併について

○9月18日(火) 開議 午後1時13分
散会 午後1時25分
第2委員会室

委員長 上田 茂(道民)

- ① 総合企画部政策室長から、支庁制度改革に関する方針(素案1)について報告。

○10月11日(木) 開議 午後1時18分
散会 午後1時30分
第2委員会室

委員長 上田 茂(道民)

- ① 総合企画部地域振興室長から、北海道市町村合併支援本部の設置について報告。
新野至都子委員(共産)から質疑及び指摘

少子・高齢社会対策特別委員会

○8月8日(水) 開議 午前10時15分
散会 午前10時30分
第7委員会室

委員長 伊藤 政信(民主)

- ① 介護保険及びエンゼルプラン事情に関する道内調査の実施を決定。
② 日高令子委員(共産)から質疑、
(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について

○9月5日(水) 開議 午前10時18分
散会 午前10時55分
第7委員会室

委員長 伊藤 政信(民主)

- ① 保健福祉部長から、介護保険制度の施行状況について報告。
② 福祉局長から、介護サービス利用者等実態調査の結果について報告。
③ 福祉局長から、介護老人福祉施設の入所申込状況について報告。
④ 日高令子委員(共産)から質疑
(1) 離島・へき地における介護療養型医療施設の整備について

○9月18日(火) 開議 午後1時21分
散会 午後1時26分
第7委員会室

委員長 伊藤 政信(民主)

- ① 介護保険制度の改善に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。

○10月11日（木） 開議 午前11時54分
散会 午前11時57分
第7委員会室
委員長 伊藤 政信（民主）

- ① 請願・陳情について、閉会中継続審査の申出をすることを決定。

有珠山噴火災害対策特別委員会

○8月8日（水） 開議 午後1時14分
散会 午後1時24分
第1委員会室
委員長 中川 隆之（自民）

- ① 有珠山火山活動災害復興対策室長から、地元市町の復興計画の概要について報告。
② 災害事情に関する現地調査の実施を決定。

○9月5日（水） 開議 午後1時7分
散会 午後1時9分
第1委員会室
委員長 中川 隆之（自民）

- ① 平成14年度北海道開発関係予算に関する中央折衝の実施概要の報告を了承。

○9月18日（火） 開議 午後3時3分
散会 午後3時6分
第1委員会室
委員長 中川 隆之（自民）

- ① 災害事情に関する現地調査の実施概要の報告を了承。
② 保健福祉部長から、平成13年第3回定例会提出予定案件について説明。

予算特別委員会

○10月3日(水) 開議 午後3時2分
散会 午後3時9分
第1委員会室
委員長 石井 孝一(自民)

正副委員長の互選

- ① 委員長に、石井孝一委員(自民)、副委員長に伊藤政信委員(民主)を選出。
- ② 付託案件に対する審査方法について、2分科会を設置し質疑を行うこととし、第1分科会は、委員15人、所管は総務部、総合企画部、環境生活部、保健福祉部、人事委員会、公安委員会、出納局、監査委員及び企業局、第2分科会は、委員15人、所管は経済部、農政部、水産林務部、建設部及び教育委員会とすること、各分科会に付託する案件は配付の付託議案一覧のとおりとすること、各分科会における質疑保留事項に対する総括質疑は、本委員会において行うことを決定。
- ③ 各分科会の委員については、配付の委員名簿のとおり選出。

○第1分科会(委員15人)

岡田 篤(民主)	石寺 廣二(自民)
岩本 剛人(自民)	佐野 法充(民主)
岡田 憲明(道民)	荒島 仁(公明)
山根 泰子(共産)	鎌田 公浩(自民)
喜多 龍一(自民)	水城 義幸(自民)
釣部 勲(自民)	山口 恵聖(民主)
柏倉 勝雄(民主)	高橋 一史(自民)
湯佐 利夫(自民)	

○第2分科会(委員15人)

東 国幹(自民)	蝦名 大也(自民)
日下 太朗(民主)	原田 裕(自民)
丸岩 公充(自民)	高橋 定敏(自民)
佐藤 時雄(自民)	星野 高志(民主)
三津 丈夫(民主)	伊藤 政信(民主)
上田 茂(道民)	吉田 恵悦(公明)
大橋 晃(共産)	井野 厚(民主)
高木 繁光(自民)	

- ④ 各分科会に分科委員長のほか分科副委員長を置くことを決定。
- ⑤ 付託案件の審査日程について、配付の日程表のとおりとすることを決定。

- ⑥ 質疑の方法等について、通告の形式により一括して行うこと、発言の順位は本会議の一般質問に準じることを決定。
- ⑦ 議席について、配付の議席表のとおりとすることを決定。
- ⑧ 本委員会の運営に当たり正副委員長及び各分科会の正副委員長をもって構成する理事会を設置し、その協議により運営すること、正副委員長の配分のない会派についても出席願うことを決定。
- ⑨ 委員外議員の発言について、委員の割り当てのない諸派の議員から発言の申出があった場合、その都度委員会に諮り決定することとし、発言を許可した場合は委員の通告質疑終了後に発言を許可することを決定。

第1分科会

○10月3日(水) 開議 午後3時10分
散会 午後3時18分
第1委員会室
第1分科委員長
石寺 廣二(自民)

正副委員長の互選

- ① 分科委員長に、石寺廣二委員(自民)、分科副委員長に佐野法充委員(民主)を選出。
- ② 付託案件の審査日程、質疑の方法、理事会の設置、分科委員の異動等、委員外議員発言の取扱い及び議席について決定。
- ③ 理事に岩本剛人委員(自民)、岡田篤委員(民主)、岡田憲明委員(道民)、山根泰子委員(共産)、荒島仁委員(公明)を選出。

○10月5日(金) 開議 午前10時24分
散会 午後4時8分
第1委員会室
第1分科委員長
石寺 廣二(自民)

- ① 公安委員会所管に対する質疑に入り、岡田 篤委員(民主)から、
 - 1 児童虐待について
 - ・道内の検挙状況と実態
 - ・旭川市、函館市の事件の情報把握と対応状況

・児童相談所及び関係機関との密接な連携への取組状況

・サポートセンターでの対応状況

等について質疑、意見及び要望があり、警察本部少年課長から答弁があって、公安委員会所管に対する質疑を終結。

② 保健福祉部所管に対する質疑に入り、

大谷 亨委員（自民）から、

1 食肉の検査体制について

- ・国における狂牛病検査の方針
- ・道内の食肉検査体制の現状
- ・と畜場の処理実態
- ・食肉検査の考え方

等について

岡田 篤委員（民主）から、

1 介護保険について

- ・市町村の独自減免の実情と国への問題提起に対する所見
- ・低所得者の利用負担軽減に係る国への要望
- ・要介護認定の改善に向けた取組み及び有効期間延長の認識
- ・介護サービス評価基準作成の取組状況
- ・介護サービス評価の今後のあり方と検討に対する見解
- ・介護相談員派遣事業の道内市町村における取組状況と現状認識及び事業拡大への考え方
- ・介護支援専門員の資質向上に向けた支援方策
- ・身体拘束廃止への今後の取組
- ・介護サービス事業所の参入促進に向けた取組

2 牛海綿状脳症について

- ・と畜検査の現状及び処理体制
- ・と畜作業に伴う安全対策
- ・狂牛病検査に係る国による支援及び道における予算措置
- ・道民に不安を与えないための検査体制の強化に対する見解

等について

岩本 剛人委員（自民）から、

1 ハンセン病療養者対策について

- ・ハンセン病療養所への訪問状況
- ・入所者からの要望及び意見の内容
- ・道出身の入所者に対するこれまでの対応
- ・国の施策概要と国への要望に対する見解
- ・道独自の施策概要と今後の対処方針
- ・患者の名誉回復のための啓発事業の実施方策

2 地域リハビリテーションの支援体制について
・リハビリテーションの現状及び地域偏在に対する取組

・北海道地域リハビリテーション協議会における検討状況

・組織体を指定する意義及び利用者側の意見の重要性

・中核となる機関設置の検討

・地域リハビリテーション支援体制整備の今後の取組

等について

新野 至都子委員（共産）から、

1 障害者情報バリアフリー化支援事業について

- ・取組の方向性
- ・事業実施に係る予算措置状況及び取組姿勢
- ・事業の周知及び掘り起こし

2 視覚障害者を対象としたパソコン教室について

- ・教室の開催状況及び予算措置

3 障害者・者施策について

- ・北海道障害者プランの進捗状況と目標達成の見通し
- ・福祉施設等待機者の解消策
- ・養護学校高等部などの卒業予定者数の状況及び卒業後の施設利用の希望状況
- ・福祉、教育、労働が連携した支援システムの必要性
- ・生活支援サービスに対する認識と他県の取組状況
- ・生活支援サービスに対する道独自の支援策
- ・精神障害者地域生活支援センターの設置

等について質疑、意見及び要望があり、保健福祉部長、保健医療局長、福祉局長、地域保健課長、食品衛生課長、介護保険課長及び障害者保健福祉課長から答弁があって、保健福祉部所管に対する質疑を終結。

③ 環境生活部所管に対する質疑に入り、

岩本 剛人委員（自民）から、

1 消費者対策について

- ・訪問販売など特殊販売に係る相談件数と内容
- ・不当な取引方法に係る見解及び調査、勧告の事例
- ・事業者に対する措置
- ・不当な取引の実態などの広報の必要性、相談窓口などの周知

- ・相談窓口の体制状況及び道と市町村の役割分担
- ・市町村の相談窓口体制整備についての道としての対処方針
- ・支庁相談所の体制及び相談件数
- ・支庁相談所の統廃合の考え方
- ・相談体制全体の検討方法

2 道の環境保全に向けた取組や温暖化防止計画について

- ・温暖化防止に向けた国際的な課題
- ・北海道地球温暖化防止計画の見直しの必要性
- ・道が重点的に取り組むべき施策
- ・環境管理システムの導入の効果及びその評価
- ・道の出先機関への拡大の必要性
- ・環境保全のための取り組みの基本的考え方

等について

佐々木 恵美子委員（民主）から、

- 1 消費生活問題について、
 - ・道立センターへの移管後の相談体制に対する道民の声の受け止め方
 - ・北海道消費者協会との協議の経緯及び現状認識
 - ・消費生活相談体制検討委員会の開催状況と検討内容、国民生活審議会消費者政策部会の報告書に対する認識
 - ・関係団体等の意見聴取の必要性
 - ・市町村における消費生活相談アンケートの内容分析
 - ・市町村の相談体制の現状認識
 - ・現段階における道の考え方

等について

岡田 憲明委員（道民）から、

- 1 市町村における一般廃棄物の処理について
 - ・ごみの広域処理計画の進捗状況
 - ・ごみ処理及び分別収集の実態
 - ・埋め立て処分に対する見解
 - ・ごみ処理施設整備に係る国の補助制度の改善及び補助対象拡大への要請
 - ・焼却施設撤去に対する国と道の財政支援
 - ・環境アセスメントの作成経費に対する助成の見解
 - ・設置施設周辺環境対策

等について

山根 泰子委員（共産）から、

- 1 男女平等参画問題について

- ・DV被害の実態
- ・DV被害者に対する相談窓口
- ・DVに係る啓発
- ・DV体験者のフォローアップ、子どもへの影響
- ・DV被害者の救済
- ・女性に対する暴力をなくす運動に係る道の取組
- ・道の女性登用の実態と取組

等について

荒島 仁委員（公明）から、

- 1 NPO活動の促進について
 - ・道内NPO法人の活動状況及び特徴、財源の状況
 - ・NPO法人からの道への支援要請の内容
 - ・道としての支援のスタンス
 - ・NPO法人に対する新税制の内容と特色
 - ・新税制に対するNPO法人の反応と新税制の問題点及び今後の対応
 - ・NPO法人による資金支援に対する道の所見
 - ・道内NPO法人の運営状況、運営実態調査実施に対する見解
 - ・道内NPO法人に対する道の側面的な支援の充実

等について質疑、意見及び要望があり、環境生活部長、生活文化・青少年室長、男女平等参画推進室長、環境政策課長、廃棄物対策課長、生活振興課長、生活振興課参事及び男女平等参画推進室参事から答弁があつて、環境生活部所管に対する質疑を終結。

○10月9日（火） 開議 午前10時10分

閉会 午後5時7分

第1委員会室

第1分科委員長

石寺 廣二（自民）

① 総合企画部所管に対する質疑に入り、

喜多 龍一委員（自民）から、

- 1 国の構造改革について
 - ・骨太方針の評価
 - ・改革工程表及び改革先行プログラムの受け止め方
 - ・構造改革への提案に対する基本的考え方
 - ・今後の対応
- 2 道の構造改革について
 - ・これまでの取組と現時点における評価
 - ・今後の課題の認識

- ・経済構造改革の展開方策の進捗状況に対する認識及びフォローアップ作業の意義
- ・具体的展開方策の見直し
- ・道独自の構造改革のプログラムと工程表作成の必要性

等について

岡田 篤委員（民主）から、

1 エア・ドゥについて

- ・本年度収入の見通し
- ・増収のためのコンピューター予約システムCRSの導入
- ・内外の航空会社との連携強化と見直し
- ・運航乗務員の自社養成時期見直しに対する見解
- ・人件費の抑制策に対する認識
- ・経営戦略に対する認識
- ・今後における道の支援

等について

鎌田 公浩委員（自民）から、

1 高度情報通信基盤整備について

- ・道におけるネットワーク整備の基本方針及び情報通信基盤の整備方策
- ・条件不利地域における基盤整備に係る予算確保の必要性
- ・光ファイバー網の整備によるインターネット利用の環境整備に向けた電気通信事業者、自治体への働きかけ

2 電子道庁推進事業について

- ・電子自治体実証プロジェクト協議会の目的、組織及び業務内容
- ・電子自治体実証研究事業の概要
- ・IT特区構想の研究
- ・既存情報システム再構築調査の概要
- ・業務プロセス再構築の考え方及び課題
- ・調査研究委託の経緯及び調査受注会社の概要
- ・業務プロセスの再構築実施による期待される効果
- ・支出事務チェック体制との関連
- ・既存情報システムの再構築整備の手順

等について

佐野 法充委員（民主）から、

1 分権改革について

- ・道州制に対する国における動きの評価
- ・道州制の検討作業の進捗状況と今後の作業工程

- ・道の検討作業と国の分権改革推進会議との関連及び基本的な対応方針

- ・行政基本条例制定と道州制導入との位置づけ等

- ・道内における国の地方支分部局の実態

- ・国の地方支分部局のあり方への評価と今後の道との関係構築

等について

久田 恭弘委員（自民）から、

1 第3次北海道長期総合計画について

- ・道内総人口及び道内総生産の推移
- ・計画の推進に必要な資金の進捗状況
- ・後期実施計画の策定に当たっての視点と道民の声の反映手順
- ・健康産業クラスターの形成及び自動車リサイクルの後期計画への反映に対する見解
- ・後期実施計画の裏付けとなる計画資金の確保への取組姿勢
- ・地域生活経済圏の現状に対する認識
- ・圏域形成の状況認識
- ・道北圏及び道南圏形成に向けた後期計画の取組姿勢
- ・計画推進にあたっての基本的スタンス

等について

山根 泰子委員（共産）から、

1 インターナショナル・ラリー・イン北海道2001について

- ・知事の名誉大会長就任の経緯
- ・自然保護団体からの大会中止の申し出に対する措置状況
- ・本大会への道の補助金支出に係る決定経過と補助金の内容及び補助決定の手続き
- ・補助制度の適用・運用方法など

等について質疑、意見及び要望があり、総合企画部長、政策室長、経済企画室長、政策室参事、政策推進評価課長、構造改革推進課長、地域政策課長、交通企画課長、情報政策課長及び情報政策課参事から答弁があつて、総括質疑に保留された事項を除き、総合企画部所管に対する質疑を終結。

② 総務部所管に対する質疑に入り、

喜多 龍一委員（自民）から、

1 公益法人改革等に対応した関与団体の見直しについて

- ・改善指導項目の進捗状況
- ・補助金等の削減に対する見解

- ・点検評価の具体的な検討方策
- ・関与団体の見直しの基準のあり方
- ・国の公益法人改革に関連する関与団体数
- ・見直し団体の再検討方針
- ・関与団体見直しに係る基準づくりの必要性
- ・小規模団体の一層の整理合理化への検討方策
- ・道としての作業工程表作成の必要性及び見直し基準等の策定期

等について

岡田 篤委員（民主）から、

- 1 入札制度について
 - ・ランダム・カット式指名選考による入札参加不均等に対する検討策
 - ・多様な入札方式における今年度の取り組み状況と来年度以降の取り組み方
 - ・入札契約総合管理システム活用の必要性
 - ・指名業者の公表時期の見直し要望に対する認識
 - ・企業の評価方法における地域貢献度の検討
 - ・建設業の役割と今後の振興の認識

等について

遠藤 連委員（自民）から、

- 1 テロ対策の防災計画への位置づけについて
- 2 道職員の公宅について
 - ・職員の居住状況
 - ・居住状況の傾向
 - ・公宅の管理状況
 - ・道費負担の平準化方策
 - ・北海道職員住宅資金の融資条件緩和などの検討
 - ・公宅敷地に係る未利用地の実態及び理由
 - ・公宅敷地の有効活用の認識
 - ・民間資本の活用方策
- 3 道の行政文書の用紙規格のA判化について
 - ・A 4判化に統一した理由
 - ・文書のA判化における実態と対応方針
 - ・A判化実施計画の達成状況
 - ・A 4判化が困難なものの内容
 - ・A判化への今後の対処方針
 - ・条例、規則を横書きに改める考え方

等について

久田 恭弘委員（自民）から、

- 1 財政中長期見通しについて
 - ・大型施設建設計画に対する認識
 - ・特別会計に対する一般会計の繰出金に対する

認識

- ・今後の道財政運営方策
- 2 災害時における民間協定について
 - ・今後の具体的検討スケジュール等

等について

山根 泰子委員（共産）から、

- 1 道立病院の医師によるアルバイト診療について
 - ・基本的認識
 - ・アルバイト診療の実態の背景・原因
 - ・公正性及び透明性の確保に対する認識
 - ・過去の違反事例
 - ・処分の内容及び時期
- 2 軽油引取税について
 - ・輸入軽油に対する取り組み状況
 - ・不正輸入軽油への課税額
 - ・定期監査で軽油引取税に係る課税免除対象者の認定確認が十分でないと言われた理由及び団体名
 - ・今後の免税軽油使用者の確認
- 3 分煙問題について
 - ・道における分煙対策の進捗状況
 - ・過敏反応者への配慮

等について質疑、意見及び要望があり、総務部長、入札指導監察監、総合防災対策室長、総務課参事、人事課参事、法制文書課長、職員厚生課長、職員厚生課参事、管財課長及び税務課長から答弁があつて、総務部所管に対する質疑を終結。

第 2 分 科 会

○10月3日（水） 開議 午後3時10分
散会 午後3時18分
第2委員会室
第2分科委員長

星野 高志（民主）

正副委員長の互選

- ① 分科委員長に星野高志委員（民主）、分科副委員長に蝦名大也委員（民主）を選出。
- ② 付託案件の審査日程、質疑の方法、理事会の設置、分科委員の異動等、委員外議員発言の取扱い及び議席について決定。
- ③ 理事に東国幹委員（自民）、日下太朗委員（民主）、上田茂委員（道民）、大橋晃委員（共

産)、吉田恵悦委員(公明)を選出。

○10月5日(金) 開議 午前10時12分
散会 午後4時37分
第2委員会室
第2分科委員長
星野 高志(自民)

- ① 建設部所管に対する質疑に入り、
東 国幹委員(自民)から、
- 1 北海道美しい景観のくにづくり条例について
 - ・パブリックインボルブメント手法の活用による道民意見の聴取内容
 - ・条例の名称変更の理由と経緯
 - ・条例の性格及び目指す効果
 - ・関係者相互の連携を図るための必要な措置の内容
 - ・美しい景観のくにづくり基本計画の施策の基本的事項の具体的内容及び策定スケジュール
 - ・道民の意見の聴取の対象範囲と方法及び時期
 - ・条例による現行及び新たな財政上の措置
 - ・基金の必要性に対する見解
 - ・広域景観づくり推進地域の範囲
 - ・広域景観づくり指針の内容
 - ・広域景観づくり指針による要請の実効性
 - ・公共事業景観づくり指針の内容と作成時期
 - ・条例説明会の開催概要及び啓発パンフレットの発行概要
 - ・条例に基づく景観づくりの推進に対する決意と姿勢

等について

日下 太郎委員(民主)から、

- 1 河川行政について
 - ・河川法改正に対する認識
 - ・道の河川行政に対する影響
 - ・樹林帯の洪水対策効果
 - ・水辺緩衝林帯の補助制度化に係る国への要求の経緯と見通し
 - ・道による河畔林の整備に対する考え方
- 2 景観条例について
 - ・条例の具体的な推進方策の内容と策定スケジュール
 - ・地域と連携するための取組み方
 - ・広域的な景観づくりの取組み内容
 - ・緑を活用した景観行政に対する道の考え方

等について

大橋 晃委員(共産)から、

- 1 談合疑惑について
 - ・競争入札参加資格審査申請書の日付未記入の事実
 - ・文書処理上の適否
 - ・申請書の文書処理の内容
 - ・競争入札参加資格審査の結果通知の有無及びその内容
 - ・公示用設計図書廃棄の理由
 - ・入札及び契約等に係る公文書の適正な管理の周知徹底
 - ・競争入札参加資格審査申請書の提出時期
 - ・監査報告との相違理由
 - ・競争入札参加資格審査申請書に係る申請方法
 - ・無資格者の指名
 - ・入札参加資格要件の有無
 - ・再入札における資格審査申請書の再提出の必要性
 - ・指名業者を10社に増やした理由と根拠
 - ・無資格共同企業体の指名の理由

等について質疑、意見及び要望があり、建設部長、土木局長、まちづくり推進局長、建設管理室長、建設情報課長、河川課長及びまちづくり推進課長から答弁があつて、建設部及び収用委員会所管に対する質疑は、総括質疑に保留された事項を除き終結。

- ② 水産林務部所管に対する質疑に入り、
蝦名 大也委員(自民)から、

- 1 密漁問題について
 - ・最近の秋サケ密漁の検挙件数とその手口
 - ・道の秋サケ密漁防止の取り組み状況
 - ・最近の毛ガニ密漁の検挙件数と違反者の現状及び違反漁具の撤去の実態
 - ・道の毛ガニ密漁防止の取り組み状況
 - ・罰則強化に向けた調整規則の改正と今後の密漁防止対策に対する取り組み
- 2 漁協の体制整備について
 - ・道の認識と目標とする漁協の規模
 - ・漁協合併計画と進捗状況
 - ・合併推進室開設の目的と役割
 - ・合併漁協への道の支援策

等について

日下 太郎委員(民主)から、

- 1 サケ・マス増殖について
 - ・国のサケ・マス増殖施設の移管の現状と今後の計画

- ・増殖体制検討協議会の検討状況
- ・水産孵化場の体制整備の検討状況
- ・道東地域における内水面研究の体制整備
- ・今後の秋サケ漁業の振興発展に向けた決意

等について質疑、意見及び要望があり、水産林務部長、水産局長、水産経営課参事、栽培振興課参事及び資源管理課長から答弁があつて、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会所管に対する質疑を終結。

③ 農政部所管に対する質疑に入り、

原田 裕委員（自民）から、

1 牛海綿状脳症（BSE）問題について

- ・道の基本的な認識と今後の対応にあたっての考え方
- ・肉骨粉等処理対策に係る道内配合飼料工場での対応
- ・レンダリング業者等への影響
- ・道内における肉骨粉等の適正処理に係る見解
- ・肉骨粉等処理の助成対策状況
- ・異常牛に対する家畜保険衛生所の対応
- ・異常牛の検査手法
- ・円滑な病性鑑定実施のための家畜保険衛生所の体制整備認識
- ・経営維持資金対策の具体的内容
- ・資金貸付枠・貸付条件の内容及び資金対策の進め方
- ・貸付利率における軽減策の取組
- ・信頼される牛肉生産体制構築に係る道の検討状況
- ・飼料等の適正利用指針の内容
- ・家畜防疫の推進方策
- ・牛の個体識別管理システムに係る道内の取組状況と今後の普及策
- ・国の消費拡大対策に係る道の対応
- ・今後の追加対策に対する道の考え方

2 グリーンツーリズムについて

- ・道としての認識
- ・本道における取組状況
- ・推進上の課題に対する道の対応
- ・今後の取り組み方向
- ・地域連携と認証制度の必要性
- ・農業に関する法律上の規制状況
- ・都市近郊における法律上の規制に係る今後の対応

等について

三津 丈夫委員（民主）から、

1 牛海綿状脳症（BSE）について

- ・感染原因と経路に係る現時点における究明状況
- ・国の省令改正における「当分の間」の解釈
- ・肉骨粉の全面禁止措置に係る道の見解
- ・現段階での畜産・酪農家の被害状況と対策
- ・レンダリング工場への影響と対応
- ・総合対策本部の設置に向けての見解
- ・生産者に対する支援対策

等について

高木 繁光委員（自民）から、

1 競馬問題について

- ・ホッカイドウ競馬のこれまでの収支に対する認識
- ・運営改善の対策と取り組み状況及び北海道地方競馬運営委員会の答申内容と現在までの取組状況
- ・経営戦略会議設置後においても収支バランスのとれない原因
- ・平成13年度における収支状況
- ・赤字額の補てん方法
- ・組織改革としての一部事務組合設立の実現性
- ・売上増進としての札幌市内場外馬券売場開設の実現性

等について

日下 太郎委員（民主）から、

1 輪作体系の確立について

- ・大規模畑作地帯における地力増進の取組の現状と問題点
- ・課題解決に向けた道のこれまでの取組
- ・農業生産総合対策事業に係る採択要件と希望の実態に対する道の考え方
- ・環境保全型畑作農業確立対策事業の具体的内容及び事業規模
- ・事業推進に向けた今後の道の取組

等について

大橋 晃委員（共産）から、

1 農協合併問題について

- ・釧路市農協に対する検査指導
- ・欠損金処理スキームと自助努力の金額
- ・合併支援金の今後の見通し
- ・旧新琴似農協の不良債権処理額
- ・札幌市農協に対する検査内容
- ・北札幌農協の賃貸債権の内容及び経営への影響

・不良債権処理計画の達成見通し

等について

稲津 久委員（公明）から、

1 法人経営の育成について

- ・法人数の動向とこれまでの取り組みの成果
- ・法人化の意向把握
- ・法人化に向けた普及啓発やP R活動の取組
- ・法人化に向けた支援体制
- ・地域連携型法人育成の成果と特定農業法人の
数
- ・支援策拡大への見解
- ・農業生産法人育成の今後の取組

等について質疑、意見及び要望があり、農政部長、農地調整課長、農業経済課長、農業経済課参事、農村計画課長、農産園芸課長、酪農畜産課長及び酪農畜産課参事から答弁があつて、農政部所管に対する質疑は、総括質疑に保留された事項を除き終結。

○10月9日（火） 開議 午前10時13分

閉会 午後4時27分

第2委員会室

第2分科委員長

星野 高志（民主）

① 経済部所管に対する質疑に入り、

蝦名 大也委員（自民）から、

1 石狩開発について

- ・石狩湾新港地域の整備状況
- ・石狩湾新港地域振興方策の検討状況
- ・石狩開発株式会社の平成12年度の用地分譲実績と経営状況及び用地分譲の取組状況
- ・地域振興方策の取りまとめ時期と経営への反映
- ・石狩湾新港地域をめぐる課題認識及び今後の対応

2 人材育成について

- ・北海道職業能力開発計画の性格と位置づけ
- ・職業能力開発施策の基本的な推進方向
- ・施策推進体制としての公共部門と民間部門の役割分担
- ・道立高等技術専門学院における取組状況と学生の就職状況
- ・職業能力の評価・資格制度の現状と実績
- ・起業家育成の現状と課題
- ・起業家育成プロジェクトの取組状況
- ・人材育成上の課題と今後の対応に対する見解

等について

三津 丈夫委員（民主）から、

1 深地層研究所について

- ・現在の調査研究段階と今後の調査実施計画
- ・協定に基づく履行状況確認機関の設置状況
- ・確認機関の設置時期
- ・確認機関の設置と協定の担保効力
- ・工事・研究推進条件としての確認機関の設置
- ・確認機関の構成メンバー
- ・確認機関の早期設置と周辺自治体への参加要請に対する見解

2 雇用について

- ・最近の道内雇用情勢に対する認識
- ・今後のIT産業の業況の見通し
- ・既存地場企業振興への取組
- ・新規開業や起業化への取組
- ・大学との連携による地場産業振興の取組
- ・季節労働者の再就職対策に対する見解
- ・市町村における無料職業紹介の許可
- ・道内の産業経済団体の無料職業紹介許可の取得状況と取得促進
- ・市町村における雇用開発計画の策定と計画に沿った取組みへの支援に対する見解

等について

上田 茂委員（道民）から、

1 雇用問題について

- ・自発的失業者の実態把握
- ・本道の雇用需要に対する見解
- ・雇用のミスマッチ解消のための配慮
- ・5万人雇用計画の分野別進捗状況
- ・計画達成の見通しと今後の対応
- ・緊急雇用対策の実績
- ・公的部門での雇用見通し
- ・新たな雇用計画のあり方

2 観光の振興について

- ・観光入り込み客数の調査方法の変更の状況と今後の調査に対する考え方
- ・観光プロモーション活動を行う上での視点
- ・外国人観光客の受入れ体制の整備に対する見解
- ・インターネットを利用した情報提供の現状と今後の対応
- ・観光地間の広域連携の推進に対する認識と対応
- ・ホスピタリティの向上への対応

等について

大橋 晃委員（共産）から、

1 企業立地促進費補助金について

- ・補助金交付後の従業員数の推移
- ・補助金の目的に対する考え
- ・雇用増基準に係る補助金返還規定の追加
- ・助成後の雇用者数把握方法の改善
- ・人員整理等計画の報告及び道との協議の義務づけ
- ・返還規定適用ケースの状況
- ・補助金返還免除となった企業の処理状況
- ・補助金返還の取扱いの改善

等について質疑、意見及び要望があり、経済部長、商工局長、労働局長、観光局長、企業立地推進室長、企業誘致課長、企業立地推進室参事、資源エネルギー課長、産業振興課長、雇用対策課長、人材育成課長、人材育成課参事及び観光振興課長から答弁があって、経済部及び地方労働委員会所管に対する質疑は、総括質疑に保留された事項を除き終結。

② 教育委員会所管に対する質疑に入り、

佐藤 時雄委員（自民）から、

1 公教育の目的及び道教委の果たす役割について

- ・公教育の目的
- ・道教委の役割

2 道徳教育及び人格教育について

- ・学校現場での指導、授業内容及び使用参考書等の種類
- ・人格教育の現状と指針
- ・道徳教育の実態とあるべき姿
- ・道徳教育の必要性に対する見解及び今後の取組姿勢

3 小樽市における教育問題等について

- ・小樽市及び他地域の主任手当支給時期の実態
- ・主任手当支給に係る組合との精査交渉の目的及び根拠
- ・主任手当支給遅延理由及び支給額変更の有無
- ・主任手当支給遅延に対する見解
- ・是正措置要求に対する見解
- ・人事異動要綱における基本方針と実施方針の内容
- ・後志管内小中学校教職員人事異動実施要領の内容
- ・小樽市内の人事異動状況に対する見解
- ・国歌斉唱中止教師への処分に対する見解

4 教職員団体との確認等について

・21項目確認事項の有効性

・協定書一部削除の趣旨に沿った無効等の早期是正に係る見解

等について

日下 太郎委員（民主）から、

1 学校における「みどり」の環境づくりについて

- ・地域との交流の場についての見解及び取組
- ・学校における緑化の推進に対する見解
- ・「みどり」の環境づくりのサポートシステム確立についての見解

2 教職員の超過勤務について

- ・勤務時間厳守に対する認識
- ・慢性的な超過勤務の実態に対する認識
- ・超過勤務実態把握に対する見解

等について

東 国幹委員（自民）から、

1 市立高校の運営について

- ・教職員勤続年数長期化の原因及びそれによる支障
- ・各自治体への改善の働きかけについての見解
- ・職場慣行実態とその廃止への指導に対する見解
- ・不明朗なPTA会費の支出に対する見解と対応

等について

花岡 ユリ子委員（共産）から、

1 教員採用について

- ・過去10年間の退職者数及び新規採用者数
- ・教員希望者が教員になれない実態に対しての見解
- ・期限付教員の推移及び増加原因
- ・新再任用制度の弾力的運用に対する見解
- ・生徒数減少に伴う教員減による質的矛盾に対する見解
- ・教員定数増の指摘に対する見解
- ・少人数学級検討の早期実施に対する決意

2 学校でのセクシャルハラスメントについて

- ・セクハラ行為や性犯罪の増加に対する見解
- ・セクハラについての調査及び防止対策の実施状況
- ・調査の徹底と防止対策の強化に対する見解

等について

稲津 久委員（公明）から、

1 公立高等学校の適正配置計画及び学区の見直

しについて

- ・高等学校統廃合がないことについての見解
- ・15年度以降の統廃合検討の見直し
- ・職業学科の学科転換の検討状況
- ・地域・産業界との連携協力への取組
- ・職業学科における高等教育機関との連携協力への取組
- ・総合学科の開設予定計画の方向性
- ・学区制見直しに対する見解と検討状況
- ・進路意識などの実態把握の必要性に対する見解
- ・早急な学区制見直しに対する見解と今後のスケジュール

等について質疑、意見及び要望があり、教育長、企画総務部長、生涯学習部長、教育政策室長、教職員課長、教職員課参事、給与課長、教育政策室参事、学校施設課長、スポーツ保健体育課長、高等教育課長及び小中・特殊教育課長から答弁があつて、教育委員会所管に対する質疑を終結。

〇10月10日(水) 開議 午後2時46分
閉会 午後4時50分
第1委員会室
委員長 石井 孝一(自民)

- ① 各分科委員長から、それぞれ分科会における審査の経過について報告。
- ② 知事に対する総括質疑に入り、
原田 裕委員(自民)から、
 - 1 牛海綿状脳症(BSE)問題について
 - ・BSE問題に対する基本認識
 - ・畜産関連業界全体への影響
 - ・道産牛肉の安全性についてのPR
 - ・肉骨粉の処理対策
 - ・肉骨粉処理費用の都道府県負担
 - ・肉骨粉の焼却処理体制
 - ・全頭検査の実施に向けた取り組み状況と実施時期
 - ・全頭検査開始後の食肉の安全性
 - ・と畜場の整備拡充
 - ・今後の対策等
 - ・総合的な牛肉の安全性確保のための体制づくりに対する所見

等について

三津 丈夫委員(民主)から、

- 1 牛海綿状脳症(BSE)対策について
 - ・肉骨粉の利用
 - ・国の責任の明確化
 - ・BSE検査の開始時期
 - ・一斉検査までの道のスケジュール
 - ・検査体制確立の时期的見直し及びと畜処理正常化への課題と対応策
 - ・肉骨粉等の焼却処分実施見直し
 - ・総合対策本部設置などの道の対応

等について

喜多 龍一委員(自民)から、

- 1 道の構造改革について
 - ・経済構造改革に対する知事の見解
 - ・構造改革の今後の進め方

等について

大橋 晃委員(共産)から、

- 1 指名競争入札のあり方について
 - ・帯広土現の工事に係る住民監査請求に対する監査委員の意見内容の把握
 - ・指名競争入札参加資格申請書の提出月日
 - ・JVに対する事実確認

等について質疑、意見及び要望があり、知事から答弁があつて、総括質疑を終結。

- ③ 付託案件に対する意見調整は、理事会で行うことを決定。
- ④ 理事会における意見調整の結果、議案第1号ないし第4号を一括議題とし、原案のとおり可決することを決定。
- ⑤ 石寺廣二委員(自民)から、別紙の附帯意見を委員長報告に挿入されたい旨の動議があり、これを諮って動議成立。本動議を直ちに議題とし、山根泰子委員(共産)から反対討論があつて、討論終結。直ちに採決に入り、起立採決の結果、起立多数をもって本動議を可決することに決定。
- ⑥ 付託案件に対する委員長報告については、委員長に一任することを決定。
- ⑦ 委員長から、付託案件の審査の終了にあたり、挨拶があつて閉会。

企業会計決算特別委員会

○6月27日(水) 開議 午後5時45分
散会 午後5時54分
第10委員会室
委員長 川尻 秀之(自民)

正副委員長の互選

- ① 委員長に川尻秀之委員(自民)、副委員長に伊藤政信委員(民主)を選出。
- ② 理事に伊東良孝委員(自民)、蝦名大也委員(自民)、林大記委員(民主)、池本柳次委員(民主)、村井宣夫委員(道民)、新野至都子委員(共産)、佐藤英道委員(公明)を選出。
- ③ 議席を決定。
- ④ 委員会の申し合わせ事項について諮り、異議なく決定。

○申し合わせ事項

- 1 質疑は、通告の形式によることとする。
 - 2 発言の順位は、本会議における一般質問に準じる。
 - 3 質疑通告は、所管部審査日の前日正午までに、理事を通じ一括して提出する。
 - 4 委員の交代は、原則として認めない。
 - 5 資料要求については、あらかじめ理事会において検討し、委員会の決定により行う。
- ⑤ 委員の割り当てのない諸派から、委員外議員発言の申し出があった場合には、委員会の決定により委員の通告質疑終了後に発言を許可する。
なお、書面審査及び資料要求は認めない。
- ⑥ 本委員会の運営に必要な事項については、理事会において協議することとした。

○7月3日(火) 開議 午後3時18分
散会 午後3時25分
第10委員会室
委員長 川尻 秀之(自民)

- ① 報告第35号から報告第37号を一括議題とし、保健福祉部長及び公営企業管理者から決算概要について、代表監査委員から決算審査意見について説明。
- ② 決算審査に必要な資料について、配付の項目により要求することを決定。
- ③ 資料要求について、7月30日までに提出する

ことを決定。

- ④ 審査日程について決定。
- ⑤ 現地調査の実施及び日程を決定。
- ⑥ 書面審査会の実施及び審査方法を決定。
- ⑦ 書面審査会の運営方法について決定。
 - 1 書面審査室は第10委員会室とし、使用時間は、午前10時から午後5時までとする。
 - 2 書面審査の方法は、従前の例により、決算法定書類及び委員会要求に係る提出資料の閲覧並びに関係部局からの説明聴取により行う。
 - 3 書面審査室備え付け資料の室外への持ち出しは禁止する。
- ⑧ 付託案件の閉会中の継続審査の申し出を行うことを決定。

○8月22日(水) 開議 午前10時12分
散会 午後3時50分
第10委員会室
委員長 川尻 秀之(自民)

- ① 7月3日の委員会決定に基づく要求資料の提出があったことを報告。
- ② 企業会計決算に係る現地調査の実施概要の報告を了承。
- ③ 企業局所管に対する質疑に入り、遠藤 連委員(自民)から、
 - 1 公営企業管理者の工水事業に対する基本的認識について
 - ・工業用水道事業の役割に対する認識
 - ・工業用水道事業の経営の考え方
 - ・平成12年度の各工水毎の決算状況
 - 2 石狩湾新港地域工業用水道事業
 - ・契約水量の状況と経営改善取組状況
 - ・公営企業としての認識
 - ・二期工事の取扱いと現有施設の整備状況
 - ・工水需要の見通しと庁内検討委員会の報告に対する取り組み方及び新たな事業計画の策定時期
 - 3 苫小牧地域の工業用水道事業について
 - ・各工水の実給水量の状況
 - ・実給水量「ゼロ」の企業数
 - ・「責任水量制」の料金制度の見直しと減量の取扱いと考え方
 - ・全国の事業体で採用している料金制度などの状況
 - ・苫二契約・苫一給水の実態に対する認識と是

正の取組み

- ・ 苫小牧地区の改修計画
- 4 苫小牧東部地区第一工業用水道事業
- ・ 苫東工水事業の内容と事業費
 - ・ 企業債の未償還残高
 - ・ 未償還額の負担方法の考え方
 - ・ 庁内検討委員会の構成と検討内容
 - ・ 苫東地域の新たな需要想定量
 - ・ 現苫地区の将来需要見通しの検討と契約水量の推移
 - ・ 現苫地区の工水のあり方を含めた検討

等について

斉藤 博委員（民主）から、

- 1 石狩工業用水道について
- ・ 石狩工水の役割と現状に対する認識
 - ・ 受水企業数、契約水量等の推移
 - ・ 庁内検討委員会による需要想定2万トンの内訳
 - ・ 需要想定2万トンの妥当性
 - ・ 事業再開時の経営見通し
 - ・ 一般会計からの負担方法の整理の方向
 - ・ 二期工事中止の場合の収支見通し
 - ・ 今後のあり方についての所見
 - ・ 経営改善策の確立に向けた国との協議状況や今後の対応及び新たな事業計画策定期

等について

蝦名 大也委員（自民）から、

- 1 道営電気事業の12年度の決算内容について
- ・ 収入状況に対する見解
 - ・ 増加傾向にある職員給与や修繕費の管理方針
 - ・ 全国平均を下回る事業収益性に対する見解
 - ・ 12年度決算に対する評価
- 2 道営電気事業の建設改良事業について
- ・ 12年度の事業内容
 - ・ シューパロ発電所の建設計画の状況及び工事の進捗状況
 - ・ 朝日地区の発電計画を進める意義及び河川協議の状況
 - ・ 小平オンネ風力発電所建設に伴う実績や北電への供給単価及び資金収支見込み
- 3 道営電気事業計画の策定について
- ・ 検討委員会の開催状況
 - ・ 今後の取組
 - ・ 事業計画の策定期
- 4 今後の道営電気事業のあり方について

- ・ 事業の意義に対する認識
- ・ 22年度以降の事業継続に対する考え方
- ・ 計画策定に当たっての電気事業をめぐる状況に対する見解

等について

木村 峰行委員（民主）から、

- 1 道営電気事業について
- ・ 道営発電所による環境への効果
 - ・ 道営発電所の化石燃料の削減効果の程度
 - ・ 水力発電の長所と短所
 - ・ 道内における未利用の包蔵水力の程度
 - ・ 水力発電を行っている者の状況
 - ・ 道のエネルギー政策における水力発電の扱い
 - ・ 市町村財政への効果
 - ・ 地域への貢献内容
 - ・ 地域における新エネルギーの開発・導入への支援
 - ・ 道営電気事業における地域レベルでの取組み状況
 - ・ 今後の事業展開に対する考え方

等について

新野 至都子委員（共産）から、

- 1 道営電気事業について
- ・ 自然エネルギー活用の今後の取組み姿勢
 - ・ 新エネルギーの今後の導入予定と現在の取り組み状況
 - ・ 道内外のバイオガス発電の取組み状況
 - ・ マイクロ水力の活用に対する認識
 - ・ 北電との単価契約の積算内容と今後の単価の見通し
 - ・ 北電の電灯料金の平均単価と託送料金の平均単価
 - ・ シューパロ発電所運転開始時における発電単価が現在の単価契約に与える影響
 - ・ (財)北海道公営企業振興協会の地域支援事業の今後の進め方に係る検討結果
- 2 工業用水道事業について
- ・ 苫小牧東部地区第一工業用水道に係る検討委員会設置目的、検討課題、検討内容
 - ・ 石狩湾新港地域工業用水道の需要開拓の取り組みと成果、給水実態
 - ・ 二万トンの需要見通し
 - ・ 石狩湾新港地域の分譲の進捗状況と達成見通し
 - ・ 工水需要見通しに係る国との協議内容と結果

- ・今後の進め方
- ・二万トンの需要と二期工事の取扱い
- ・事業計画の策定に対する認識

等について

村井 宣夫委員（道民）から、

- 1 石狩工水について
 - ・地下水の利用による地盤沈下への影響、水質分析結果、地下水利用の今後の余裕状況
 - ・工業用水への利用転換に対する立地企業の意向把握状況や働きかけの状況
 - ・総合的な検討に対する見解
- 2 企業会計について
 - ・指摘事項の改善状況
 - ・企業会計のあり方に関する抜本的な検討に対する見解

等について質疑、意見及び要望があり、公営企業管理者、企業局長、総務課長、発電課長及び工業用水道課長から答弁があった。企業局所管に対する質疑を終結。

○8月23日（木） 開議 午前10時11分
散会 午後14時29分
第10委員会室
委員長 川尻 秀之（自民）

① 保健福祉部所管に対する質疑に入り、

伊東 良孝委員（自民）から、

- 1 道立病院における総論について
 - ・累積欠損金に対する認識
 - ・赤字発生の原因と取組
 - ・医療行政のあり方と費用負担に対する認識
 - ・一般会計繰出基準の見直しの検討内容
 - ・経営の責任体制の取組状況と方向性
 - ・欠損金の処理方策
 - ・累積欠損金の縮減方策
 - ・道立病院の移管における財政支援の認識
 - ・寿都病院の経過と状況及び今後の見通し
 - ・会計処理の抜本的な解決に対する認識
- 2 個々の道立病院における経営状況について
 - ・人件費の圧縮に対する改善策とその効果
 - ・民間委託の拡大への取組と成果
 - ・組織体制の見直しの必要性
 - ・苫小牧病院改築等に係る経緯と責任の所在
 - ・苫小牧病院の経営改善に向けた取組
 - ・理学療法士・作業療法士等の現状と今後の配置
 - ・保育士の適正保育児童数と対応

- ・院内保育所の運営費
- ・院内保育所の委託契約方法の見直し
- ・CTスキャナーの保守委託契約内容
- ・CTスキャナーの管球の耐用年数と契約方法及び今後の対応策
- ・建物使用料の実態
- ・貸付収入に対する改善策
- ・経営計画の見直しの進捗状況と今後の対応策

等について

林 大記委員（民主）から、

- 1 道立北見病院における無許可診療応援について
 - ・事実把握の時期
 - ・これまでの対応状況と今後の対処方針
 - ・ガイドライン作成の留意点

等について

池本 柳次委員（民主）から、

- 1 道立病院について
 - ・道立病院の役割に対する認識
- 2 精神・結核医療について
 - ・道の方針
- 3 精神医療の現状について
 - ・道立病院における精神疾患患者の入院・外来の動向
 - ・措置入院者数の推移
 - ・措置入院患者の受け入れ体制及び取り組み状況
 - ・処遇の難しい精神患者に対する救急体制と精神科救急医療システム整備事業における道立病院の位置づけ
 - ・道立緑が丘病院における児童精神外来の患者数及び入院患者数の推移
 - ・緑が丘病院における児童精神外来患者の現状
 - ・児童精神外来に対する今後の道立病院としての取り組み
- 4 精神病院の運営について
 - ・一般会計の負担に対する認識

等について

新野 至都子委員（共産）から、

- 1 第4次医療法改正について
 - ・一般病床と療養病床に区分する報告義務に対する道立病院の基本的方針
 - ・道立病院における一般病床の療養病床への検討
- 2 道立病院の外来について

- ・紹介患者の状況
- ・病診連携の強化による地域連携及び経営改善に対する今後の方針

3 札幌北野病院について

- ・病院廃止後の平成14年4月以降の活用に対する検討状況及び企業会計以外の形態での活用方策と住民対策

4 医事業務の委託について

- ・公正取引委員会の勧告後の入札結果及び改善状況

5 寝具類の契約状況について

- ・寝具リースにおける公正取引委員会からの排除勧告を受けた業者に対する道立病院の委託状況
- ・公正取引委員会から警告を受けたことのある業者に対する今後の対応

6 地域の医療要求について

- ・道立病院への専門職員の配置に対する検討
- ・紋別病院における予約診療の拡大に対する検討
- ・医師住宅・看護婦住宅の改築

7 道立病院での無許可アルバイト診療について

- ・地方公務員法違反に対する道の認識
- ・道立病院長がアルバイト診療をしていたことに対する道の認識
- ・アルバイト診療に対する道のチェック機能
- ・診療報酬の取り扱いに対するルール化の検討

等について

佐藤 英道委員（公明）から、

1 道立病院事業について

- ・平成12年度決算に対する道の認識と今後の重点的な取り組み

2 道立病院の療養環境について

- ・高齢者等に配慮した施設整備の状況と療養環境の向上に向けた取り組み状況及び今後の整備計画

3 道立病院のリハビリテーション機能について

- ・理学療法士及び作業療法士の平成12年度の退職及び採用状況と平成13年度の採用状況
- ・羽幌病院の理学療法士の配置計画
- ・江差病院及び紋別病院における作業療法士の配置状況
- ・道立病院から近隣市町村に対する理学療法士等の派遣

等について質疑、意見及び要望があり、保健福祉部長、道立病

院管理室長及び道立病院管理室参事から答弁があって、保健福祉部所管に対する質疑を終結。

○8月24日（金） 開議 午前11時33分

閉会 午前11時39分

第10委員会室

委員長 川尻 秀之（自民）

① 報告第35号ないし第37号を議題とし、理事会において、付託案件に対する意見調整の結果、報告第35号ないし第37号については意見不一致であったことを報告。

② 新野至都子委員（共産）から、報告第35号ないし第37号に関する反対討論があって、討論終結。

直ちに採決に入り、起立採決の結果、起立多数をもって、報告第35号及び第37号については、意見を付して認定議決。

③ 付託案件に対する委員長報告については、委員長に一任することに決定。

④ 委員長から、付託案件に対する審議終了のあいさつがあって閉会。

資 料

第3回定例会において議決を経た条例の公布調

件 名	議決年月日	公布年月日	公布番号
公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例	13.10.11	13.10.19	北海道条例第54号
北海道アウトドア活動振興条例	13.10.11	13.10.19	北海道条例第55号
北海道観光のくにづくり条例	13.10.11	13.10.19	北海道条例第56号
北海道美しい景観のくにづくり条例	13.10.11	13.10.19	北海道条例第57号
札幌医科大学条例の一部を改正する条例	13.10.11	13.10.19	北海道条例第58号
北海道税条例の一部を改正する条例	13.10.11	13.10.19	北海道条例第59号
低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	13.10.11	13.10.19	北海道条例第60号
公衆浴場法施行条例の一部改正する条例	13.10.11	13.10.19	北海道条例第61号
旅館法施行条例の一部を改正する条例	13.10.11	13.10.19	北海道条例第62号
北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例	13.10.11	13.10.19	北海道条例第63号
北海道立学校条例の一部を改正する条例	13.10.11	13.10.19	北海道条例第64号

7月のメモ

- 1日 ○小泉首相、ブッシュ米大統領と初めて会談 小泉首相はワシントン近郊のキャンプデービッドでブッシュ米大統領と初めて会談し、「日米同盟の重要性」を確認した。不良債権処理など構造改革を約束。
- 2日 ○日銀短観、2期連続で悪化 日銀が発表した6月の企業短期経済観測調査は、大企業製造業の業況判断指数(DI)がマイナス16と、前回3月調査より11ポイント下がり2期連続で悪化した。
- 3日 ○道議会、北海道国際航空(エア・ドゥ)に対する追加支援の補正予算案を可決 道議会は本会議で、北海道国際航空に対する追加支援19億9600万円の補正予算案を自民、民主・道民連合、道政会の賛成多数で可決した。共産と与党の道民クラブ、公明は反対した。
- 5日 ○韓国漁船、北方四島水域でサンマ漁 韓海洋水産省は北方四島水域での韓国サンマ漁船操業について、ロシアから入漁許可書が発給されたと発表した。韓国漁船26隻は、15日から4カ月間操業する予定。
- 6日 ○沖縄の米空軍兵、婦女暴行容疑で逮捕 沖縄北谷(ちやたん)町で女性が暴行された事件で、県警沖縄署は婦女暴行容疑で米空軍嘉手納基地所属の軍曹を同基地から連行、逮捕した。
- 11日 ○サハリン州で大やけどを負ったポベンコ君、札幌大に入院 ロシア・サハリン州で大やけどを負ったエフゲニー・ポベンコ君(11)が治療のため札幌大に入院、13日まぶたの手術を受けた。
- 12日 ○韓国政府、日本の大衆文化開放を無期延期 韓国政府は、歴史教科書問題に対する日本側の回答に抗議して、日本の大衆文化開放を無期延期する対抗措置を発表した。防衛分野での交流を中断する措置と合わせ、強い態度を示した。
- 16日 ○詐欺容疑で、外務省課長補佐ら4人を逮捕 警視庁は沖縄サミットでのハイヤー代を水増し請求し公金をだまし取として、詐欺容疑で外務省課長補佐小林祐武容疑者ら4人を逮捕、同省を家宅搜索した。水増し分は1300万円。
- 中口、「中口善隣友好協力条約」に調印 中国の江沢民国家主席とロシアのプーチン大統領がモスクワで会談し、1980年に失効した「中ソ友好同盟相互援助条約」に代わる基本条約「中口善隣友好協力条約」に調印した。
- 20日 ○ジェノバサミット、開幕 ジェノバサミット、主要7カ国首脳会議が開幕、日本の構造改革を支持する共同声明を発表した。会場周辺では反グローバル団体と治安当局が激突、死者をだす惨事となった。地球温暖化防止の京都議定書問題では日米ハイレベル協議の開始を決めた。首相はこの後、2日にブレア英首相、4日にシラク仏大統領をそれぞれ訪れ会談した。
- 23日 ○インドネシア大統領に、メガワティ氏 インドネシア国民協議会は、ワヒド大統領の解任を出席議員の全員一致で決定した。メガワティ副大統領が第5代大統領に就任した。
- 24日 ○唐外相、首相の靖国神社参拝を中止するよう要請 中国の唐外相はハノイでの田中外相との会談で、小泉首相の靖国神社参拝を中止するよう要請した。韓国の韓外交通商相も25日の会談で、歴史教科書の再修正を改めて求めた。
- 26日 ○外務省、不正経理でデンバー総領事を懲戒免職 外務省は不正経理で公費1千万円を流用した水谷デンバー総領事を懲戒免職にする処分を発表した。また、川島事務次官は辞意を表明した。

○札幌そごう跡に、ビッグカメラ開店 J
R札幌駅前の札幌そごう跡に家電量販大
手ビックカメラグループの「ビックカメ
ラ・ビックピーカン札幌店」が開店した。
店舗面積は国内家電業界で最大規模。

29日 ○参院選で与党3党、安定多数を確保 参
院選で与党3党は安定多数を確保した。
自民党は64議席で改選過半数を占めて大
勝。民主党は26議席で伸び悩み。公明党
は13議席で改選議席を維持、自由党は倍
増の6議席と健闘、共産党は5議席、社
民党は3議席と後退、保守党は1議席に
とどまった。投票率は56.44%と前回よ
りダウン。道選挙区は自民党新人の伊達
忠一氏、民主党前職の小川勝也氏が当選
した。

31日 ○6月の失業率、過去最悪に並ぶ 総務省
の発表によると6月の完全失業率は前月
と同じで、過去最悪に並ぶ4.9%。また、
完全失業者数は前年同月比17万人増え、
338万人となった。

○山岳遭難で、刑事責任 1999年に後志管
内の羊蹄山登山ツアーに参加した女性2
人が死亡した事故で、倶知安警察署など
は悪天候下で遭難を防ぐための注意義務
を怠ったとして、ツアーを企画した大阪
市内の旅行会社の添乗員と上司の2人を
札幌地検小樽支部に書類送検した。道警
によると、山岳遭難で関係者の刑事責任
を問うのは全国で初めて。

8月のメモ

1日 ○北海道国際航空（エア・ドゥ）、7月の
月間搭乗率首位 北海道国際航空（エア・
ドゥ）の7月の月間搭乗率は、85.2%で
2位の全日空を10ポイント近く引き離し
1位となった。エア・ドゥの首位は昨年
8月以来11カ月ぶり。

2日 ○刑法犯の検挙率、過去最低を記録 今年
上半期（1～6月）に警察が認知した刑
法犯の検挙率が初めて20%を割り込み、
19%と過去最低を記録した。

8日 ○ロシア、北朝鮮と台湾にもサンマ漁の操
業許可 北方4島周辺水域を含むロシア
水域で、ロシアが韓国に次いで北朝鮮と
台湾にもサンマ漁の操業許可を与えてい
たことが分かった。

○人事院、国家公務員給与の本給引き上げ
を2年続けて見送る勧告 人事院は本年
度の国家公務員給与で本給引き上げを2
年続けて見送る代わりに、民間との差額
分を一時金で支給するよう国会と内閣に
勧告した。年収ベースでは3年連続の減
収となる。

○広尾町で、子供3人を刃物で殺傷 十勝
管内広尾町の会社員宅に男が侵入、留守
番をしていた子供3人を刃物で次々に刺
して2人を殺害、1人に重傷を負わせた。
犯行後、男は広尾署に自首、近所の無職
男性だった。

9日 ○太平洋炭鉱、労組にリストラ提案 太平
洋炭鉱は同社労組に対し、来年度から従
業員を500人に削減し、年間生産量も本
年度計画量の半分以下、70万トンに圧縮
することを提案した。

10日 ○自民党、小泉総裁を再選 自民党は党大
会に代わる両院議員総会を開き、小泉総
裁（首相）の再選を決めた。任期は10月
から2003年9月までの2年間。

13日 ○小泉首相、靖国神社を参拝 小泉首相は
終戦記念日を避けて靖国神社を参拝した。
現職首相の参拝は、1996年7月の橋本首
相以来。首相は参拝にあたり「アジア近
隣諸国に過去の一時期、植民地支配と侵
略を行い、計り知れぬ惨害と苦痛を強い
た」との談話を発表した。

- 外務省、在パラオ大使館の前理事官を停職処分 外務省は、在パラオ大使館の宮崎前理事官が大使館経費から約1万ドル(約122万円)を私的に流用したとして停職1年の処分にしたと発表した。
- 14日 ○日銀、一段の金融緩和に踏み切ることを決定 日銀は政策委員会・金融政策決定会合で、一段の金融緩和に踏み切ることを決めた。当座預金残高を現行の約5兆円から6兆円程度に増やすなど、量的緩和策を拡大する。金融緩和は約5ヵ月ぶり。
- 16日 ○RV車密輸出で、ロシアマフィアらを摘発 道内でRV車を盗み小樽港からロシアに密輸出していたとして、小樽警察署と道警捜査3課は小樽市内の砲力段組員とロシアマフィアら12人のグループを摘発した。盗んだ車は200台前後、被害総額約5億円に達するとみられる。
- 「新しい歴史教科書をつくる会」主導の歴史教科書、国立と市区町村立の中学校で採択ゼロ 「新しい歴史教科書をつくる会」主導の歴史教科書は、国立と市区町村立の中学校では採択ゼロだったことが分かった。東京都と愛媛県の養護学校など計6校と私立の7校が採択したが目標のシェア10%に遠く及ばず0.03%にとどまった。
- 21日 ○台風11号、本道に再上陸して消滅 台風11号が紀伊半島に上陸、東海から東北にかけて太平洋沿岸を進み、23日午前本道に再上陸して消滅した。夏台風特有のゆっくりした速度で進んだため、各地に長時間の暴風雨をもたらし8人が死亡した。
- 24日 ○外務省、在ケニア大使館の前公使ら3人を減給処分 外務省は在ケニア大使館の前公使ら3人が、住居手当などを不正請求、225万円-18万円を不正に受けとったとして減給などの処分をした。
- 道内の新規求人倍率、19ヵ月ぶりに減少 道が発表した7月の道内労働市場調査によると、新規求人倍率は前年同月比0.03ポイント減の0.93倍となり、19ヵ月ぶりに減少に転じた。
- 26日 ○近畿郵政局長、選挙違反で逮捕 参院選比例代表で当選した元近畿郵政局長、高租憲治氏派の選挙違反事件で、大阪府警は三島近畿郵政局長を逮捕、郵政局ぐるみの組織的な選挙違反の実態が明らかになった。連座制適用の可能性も出てきた。
- 31日 ○新信組設立を断念 破綻した旭川商工信組問題で、地元経済界でつくる新信組設立発起人会は設立断念を決議し、解散した。
- 道IT戦略本部を設置 道は情報技術(IT)による北海道活性化を目指す庁内組織「道IT戦略本部」(本部長・堀知事)を設置した。

9月のメモ

- 1日 ○新宿の雑居ビルから出火、44人死亡 東京都新宿の雑居ビルから出火して3階のマーチャンゲーム店と4階のキャバクラを焼き、両店の客と従業員44人が死亡した。火災による死者の数では戦後5番目。
- 3日 ○東証平均株価終値、1万500円割れ 東証平均株価終値は1万409円68銭と、バブルほうかいごの最安値を付けた。1万500円割れは17年振り。
- 栃木県女子誘拐事件の指名手配者、逮捕 小学2年女子誘拐事件で栃木県警は、未成年者略取などの疑いで指名手配していた無職田中邦彦容疑者を逮捕した。
- 4日 ○東京ディズニーシー、開業 東京ディズニーランドの隣に第2の大型テーマパーク「東京ディズニーシー」が開業した。

総投資額は約3380億円で、両方合わせて年間2500万人の入場者を見込んでいる。

6日 ○警視庁、外務省課長補佐ら3人を逮捕
警視庁は、国際会議のホテル代金を水増し請求させ約4億円をだまし取ったとして、詐欺容疑で外務省課長補佐ら3人を逮捕した。2200万円の横領疑惑も発覚した。

7日 ○北海道エアシステム、函館―仙台線の開設を申請
北海道エアシステム(HAC)は11月から来年3月まで函館―仙台線を1日1往復する新路線の開設を国土交通省に申請した。同社の道外路線は初めて。

11日 ○米国で航空機テロ
米国で4機の旅客機が乗っ取られ、2機がニューヨークの世界貿易センタービル2棟に激突、ビルは2棟とも崩壊した。3機目はワシントンの国防総省に突っ込み、4機目はペンシルベニア州ピッツバーグに墜落した。ニューヨークでの行方不明者は、日本人を含め4700人以上と見られている。

○農水省、乳牛1頭が狂牛病に感染した疑いがあると発表
農水省は網走管内佐呂間町で生まれ、千葉県白井市内で飼育されていた乳牛1頭が狂牛病に感染した疑いがあると発表した。

12日 ○テルメリゾート、シャトレゼが落札
閉鎖されている札幌市北区の「テルメリゾート」の入札結果が札幌地裁で発表され、洋菓子製造大手のシャトレゼ(本社・山梨)が14億1650万円で落札した。

13日 ○米政府、ビンラディン氏を同時テロの中心人物と断定
米政府はイスラム原理主義組織指導者、ウサマ・ビンラディン氏を米同時テロの背後の中心人物と事実上断定した。アフガニスタンに潜伏中の同氏攻撃のため、パキスタンに上空の飛行許可を求めるなど、軍事作戦の準備を本格させた。

18日 ○日銀、公定歩合引き下げ
日銀は公定歩合を現行の年0.25%から0.15%引き下げ、史上最低水準の0.1%とするなどの金融緩和策を決めた。米中樞同時テロによる世界経済悪化懸念で、欧米に歩調を合わせた。

19日 ○第3回定例道議会開会

○全国地価調査で10年連続下落
国土交通省が発表した7月1日現在の都道府県地価調査(基準地価)によると、全国の住宅地、商業地ともに10年連続で下落した。道内住宅地は前年に比べ1.9%、商業地は4.3%の下落だった。

22日 ○狂牛病感染の疑いの乳牛、狂牛病と確認
農水省は、千葉県内で見つかった狂牛病感染の疑いがある乳牛1頭について、検査を依頼していた英国獣医研究所から狂牛病である、との確認診断を受けたと発表した。また、道は道内5支庁管内の農場(18)が過去に動物性飼料の肉骨粉や血粉を使っていたと発表した。

25日 ○参議院高祖議員、辞職
7月の参院選比例代表で初当選した自民党の高祖議員が、選挙違反事件の責任をとって議員辞職した。

27日 ○小樽ベイシティ開発、民事再生法の適用を申請
小樽市築港の大型商業施設「マイカル小樽」を運営する小樽ベイシティ開発が東京地裁に民事再生法の適用の申請をした。グループ中核マイカル破綻の連鎖破綻で負債総額は492億1500万円。

○はるやまチェーン、民事再生法の適用を申請
紳士服販売の道内最大手、はるやまチェーンは、札幌地裁に民事再生法の適用の申請をした。負債総額は128億1600万円。

○第153臨時国会、招集
第153臨時国会が召集され、小泉首相は衆参両院本会議で

の所信表明演説で、米軍などに協力する自衛隊派遣を盛り込んだ7項目の支援策を明らかにした。

- 28日 ○パキスタンに自衛隊輸送機を派遣 政府はアフガニスタンからの避難民を支援するため、国連平和維持活動（PKO）協力法に基づき、パキスタンに自衛隊輸送機を派遣すると発表した。

特 集

北海道議会開設100年記念事業

北海道議会開設100年記念事業

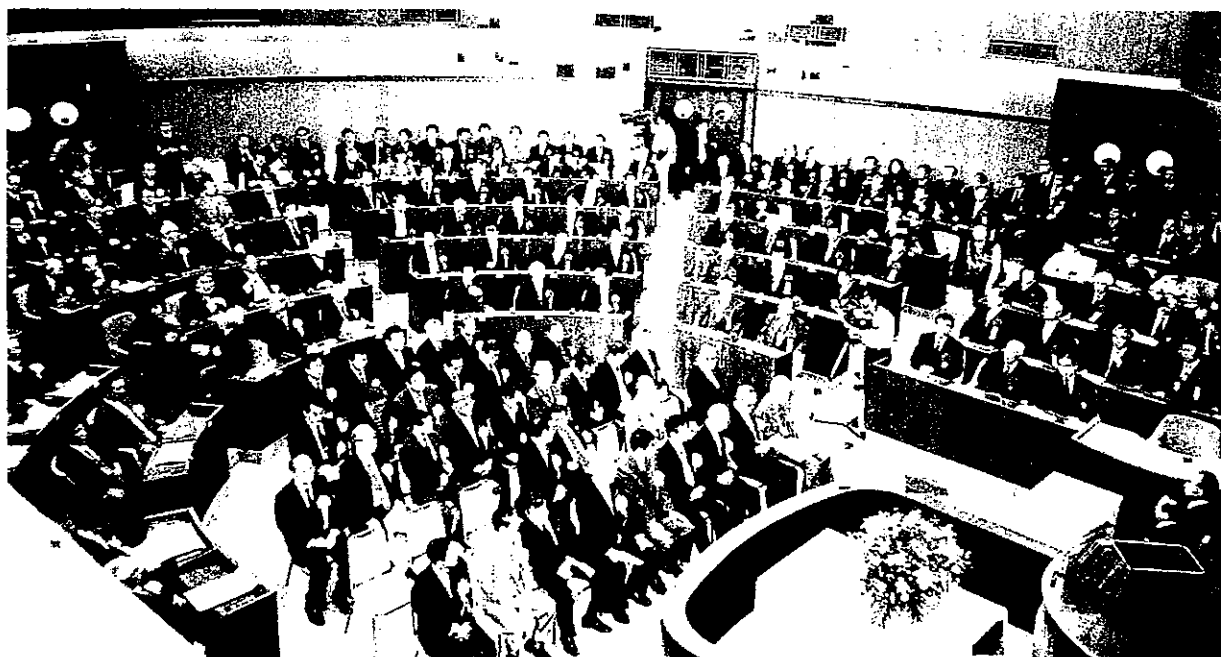
明治34年に北海道議会の前身である北海道会が開設されてから本年で100年の節目を迎えたことを契機に、北海道議会の重責を改めて確認し、決意を新たにすため、平成13年10月12日に、記念式典、記念講演等を開催した。なお「道議会100年小史」を発刊し、式典出席者等に配付した。

記念式典

午後1時から議場において、道選出国會議員、元道議會議員、各界代表など、308名の出席を得て開催した。

大内副議長の開式の辞の後、道警音楽隊の演奏で国歌斉唱、酒井議長の式辞に続き、総務大臣、国土交通大臣、全国都道府県議会議長会会長及び北海道知事から祝辞を賜った。

その後、内閣総理大臣のメッセージ、衆議院議長、参議院議長などからの祝電披露を行い、副議長が閉式を告げ式典を終了した。



記念講演

式典に引き続き、午後2時から議場において、西尾勝国際基督教大学教授が「地方分権時代を迎えて」と題し、講演を行った。

当講演については、式典出席者のほか、道民も聴取した。

祝賀会

講演終了後、午後4時から札幌グランドホテルにおいて、286名の出席を得て開催した。

酒井議長の挨拶の後、北海道町村会会長の佐々木えりも町長が参会者を代表して挨拶し、石林元道議クラブ副会長の発声で乾杯して懇談に入った。

懇談の間、日本音楽家ユニオン北海道地方本部のメンバーによる演奏が行われ、最後に北海道市議会議長会会長の佐藤札幌市議会議長の音頭で万歳を三唱し、祝賀会を終了した。

議会資料展示会

10月5日（金）から10月12日（金）まで、期間中の土・日・祝日も含め8日間にわたり、北海道議会100年の歩みを振り返る議会資料展示会を赤れんが庁舎において開催した。北海道会開設当時の速記録原本などの歴史的文書、明治から今日までの議会の様子を伝える写真パネルや北海道議会の歩みをまとめた年表のほか議会新庁舎の模型など約100点の展示品を公開した。期間中を通して、3,000名を超える方々の来場をえることができ、成功裡に閉幕した。



記念式典における式辞・祝辞等

式辞（北海道議会議長）

本日ここに、来賓多数のご臨席をいただき、北海道議会開設百年記念式典を盛大に挙行できますことは、誠に感慨深く、喜びにたえない次第であります。

顧みますと、北海道は明治2年に開拓使が設置されて以来、国策として北辺の防備と拓地植民、いわゆる拓殖による開発が進められてまいりました。多くの先人達は、ふる里への断ちがたい思いを深く胸に秘めつつ、希望の大地北海道にそれぞれの夢を託し、艱難辛苦に耐えながら、昼なお暗い原始の森に開拓の鋤をふるったのであります。

こうした先人達の血の滲むような努力が続けられる中、わが国においては、明治22年に憲法が公布され、翌23年には衆議院議員選挙が実施される一方、各府県においては、府県制の公布により、地方議会として府県会が開設されたのでありますが、北海道は開発途上であったこともあり、府県制の適用が受けられず、民意を行政に反映させる途は閉ざされていたのであります。その後、北海道の開発も本格化し、人口も明治23年末の42万7千人から10年後の明治33年末には98万5千人へと激増するなど飛躍的な発展をみております。

こうした本道の日覚ましい経済発展や政党政治の進展などを背景として議会開設への世論の高まりとともに、関係者の10年余にわたる活発な運動が実り、明治34年に北海道会法並びに北海道議員選挙令が公布され、更に同年8月第一期の道会議員選挙が行われ、晴れの議席を得られました35名の議員により、同年10月21日に、現在の札幌南高等学校の前身であります庁立札幌中学校の屋内運動場を仮議場として、初めて北海道会が開会されたのであります。

明治34年、西暦で申しますと、1901年奇しくも20世紀最初の年に、初めての北海道会が開かれたわけであります。その後幾多の変遷を経ながら昭和22年5月、新憲法の制定とともに地方自治制度も抜本的に改革され、新しい地方自治体の議決機関として、今日の北海道議会が誕生したのであります。北海道会から北海道議会へと続く議会制度百年の歴史は、20世紀の百年の歩みと重なります。

20世紀は、二度の大戦を経験するなど、かつてない激動の時代であり、科学技術のめざましい進歩や経済成長を遂げる一方で、人口や食料問題、地球環境問題など、大きな課題に直面した世紀でもありました。

21世紀は、こうした課題の解決に引き続き取り組んでいかなければなりません。グローバル化の進展や高度情報化への対応、民族の対立や地域間紛争といった新たな課題も提起されております。去る9月11日に発生した米国での同時多発テロ事件は、こうしたグローバル化の負の側面として、今後国際社会が連携して解決を図らなければならない喫緊の課題であります。

さて、わが北海道は開拓以来130年余という短い歴史の間に今日の発展をみるに至りま

したが、このことは世界的に類をみないといわれております。広大で豊かな自然に恵まれ、今やわが国の食料供給基地として、その将来に大きな役割を担うとともに、北方圏地域や東アジア地域などとの連携の場、北の交流拠点として北国らしい香り高い文化と豊かな生活を目指して、新時代にふさわしい躍進と発展が期待されているのであります。しかしながら、いま北海道は拓殖銀行の経営破綻に象徴されるように、バブル経済の後遺症はいまなお深刻な状況にあり健全な経済環境や金融システムの再構築が求められております。

また、雇用対策や少子高齢化への対応、道財政の健全化など、多くの課題が山積しており、道政を取り巻く環境はかつてない厳しい状況にあります。

この難局を乗り越え、確かな未来づくりを目指すために、私どもは北方の厳しい自然環境の中で、たくましい開拓者魂を発揮され、本道の開発、発展に御尽力された多くの先達の並々ならぬご努力と道会以来の先輩議員の卓越した識見と行動力を学び、生かしながらまさに温故知新の精神で、真摯に対処してまいりたいと存じております。

本年は、21世紀の幕開けの年であり、いま新しい時代に向かって歩み始めました。

地方分権もいよいよ実行段階に移ってきております。真に地方分権型の社会としていくためには、これからの百年を見据えた経済社会システムの確立が不可欠であると考えますが、何よりも、広大な大地、優れた自然環境、豊かな資源などに恵まれた、北海道ならではの特性、潜在力を産業の振興はもとより、新しい地域文化の創造などに積極的に活用しながら、世界との結びつきを強め、わが国のみならず、世界に貢献できる地域づくりを進めていく必要があると存じます。

本日の記念すべき式典を契機として、私どもは、先輩各位の残された業績を踏まえ、道民の目線に立った身近で信頼される議会を念頭に置き、570万道民の皆さんとともに、力を合わせ北海道の輝かしい未来を築くため全力を挙げて努力する決意を新たにしているところであります。

最後になりますが、この百年の間に物故された議員は657名になります。

本道発展のために尽くされた業績を偲び、その徳をたたえ、改めて心からご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

また、今日まで道議会の発展にご尽力を賜りました前、元議員先生をはじめ、関係各位に対しまして深く敬意を表し感謝申し上げますとともに、今後とも北海道を北の大地の理想郷たらしめるため、さらは一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、北海道議会開設百年記念式典に当たりましての式辞といたします。

平成13年10月12日

北海道議会議長 酒井 芳秀

祝辞（総務大臣）

本日、ここに、北海道議会が開設されて以来、百年を迎え、記念式典が挙行されますことに対し、心からお祝い申し上げます。

我が国の地方自治は、社会経済情勢の変化と、これに伴う地域社会の変貌の中で、多くの課題に直面してまいりましたが、地方公共団体は、これらに適切に対処し、いまや地方自治は、国民生活の中に完全に定着するに至っております。

このことは、ひとえに歴代並びに現議員各位の卓越した識見と英知により議会の機能を遺憾なく発揮され、地方自治の進展に大きく寄与されたたまものであり、深く敬意を表するものであります。

北海道は、豊かな資源を有し、広大な大地と進取の気性に富んだ道民気質が相まって、大いなる可能性を持つ希望の土地であることは、開拓当初から現在に至るまでいささかも変わりありません。

本年は、くしくも21世紀の幕開けであり、我が国は新しい時代に向かって歩み始めたところであります。地方分権の担い手である北海道におかれましても、分権型社会にふさわしい、地域の実情や住民ニーズに合った個性的で多様な行政を展開することにより、道民の信頼と期待により一層こたえることが求められるところであります。

議員各位におかれましては、地方分権の趣旨を十分に御理解いただくとともに、地方自治発展のため一層精進され、北海道民の期待にこたえるよう、御期待申し上げます。

終わりになりますが、輝かしい百年の歴史を刻まれた北海道議会の今後のますますの御発展と、本日御参会の皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

平成13年10月12日

総務大臣 片山 虎之助

（代読 総務省自治税務局固定資産税課長 株丹達也氏）

祝辞（国土交通大臣）

北海道議会が開設百周年を迎え、本日ここに記念式典が盛大に開催されますことを、お慶び申し上げます。

開拓の鋏が入って間もない明治34年から一世紀にわたり、北海道議会が北海道経済の発展、道民の生活の向上等のために、多大な努力を払われたことに対し、深く敬意を表する次第であります。

御案内のとおり、本年1月6日に、中央省庁再編により北海道開発庁、国土庁、運輸省及び建設省が統合され、新たに国土交通省が誕生いたしました。これまで、統合の効果を発揮できるよう努力してきたところですが、引き続き施策の融合化を推進し、国民の視点に立った、より質の高い行政サービスを、より低コストで、よりスピーディーに提供してまいります。

北海道開発については、統合によって、従来北海道開発庁が担ってきた任務及び機能を引き継ぐだけでなく、北海道総合開発計画の策定から計画に基づく事業の実施まで、より一体的な行政を展開することが可能となりました。

新たな北海道開発体制においても、北海道と一層緊密な連携を図りつつ、今後とも北海道が我が国の発展に貢献できるよう、全力を尽くしてまいり所存でありますので、皆様方の御支援・御協力をよろしくお願い致します。

終わりになりましたが、北海道議会の今後の益々の御発展と、本日御臨席の皆様方の一層の御健勝を祈念申し上げて、お祝いの言葉とさせていただきます。

平成13年10月12日

国土交通大臣 扇 千景

(代読 国土交通省北海道局長 林 延泰氏)

祝辞（全国都道府県議会議長会会長）

北海道議会開設百年記念式典が挙行されるにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

まず、北海道議会が、明治から平成に至るまで、幾多の試練と苦難を乗り越えて、ここに開設百年を迎えられたことに対し、全国都道府県議会議長会を代表いたしまして、心よりお慶び申し上げます。

申すまでもなく、議会は民意を代表する機関であり、民主主義の基盤であります。北海道議会は、開設に向けてほぼ十年間にわたる関係者の献身的な努力により、北海道自治の公的な民意発揚の場として発足し、この百年間、一貫して道民の福祉向上と道政の発展のため貢献されてきたことに対し、深甚なる敬意を表する次第であります。

さて、昨年4月、地方分権一括法が施行され、明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革といわれているとおり、地方自治の姿は、今まさに大きく変わろうとしております。

地方分権の推進については、地方分権推進委員会が六年間にわたる活動を終え、その後継機関として、新たに地方分権改革推進会議が設置され、今後、税財源問題等のテーマを中心に議論が行われることとなっており、更なる地方分権の進展に向けて、これらの課題に適時・適切に対応していくことが必要であります。

もとより、自己決定と自己責任を原則とする分権の時代にあっては、住民を代表して執行機関の行財政運営を監視するとともに、最終的に団体意思を決定する地方議会の役割と責任は一層重要となっており、住民の負託に十分に應えるため、私ども議会人は、議会の一層の自己改革と活性化に努めていかねばなりません。

このような時に、北海道議会が新たな世紀を迎え、今日の道議회를築き上げた多くの先人の努力を回顧されるとともに、地方自治の一層の発展に資する決意を新たにされますことは、誠に意義深いものがあると存じます。

北海道議会におかれましては、今後とも地方自治の礎として、開拓者精神に根ざした道

民一人ひとりの汗と英知を結集し、これまで以上に積極かつ清新な議会活動を行われ、もって道民福祉の一層の向上を図り、地方自治の発展に寄与されますことを祈念いたしまして、祝辞といたします。

平成13年10月12日

全国都道府県議会議長会会長

佐賀県議会議長 宮原 岩政

祝辞（北海道知事）

本日、ここに北海道議会開設百年記念式典が挙行されるに当たりまして、一言お祝いを申し上げます。

北海道議会の前身である北海道会は、明治34年、先人有志による粘り強い運動が実り民意主張の場として開設されて以来、幾多の変遷を経て、昭和22年の新憲法制定、地方自治法の施行により、今日の北海道議会の誕生をみるに至りました。

この間、道民の意思を反映した地方自治の活性化を最大の眼目として、その役割を遺憾なく発揮され、本道の発展と道民福祉の向上に大いに貢献された功績は、道民の皆様から大きな信頼と高い評価を寄せられているところであります。

北海道議会開設と同じ年に、本道の開発を進める十年計画が初めて策定され、北海道はわずか百年の間に、国内最大の食糧基地として、人々の心を育む安らぎの大地として、さらには世界に開かれた北のゲートウェイとして、我が国の発展に、大きな役割と期待を担う地位を築くに至ったのであります。

このことは、先人のフロンティア精神を受け継いだ歴代の議員各位、そして道民の皆様のご献身的なご努力の賜であり、心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

21世紀を迎えたいま、世界はグローバル化が進み、相互依存の関係が深まる中、環境問題や食糧問題、さらにはIT情報技術の急速な進歩に伴う社会経済の変革など、私たちはかつて経験したことのない課題に直面しております。

本道におきましても、これまでの開発と発展を支えてきた枠組みが大きく変化する中で「自主・自律の北海道」を築いていくために、独自の構造改革に着手いたしました。

これまで、民間主導の自立型経済への転換をはじめ、分権時代にふさわしい行財政システムの確立、自立と貢献に必要な社会資本の整備、自主・自律意識の醸成、市民と行政の協働環境の整備といった五つの分野において、さまざまな取組を着実に進めてまいりましたが、この度の国の改革を追い風ととらえて、北海道の構造改革をさらに加速していかなければならないと考えております。

思えば、議会の開設は、自らの意思を中央や地方の行政に反映させるすべを持ち得なかった先人の無念の思いが、世論を喚起し、十年の歳月をかけて勝ち取られた自治制度でありました。

今日の豊かな暮らしは、こうした先人の識見と行動力の賜であることを心に刻み、私たちは、地域が独自性を発揮し合う地域主権の時代を見据え、本道の可能性を最大限に発揮できる、新たなパラダイムを創造していかなければなりません。

私は、時代の潮流を見極め、果敢に挑戦を続けることで、我が国はもとより、世界に貢献する自主・自律の大地 北海道を築くことができるものと確信をしております。

この変革の時代に、道政を預かる知事としての責任の大きさに思いを新たにするとともに、この素晴らしいふるさとを次の世代に引き継ぐために、道議会議員の皆様、そして道民の皆様のご支援、ご協力を賜りながら、その職責を果たしてまいる決意であります。

北海道議会におかれましては、本道のさらなる発展のために、その機能を存分に発揮され、道民の皆様のご付託に応えていただくよう心からご期待を申し上げます。

議員各位のますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

平成13年10月12日

北海道知事 堀 達也

メッセージ（内閣総理大臣）

新世紀元年という歴史的な節目の年に、北海道議会開設百年を迎えられたことは、誠に嬉しい限りであり、本席から、ご参会の皆様と570万道民の皆様に対し、心からお祝いを申し上げます。

北海道は、道民の皆様のご努力はもとより、北海道議会と歴代議員の卓越した識見と英知によって、類例を見ない今日の発展を遂げられました。

心から敬意を表する次第であります。

21世紀は、環境と調和した「地域の自給力」が問われる時代でもあり、北海道は、広大で豊かな自然に恵まれ、食料やエネルギーなど大きな潜在力を有していることから、人と自然が共生する新たなモデルを提示できる地域として期待されるとともに、情報技術の活用により、先進的な地域社会の創造が可能な地域でもあります。

北海道の可能性は無限であり、国民が北海道に期待するところは大きくあります。

地方分権が新しい時代の幕開けとともに着実に歩み始めている今、私も、皆様方と一緒に、山積する内政の諸課題の解決に向けて全力を尽くす覚悟でありますので、議員各位におかれましても、「変革の時代の風」を真摯に受け止め、住民のリーダーとして、一層の研鑽とご尽力を切望する次第であります。

今後、百年の北海道のさらなる飛躍を期待し、お祝いの言葉といたします。

平成13年10月12日

内閣総理大臣 小泉 純一郎

記 念 講 演

演題 地方分権時代を迎えて
講師 西尾勝国際基督教大学教授

【西尾勝国際基督教大学教授のプロフィール】



- ・ 1938年 東京生まれ
- ・ 1961年 東京大学法学部卒業
- ・ 東京大学法学部教授を長く勤められ、1999年3月退官
同年4月から国際基督教大学教授（現職）
行政学・地方自治研究の第一人者

◎ 1986年～1993年 自治体学会代表運営委員

自治体職員が多数参加する同学会の設立、運営に尽力される。

◎ 1995年～2001年 地方分権推進委員会委員

委員会のリーダー的存在として地方分権推進一括法を成立（1999年）に導かれる。

◎ 2000年～ 日本自治学会会長

◎ 2001年～ 社会保障審議会会長代理

【主な編著書】

「権力と参加」（東京大学出版会）

「行政学の基礎概念」（東京大学出版会）

「行政学」（有斐閣）

「地方分権と地方自治」（ぎょうせい）

「未完の分権改革」（岩波書店）

目 次

はじめに～「第三の改革」の時代

I 第1次分権改革の成果と限界

- 1 分権改革の目的
- 2 第1次分権改革の主要な成果
- 3 第1次分権改革の限界～残された主要な課題

II 第2次分権改革の焦点～地方財政秩序の再構築

- 1 徹底した歳出削減が当面の緊急課題
- 2 歳入の構造と質の転換
- 3 税源の地域間格差
- 4 長期的展望に立った自治体関係者の結束

III 北海道に固有の問題

- 1 北海道地方費から北海道へ～戦前の一国多制度、戦後の特例措置
- 2 都道府県・市町村関係の将来像と北海道
- 3 道州制と北海道
- 4 地方自治特別法制度の活用

終わりに

地方分権時代を迎えて

国際基督教大学教授

西尾 勝氏

はじめに～「第三の改革」の時代

ただいま御紹介いただきました国際基督教大学の西尾勝でございます。

北海道議会開設100周年の記念式典という、はえある場にお招きをいただきまして、身に余る光栄に存じております。

この記念式典にふさわしい講演ができるとは思いませんが、「地方分権時代を迎えて」と題しまして、これからほぼ1時間半ほど、つたないお話をさせていただきたいと思っております。

日本社会は、1990年代以降、社会、経済、そして政治の仕組みを再編成する改革の時代に入っていると、私は認識しております。日本経済について言えば、いわゆるバブル景気がはじけて以来の経済不況はどんどんどんどんその深刻さを増してきているわけでありまして。日本経済の最大の強みは貿易黒字が続いていたことにあると思われまますが、最近の統計によれば、貿易収支の差額はどんどんゼロに近づいております。このままの傾向が続けば、来年の7月ごろに貿易収支はゼロになり、それ以降は輸入超過の貿易赤字状態に陥るという見通しになっているわけでありまして。

しかし、アメリカに起こりました同時多発テロ以降、さらに不景気は深刻化してまいりまして、最近のある筋の予報によれば、貿易収支がゼロになるのは今年度中ではないかという見通しも出てきております。

この経済の不況状態は簡単には抜け出せない、これから非常に長期にわたることになるのではないかと考えられます。そして、片や、財政の状況について見れば、御存じのとおり、国の財政は完全な破綻状態にありますし、地方財政も極めて窮迫した状況にあるわけでありまして。経済の景気を回復するために財政出動をしようにも、もう財政出動をする余力が国にも地方にも全くな

いという状況になっております。

この財政赤字の累積額も巨額なものになっておりまして、仮に財政再建に本格的に取り組み始めたとしても、簡単に解消できる規模ではなくなってございます。恐らく10年以上長期にわたる課題になっているのではないかと考えられます。

このような状況になってきた原因はさまざまでありましようけれども、最も根源にまで戻って考えれば、戦後改革によってつくり上げてきた日本の社会のさまざまな仕組み、経済のさまざまな仕組みを支えてきた国民の元気、活力があらゆる面でだんだん枯渇してきているのではないかというふうに思われるわけでありまして。

そこで、日本経済を立て直すということになれば、最も長期的には、あらゆる場面で社会の仕組みを切りかえる、経済の仕組みを切りかえる、そして、国民一人一人がもう一度元気を取り戻すという構造改革が不可欠になっているのではないかと考えられます。

こうした社会の仕組み、経済の仕組みを変えていくことは容易なことではありません。これまでの秩序、これまでの仕組み、構造によって富を得た人、地位を獲得した人、権力を得た人、名声を得た人、これらの人々にとって、その仕組みが変わることは、みずからが立っている基盤を根底から揺るがされる事柄であるわけでありまして。したがって、この種の改革には必ず大きな抵抗が伴わざるを得ないと思われまして。その障壁を乗り越えてでも仕組みを変えていくというためには、国民世論に支えられた強い政治的リーダーシップが不可欠だと思われまして。

しかし、戦後形成されてきた日本の政治の仕組みは、こうした強い政治的リーダーシップを振るうことを許すような仕組みといたしまして、それを促すような仕組みにはなっていないように思われるわけでありまして。だからこそ、1990年代以来、この大転換期に際しまして、政治改革ということがもう一つの大きな課題になってきたのではないかと考えられます。

そして、御承知のように、まずは衆議院議員の選挙制度の改革から始まりまして、お金のかからない選挙、政策をめぐる争う選挙、政党間で争う選挙に近づけなければならないというふうに考えられるようになり、さらには、内閣のリーダーシップを強化しなければいけない、内閣総理大臣のリーダーシップを強化しなければならないという認識のもとにさまざまな改革が進められてきたと思われるわけでありまして。

にもかかわらず、改革の歩みは遅々としておりまして、いわゆる政治改革の究極目標である政界再編成は、いまだにアイエヌジー、現在進行形の状態で、最終的にどこへ行き着くのか、展望が見えないという姿で、まだ混迷を続けているという状況にあるかと思っております。

しかし、そうはいくものの、政治改革の歩みは、かなり着実に、ちょっとずつ進んできているのではないかとと思われるわけでありまして。

橋本内閣で設置された行政改革会議の最終報告に基づいて行われました一連の改革では、国会法が改正され、内閣法が改正され、国家行政組織法が大幅に改正され、各省設置法も全面改正となりました。そして、地方分権推進委員会によって進めてまいりました分権改革の結果といたしまして、地方自治法を初めとして、総計475本の法律の改正ということになりました。さらには、この間に行政手続法も制定されましたし、情報公開法も制定されたわけで、国の基本法制というべきものにかかなり大きな改革が加えられてきました。

その改革の規模はまだ小さなものかもしれませんが、しかし、考えてみますと、明治維新のときの大改革と戦後の大改革以降の改革としましては、最大規模の改革が進み始めているということではないかと思われるわけでありまして。そして、こうした改革は、御承知のように、政治、行政の分野での改革のみならず、今日では、司法制度の改革ということも大きな課題になってきているわけで、三権のすべてについて改革が進行し始めているという状況かと思いま

す。

今までのところ、まだ大きく動いていないのは、国家公務員法、地方公務員法といった公務員制度ではないかと思われそうですが、この公務員制度についても、やがてかなり大きな改革が避けられないのではないかと思います。

こうした国の基本法制全体に起こり始めている改革を地方分権推進委員会は「第三の改革」と名づけたわけでありまして。明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」という時期に日本は当面しているのではないかと認識したわけでありまして。分権改革は、この大きな意味での第3の改革という構造改革の重要な一環を占めていると思っております。

I 第1次分権改革の成果と限界

1 分権改革の目的

そこで、私自身も参画いたしました地方分権推進委員会が1995年から6年にわたって活動してきましたときの分権改革の目的と成果を振り返ってみたいわけでありまして。

今回の分権改革の目的としましては、何よりもまず、地方自治を一層拡大し充実するということが目的であることは言うまでもありません。これは自治体関係者が長らく念願してきたことでありますから、それをこの機会に極力実現するというものであったわけでありまして。

しかし、今回の分権改革は自治体関係者の声のみによってここまで政治課題に浮上してきたわけでは決してありません。その他の各界の方々が分権改革が必要だと認識されるようになったために、こういう大きな政治の動きになってきたわけでありまして。地方自治体関係者以外の方々の分権改革に寄せる期待は、必ずしも、地方自治の拡大、充実だけではなかったのではないかとと思われるわけです。

今回の分権改革をここまで政治課題にした一つの勢力として財界という勢力があった。財界が地方分権改革が必要だと言うようになった。何よりも、それを象徴しておりますのが、1993年10月に第3次行革審か

ら出された最終答申でありまして、ここでは、これからの行政改革を推進する二つの柱として規制緩和の推進と地方分権の推進が掲げられているわけでありまして、

そこでの認識は、国、地方を通ずる行政改革を徹底するためには地方分権を進めなければならないということでありまして、何よりも、行政改革を進めるための手段として地方分権が打ち出されてきたということでありまして、

別の言い方をすれば、市町村と都道府県の間、都道府県と国の各省庁との間で繰り広げられているさまざまな折衝ごと、手続、そうした間接コストを大幅に減らす仕組みが必要なのではないかと考えられているように思われるわけでありまして、そのことが全体の行政改革に大きく寄与するのだ、そういう観点から地方分権が打ち出されていると思われるわけでありまして、

もう一つ、今回の分権改革の大きなうねりをつくり出したのは、政界からの政治家の人たちの声であったと思われるわけでありまして、これは、1980年代の末に起こりましたリクルート事件以来の政治改革の一連の動きの中から、政治改革を進めるためには、国、地方を通ずる改革が必要であるという御認識がだんだん政界の中に出てきたのだと思われるわけでありまして、

一言で言ってしまうと、市町村が仕事をしていく上でさまざまなことを都道府県に陳情しなければならない、お願いをしなければならない、都道府県と協議をしなければならない、そこにたくさんの手間暇がかかっているわけでありまして、そしてまた、都道府県が仕事をしていくためには、国の各省庁に陳情しなければならないことがたくさんあるわけでありまして、

これはお役人の世界の話ではありますが、この話に絡みまして、都道府県議会議員には、地元市町村のために一生懸命働いていただく、仲介あっせんの労をとっていただくということになりますし、都道府県が国に働きかけるときには都道府県選出の国会議員の方々に仲介あっせんの労をとっていただくという仕組みになっているわけであ

りまして、この陳情と仲介あっせんというものが戦後の日本の政治を支えてきた一つの特徴であるわけでありまして、ここを何とかしなければ新しい政治の姿は生まれてこないのではないかとというふうには考えられてきた。

特に、衆議院議員の選挙制度の中に小選挙区制が導入される以上、この点で分権を徹底して、国会議員が地元のために仲介あっせんに走り回るということを縮小しなければ、新しい選挙制度の意味は生まれてこないし、むしろ弊害が大きくなるのではないかと考えられていたと思われるわけでありまして、

こうして、行政改革の観点、政治改革の観点も含めて、今回の分権改革という潮流が生まれたと私たちは考えております。

もちろん、地方分権推進委員会は内閣の直轄のもとに置かれた政府の諮問機関の一つでありますから、こうした行政府の機関が政治改革などということを行うのは僭越なことではございますので、地方分権推進委員会が出してきました中間報告以来の各種の文書の中では、分権改革が政治改革に役立つのだなどということは一言も申し上げておりません。地方自治の拡大、充実と行政改革のために役立つのではないかとということのみを強調しているわけですがけれども、本来の動きからいえば、政治改革という意図を持った改革であったというふうには思っているわけでありまして、

2 第1次分権改革の主要な成果

さて、今回の改革は、分権改革の究極の目標からいえば、まだ第一歩でしかありません。私どもの委員会の諸井慶委員長がしばしば使われた言葉によれば、登山に例えればベースキャンプを築いたにすぎないといった段階であるというふうには表現しておられるわけですがけれども、我々もそういうものだと思っているわけでありまして、

したがって、これを私たちは第1次分権改革と名づけておりまして、分権改革はこれで終わったわけではない、この後、第2次分権改革、第3次分権改革、あるいは第

4次分権改革と、段階を追って波動的な大きな改革が行われて、究極の目標に近づくとということになるのではないかと考えているわけであります。

それにいたしましても、今回の第1次分権改革でどの程度の成果を上げたのかということ振り返ってみますと、何よりも、国、地方の関係を従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係に切りかえていくという第一歩を築かなければならないと書いていたわけであります。従来、国、都道府県、市町村がそれぞれ上下・主従の関係にあったことの最大の原因は——それのみではありませんが、最大の原因は、機関委任事務制度というものが存在していたということであります。

機関委任事務制度と申しますのは、国の事務の執行を都道府県知事その他の都道府県の執行機関あるいは市町村長その他の市町村の執行機関に委任をする、国の事務の執行を自治体の機関に委任するという仕組みであります。

この機関委任事務と呼ばれるものは、あくまでも「国の事務」と考えられておりますから、その最終的な責任は国にあると考えられています。したがって、これをどのように処理すべきかということについて、国の各省大臣は包括的な指揮監督権を留保していたということであります。そこで、この包括的指揮監督権の具体的行使としては、たくさんの通達、通知が自治体に向けて発せられた。自治体の執行機関は、通達、通知を命令として受け取って、これに従う義務があったということであります。

こういう関係を維持している限り、国と地方の上下・主従の関係は崩せないと思いましたが、私どもは、機関委任事務制度の全面廃止を目標に掲げたわけであります。

いろいろ紆余曲折はございましたけれども、結局、この制度は全面廃止されることとなりました。その結果、昨年4月以降、日本の都道府県、そして市町村にはもはや「国の事務」は一つとしてないという状態になったわけであります。都道府県、市町村が担当している仕事はすべて自治体の仕

事、地方公共団体の事務ということになったわけであります。したがって、従来のように、国の各省大臣がこれに対して一々命令を出すといったことはもはやないという状態にしたわけであります。従来の通達、通知には、先ほど言いましたように、命令という性質を持っているものも多数含まれていましたし、それ以外の、いわば指導通達にすぎなかったものも入っているわけでありますけれども、従来は命令であった、命令という性質を持っていた通達、通知も含めまして、昨年4月1日以降、これらはすべて、新しい地方自治法に言うところの「技術的な助言」にすぎないものに変えたわけであります。

したがって、通達、通知は依然として多数そのまま残っておりますけれども、これは従来とは全く性質の違うものになっているわけであります。命令ではありませんから、都道府県も市町村も、これにそのまま従う必要はどこにもありません。あくまでも、参考にしてほしいというものになっているわけであります。国としてはこう処理することが一番適切ではないかと思っているということを助言として出しているというにすぎないのでありまして、各自治体が別のやり方の方がはるかに適切だと思えば、自分で考え出した別の方式で処理して一向に構わないわけであります。

ただし、あくまでも法令に違反しない限りという話でありますから、通達、通知に即する必要はありませんが、その大もとにある法令をよくお調べいただきまして、法令に違反しないかどうかは慎重に点検しなければなりません。しかし、法令に違反しないという自信が持てたならば、通達、通知に示している方法とは違うやり方で事務を処理して一向に構わないというふうに変えたわけであります。

今回の第1次分権改革にはその他さまざまな改革が含まれておりますけれども、大きな柱になっているのはそういうことであつたというふうに言えるかと思えます。

3 第1次分権改革の限界～残された主要な課題

したがって、今回の6年間もかかってやった改革はこの程度の改革であったということなのであります。裏返して言えば、たくさんの課題が残っているということでもあります。

そこで、残っております主要な改革課題を整理してみますと、六つほどに分かれるかと思えます。

まず第一に、法令による事務の義務づけ、枠づけの緩和という課題であります。今回の改革で変えましたのは、通達、通知レベルの国からの関与、これを大幅に緩めるといふことにほぼどまっています。通達のもとにある法律、政令、省令あるいは告示といったもの、こういう国の法令と呼ばれるものの中に定められていることにまで手をつけることがほとんどできなかつた。若干の法律についてはそこにまで踏み込んだ改革がなされています。比較的大きな改革がなされたのは、都市計画法についての改正でありましたり、農業委員会法であったり、漁港法であったりするわけですが、すべての法律についてそういう改革ができたかといえ、全くできていないわけであり、農地法や建築基準法には何一つ手がついていない。道路法にも河川法にも手がついていないというような意味でいえば、ほとんどの法律について根本的な改革は加えられていないわけであり、

したがって、通達、通知に縛られるということではなくしてきたのですけれども、法令には依然として縛られるわけですが、法令に必要以上に細かなことが書かれ過ぎているのではないかという大問題が残っているわけであり、

法律の改正という話になりますと、通達、通知のように簡単にはいきません。今回、地方自治法を変えるということを行いまして、それに従って、従来の通達、通知の性質を一挙に全部変えてしまったわけですが、法令についてはこういう改正は不可能であります。一本一本の法律を変える以外にな

いわけです。

したがって、これを今後どうやってやっていくのかというのは大変難しいことですが、法律によって、市町村の事務、都道府県の事務として義務づけられているものがまだ極めて多いということと、仮に義務づけられていなかったとしても、こういう仕組みのもとで運営しなさいという仕組みがかなり細かく法令によって定められてしまっている。これをどうやって今後緩めていくのだろうかというのが大きな課題になるわけ。これが緩められたときに初めて自治体の条例制定権は大幅に拡大することになるであろうというふうに思われるわけであり、

第二番目の残っている課題は、国庫補助負担金の廃止、縮減という問題であります。今回、通達、通知による縛りを大幅に緩めましたけれども、現場の市町村の関係者、都道府県の関係者などに聞きますと、そうはいつでも、国に楯突いて自分の思う方法でやってみるなどということはなかなか難しいですとおっしゃる方が多いわけ。なぜかといえ、まだまだ補助金を国からもらわなければならないということが残っている限り、国の指示、指導というものをそう簡単に無視することはできないとおっしゃるわけであり、したがって、分権改革の成果を生かそうと思ったら、お金の面で依存しているという補助金、負担金という制度について大幅な改革を加えなければならないと思われるわけ。第二番目の残っている課題は、国庫補助負担金の廃止、縮減という問題であります。今回、通達、通知による縛りを大幅に緩めましたけれども、現場の市町村の関係者、都道府県の関係者などに聞きますと、そうはいつでも、国に楯突いて自分の思う方法でやってみるなどということはなかなか難しいですとおっしゃる方が多いわけ。なぜかといえ、まだまだ補助金を国からもらわなければならないということが残っている限り、国の指示、指導というものをそう簡単に無視することはできないとおっしゃるわけであり、したがって、分権改革の成果を生かそうと思ったら、お金の面で依存しているという補助金、負担金という制度について大幅な改革を加えなければならないと思われるわけ。

分権委員会の論議の中では、法令や通達、通知による縛りは北風であり、補助金、負担金は太陽であると、イソップ物語の寓話を引っ張って話をされた方がいましたが、最後に自治体に言うことを聞かせているのはお金だ、補助金の方が重要なのだというふうに言われた人がいるわけであり、まさにそういう側面が残っているわけであり、

そして、第一に申しました法令による事務の義務づけとか枠づけを緩めるといふことは地方交付税制度のあり方にも大きく関係している話であり、この話と国庫

補助負担金の廃止、縮減は密接に絡んでいる話とならざるを得ないわけであります。

そして、今ある国庫補助負担金をどんどん縮小していくということを進めるとするならば、その反面として、地方公共団体の自主財源を充実してもらわなければ困るという側面があるわけです。そうでありませんと、市町村や都道府県が使えるお金がそれだけ縮小してしまうわけですから、行政サービスの縮小を迫られることになるということですから、補助金、負担金を減らすのならば、それに見合う財源をきちんと自主財源として地方に与えてほしいということにならざるを得ません。

この自主財源の充実確保をどのようにして図っていくのかというのが第3番目の大課題ということになるわけであります。

さらに、その上に課題を挙げていくとすれば、今回の分権改革では、いわゆる事務事業の移譲がそれほど大幅には進まなかったわけであります。

国から都道府県に新たにおろされた事務事業としては、農地転用の許可権限とか、保安林の指定解除の権限等から始まりまして、総計で十数項目ほどのものしか挙がっておりません。そして、いずれも規制行政にかかわる許認可事務的なものでありますから、それほどお金のかかるような仕事ではない。職員の人手を若干要するというような仕事でありますから、事務事業という言葉でいえば、おりましたものはほとんどすべて事務である、事業的なものは何一つおりにないということになっているわけです。

それから、都道府県から市町村への事務事業の移譲につきましては、一番大きく動いたのは都市計画関係の権限の移譲と関与の縮小でありましょうけれども、その他のものを含めましても全体で36項目ほどのものしか挙がっておりません。しかも、36項目と申しましても、これらはすべての市町村におろされたわけではありません。政令指定都市にのみおろされたもの、中核市にまでおろされたもの、特例市にまでおろすもの、一般の市におろすもの、一般の町村

にまでおろすものという区分けがありますので、すべての市町村におろされたものなどというのはごく少数であるわけです。しかも、それは事業的なものではなくて、事務的なものであったということであります。

これは、そもそも、地方公共団体側から分権委員会に寄せられました改善要望事項の中にこの種の事務事業の移譲の希望がそれほど多くなかったためであります。もちろん、自治体が要望されたものが全部実現できたわけではありません。農地転用の許可権限という問題については、町村にまでおろしてほしいという町村会の強い要望があったのでありますが、これを実現することはできませんでした。したがって、町村が要望されたこと、それが100%実現できているわけではないのですけれども、仮に、要望されたことを全部実現できたとしても、その範囲はごく限られていたということであります。地方公共団体が強く要望しておられたのは、広い意味での関与の縮小でありまして、事務をふやしてほしいという要望は余り出ていなかったということであります。私たちは、そうした自治体側の要望に即して作業をした結果、こういう関与の縮小ということが中心になって、事務事業はそれほど多くないという改革提言に終わっているということであります。

ところが、御記憶かと思えますけれども、当時の橋本龍太郎総理から、私どもが第4次の勧告を提出しました直後から、さらに作業を進めて第5次勧告を出してほしいという御要請を受けたわけであります。そのとき、改めて事務事業の移譲を検討課題として取り上げろと、こういう御指示をいただいたわけであります。これは地方公共団体からそれほど要望のない事項で、これを手がけることは大変難しい課題だと思ったのですが、総理からの特別な御要請でありましたから、また作業を再開して、第5次勧告をつくろうと努力したわけであります。

そのとき、幾つかのテーマを取り上げましたが、その一つが公共事業関係の国の直轄事業を縮小し、これを都道府県に移そうという構想でありました。道路、河川、港

湾、漁港、そして砂防等の治山、そして農業構造改善といったような事業であります。この国が直轄でやっております事業の範囲を縮小し、それを都道府県の事業に移すことができないかということを考えてわけであります。

しかし、御承知のとおり、この件につきましては、関係省庁の強い抵抗に遭いましたし、関係の国会議員の方々の強い抵抗に遭遇したわけであります。そしてまた、相手方から強い抵抗を受けたというのみならず、我々を応援してくださるかと思っただけでなく、地方公共団体からたくさんの逆風が吹いてまいりまして、そんな余計なことをするなという知事さんたちも多数おられまして、これはあえなく失敗に終わったわけでありまして、これが第5次勧告をめぐる私の苦い経験であるわけでありまして。

しかし、この事務事業の移譲ということとは本当に今後ともはや考えなくていいのだろうか、本当にそうなのだろうかともう一度全く新しい角度から考えてみたときに、もっと市町村におろしていい仕事があるのではないかと。もっと国から都道府県におろしていい仕事があるのではないかと。もしかしたら、逆もあり得るわけでありまして。現在は市町村の仕事になっているけれども、状況の変化から見て、都道府県に引き上げた方がいいという仕事、現在は都道府県が担当しているけれども、これは本来は国の各省が全責任を持って処理すべき事項というものもあるのではないだろうか。

したがって、上から下におろすばかりが課題ではありませんので、下から上に上げるべきものは上げて、要するに、市町村と都道府県と国の仕事の分担関係を最も適切なものに組みかえるという課題は依然として残っているのではないだろうかというふうに思われるわけでありまして。

このことに改めて手をつけるとすれば、それが四番目の大きな課題、事務事業の移譲ということであろうと思っております。

さらに、ここまでお話し申し上げてきたことは団体自治の充実にかかわる話であります。地方自治には団体自治の側面と住民

自治の側面とがあるという言い方がなされますけれども、そういう言い方に即して言えば、これまでお話ししてきたことはいずれも、団体自治を充実するという方策であります。要するに、市町村、都道府県、国との間の関係を変えるという問題です。そして、市町村の自治権を拡大する、都道府県の自治権を拡大するという問題であります。

ところで、地方自治には、もう一つ、住民自治という側面がありまして、地域に暮らしている有権者であるところの住民と自治体の関係という問題があります。住民が選挙で選んでいる地方議会という代表機関、もう一つ、市町村長、都道府県知事という、首長と呼ばれる代表機関、この二つの代表機関があるわけですが、この住民と代表機関との間の関係の問題とか、二つの代表機関である長と議会の間の関係とか、あるいは、ここから半ば独立しております各種の行政委員会という仕組みをどう考えるかといった問題、そしてさらには、このごろあちこちで問題になります住民投票制度の法制化といったものをどう考えるかといったような問題、さまざまな問題が住民自治の問題としてあるわけでありまして。あるいは、市町村レベルの下にさらに、いわば、もっと小さな、コミュニティーレベルの自治というものについてもっと活発にいろいろな工夫があってもいいのではないかと。そういう制度ができていいのではないかと。そういう議論もあり得るわけでありまして。

こうした住民自治の側面の問題が多々あるわけでありましてけれども、今回の改革ではこの側面の改革は余り行われていないと言わざるを得ないわけでありまして。ほとんど将来の課題としてみんな残されているということになります。そこで、将来、地方自治をより一層充実しようとしてみたときには、地域住民と自治体の関係、ここに大きなメスを入れなければならないのではないだろうかと思われまして。これが第五番目の課題であります。

そして最後に、一番根本的なことではありますが、現在の市町村、都道府県、国という三層構造、自治体についてのみ言えば、

市町村と都道府県という二層の構造、この構造が将来ともこのままで一番最適な仕組みということになるのだろうかという問題であります。さまざまなことをこれから変えていったとき、この仕組みそのものから組みかえることが必要なのではないかとこの議論がだんだん強まるのではないかと考えております。

特に、現在、市町村合併特例法で進められております市町村合併がどういうふうになっていくかということがこの問題に非常に大きな影響を与えたいと思います。現在の特例法は平成17年3月までの時限法となっておりますので、目下は、この期間内にいかにして市町村合併の成果を上げるかということが課題になっているわけですがけれども、ここで仮にかなりの市町村合併が進んだということにもしなったならば、そのときは二つの問題が生じると思うわけです。どのように合併を進めていっても、どこにも入れてくれないという離島の村、一つ一つの島にある村とか、あるいは山間地に残ってしまう村といったような孤立してしまう町村が生じる可能性があるということです。そのとき、そうした町村を今後どのように扱っていくのかという課題が必ず浮上すると思います。

もう一つの問題は、市町村合併がかなりの程度進んだときには、今の都道府県に一体いかなる存在意義があるのかという話が必ず出る。全都道府県に同じように起こるとは思いませんけれども、中には小さな県もありまして、この中で市町村合併が思い切り進んだら三つの市にしかならないという県もあるわけでありまして、こうした県が果たしてそのまま存在していく意義があるのかということは必ず論議になると思われるわけです。

そういう意味で、市町村合併が進んだならば、市町村と道府県の関係は深刻な問題になってくると思われます。

仮に、政界の方々が期待しておられるほど市町村合併は進まなかったとします。そうしたら、またそれで議論が起こるのではないのでしょうか。このままでいいのかとい

う議論があって、今まではあめを与えてきたけれども、今度はむちも振るわなければいけないのではないかとこの議論が強まるおそれがあります。むちが振るわれるだけではなくて、地方自治を充実するためには強制的な合併も許されるのではないかとこの議論さえ起こるのではないかとと思われるわけです。今はあくまでも町村合併は自主合併が原則ですという建前の中でやっているのであります。この自主合併の原則にこだわる必要が果たしてあるのかという議論まで行くのではないかと。社会保障が充実しているスウェーデンは市町村合併を強制的にやったのではないかと、そして分権的な体制をつくり上げ、社会保障の仕組みをつくり上げたのではないかとこのような議論がかなり強い意見として出てくる可能性があるように思われます。

ですから、市町村合併がどうなるかによりますけれども、どうなるにしろ、近い将来に起こる議論は、市町村と都道府県の関係がこのままでいいのかという議論であろうと、私は予想しているわけでありまして。

そうした問題を含めまして、これは我々地方分権推進委員会が全部棚上げをして将来の課題だといって扱わなかった課題なのであります。今後はそのことが大きな課題として再浮上することになるだろうと思っているわけでありまして。

以上、残っている課題には大課題がたくさん並んでいるわけでありまして。これが、第2次分権改革、第3次分権改革、第4次分権改革というふうに段階を分けて徐々に実現されていくことになるのではないかと思っております。

Ⅱ 第2次分権改革の焦点～地方財政秩序の再構築

1 徹底した歳出削減が当面の緊急課題

そうした中で、すぐこの次に、これから行われるべき、いわば第2次分権改革ではどこに焦点を当てられるだろうかと考えますと、これまでのいきさつから見まして、そこでは間違いなく、地方財政秩序をいかにして再構築するかが最大の課題になるで

あろうと思っているわけでありませぬ。

私どもの地方分権推進委員会が出しました勧告、そして、それに沿って行われた地方分権推進一括法による今回の第1次分権改革の成果をごらんになって地方自治体関係者がほぼ一致しておっしゃったことは、行政面の改革は進んでも、財政面の改革が進まなければ何にもならないという声であったわけだ。これは、自治体関係者のほとんど一致した反応だったのではないかと思われませぬ。そして、そのことは国会での審議にも反映しているわけでありませぬ、国会で地方分権一括法が審議されましたとき、衆参両院でさまざまな附帯決議がつけられましたけれども、この質疑応答を通じて最も議論が集中していたのは、この地方財政問題だ。地方税財源の充実確保問題であったわけだ。したがって、こうした流れから見ても、今度の焦点は地方財政の問題になるだろうと思われませぬ。

ただ、これがいつ着手され、いつごろ実現することになるのかは予測できませんけれども、財政の状況から見て、いつまでも放置できる課題だとは思われませぬので、ここ数年のうちに動かざるを得ない課題ではないかと思われませぬ。

その際、国、地方を通じて、国税、地方税ともに現在の状況では増税は一切打ち出せないのだ、とても国民の理解を得られるような状況にないという判断で、各政党とも増税という方策は一切打ち出されないという状況の中でこの財政構造改革を考えるといたしますと、増税なき財政再建ということであれば、国も地方も通じて、歳入歳出の規模を今よりも拡大することはあり得ないわけでありませぬ。むしろ、国も地方もこれだけの累積赤字を抱えてしまっておりませぬので、公債費の比率がどんどん上がっているわけでありませぬから、これから当面することは、国も自治体も徹底した歳出削減を図るということしかあり得ないわけでありませぬ。この状況は数年で変わるなどという問題ではありませぬから、当分の間、そういう時期、そういう冬の時期を迎えることになるのではないかと思われませぬ。国に

対して何とかせよという声はどんどん強まるでありませぬが、しかし、そう簡単に解決はありませぬから、とにかく、歳出削減をありとあらゆる手を使って行っていく以外、当分はないと思われませぬ。

2 歳入の構造と質の転換

さて、そうした状況の中で、地方税収入をふやすという自治体関係者が望んでおられることを実現しようとするとういうことになるのだろうかとういうことでありませぬ。結局、税として国民からいただくものは全体として今のままだとういう状況の中で地方税収入をふやすとういうことは、国税収入を減らすとういうことでありませぬ。それ以外あり得ないわけでありませぬ。国に入っていくお金を減らすとういうことをしない限り、地方に入ってくるものをふやすとういうことはあり得ないわけだ。

しかし、国、地方を通ずる財政危機ですが、どちらの財政状況の方が深刻かといえれば、率直に言って、国の側の方が深刻でありませぬ、国の財政は破綻状態、地方の財政は窮迫状態という違いがあると思われませぬ。

そうしますと、国の財政を預かる財務省から言えば、国税収入が減るなどとういうことは到底容認ができないことでありませぬ、これは各省間の合意が簡単にできる構想ではないわけでありませぬ。

しかし、私たち地方分権推進委員会が最終報告の中で提言した方策は、とういう状況の中でも国税と地方税の関係を組みかえて、国から地方への税源移譲を行うべきだとういうわけでありませぬ。これは財務省の強い抵抗を受けたのでありませぬ、財務省の同意は最後まで得られなかったのですけれども、あえてとういう提言をしたわけでありませぬ。

その際、国が国の事業のために必要としているお金まで減らすことは我々にはできません。したがって、何を減らそうとういうかといえませぬと、国税収入として国の金庫に一たん入りながら、結局は国庫補助負担金とか地方交付税とういう形で国から地

方に配られているお金が今あるわけです。この部分を、国に一たんお金を納めてから地方に配るという方式ではなくて、初めから地方に入るように変える。そうすれば、国が国の仕事のために使うお金を減らそうとしているわけではない。それを削減しようとは私たちは言っているわけではない。結局は今も地方に配られているお金、このお金を初めから地方に配る、地方に税金として入るようにするという改革を考えるべきではないか。そのことが国、地方ともに財政再建をしていく上に最も有効な方法ではないかと提言しているわけです。

したがって、基本的にはこの提言に沿ってもし改革が今後行われるとしましたときは、都道府県、市町村という自治体が手にする歳入総額は今よりふえるわけでは決してありません。今まで地方税で入ってきた、そのほかに交付税として配られてきた、さらには国庫補助金、負担金として配られてきていた、それと変わらない金額しか来ないということでもあります。自治体の歳入がふえるわけでは決してありません。それは今までどおりということでもあります。

ただ、歳入の構造が変わり、質が変わるという問題があるわけです。そのことが自治権を拡大する上に極めて重要なことだと私たちは考えているわけです。要するに、国に依存した財源、国から何とかしてもらわなければもらえないというお金を自治体に初めから入ってくるお金に変えるという構造の改革でありますし、補助金のように、お金をもらおうと、それにさまざまな条件がついてくる、ひもつきのお金であるという側面を、ひものない、条件のついていない、使い勝手のいいお金に変えるということになりますから、これは質の転換であるわけです。

今ねらっている改革はそういう改革でありまして、増税なき財政再建という枠が外れない限り、こういう改革しか考えられないということでもあります。

3 税源の地域間格差

さて、ここで、地方が取る歳入の総額は

変わらないと申し上げましたが、それは地方公共団体を全体としてとらえたときの話であります。個々の地方公共団体になりますと、お金の若干の増減、歳入が今よりもふえるところがあったり、減るところがあったり、ばらつきが出てくるという問題であります。

地方税中心に組みかえるということになりますと、地方税の課税の対象となる税源が地域的に偏っている。税源の所在が、地域的に都道府県間、市町村間で偏っているという基本的な問題があるわけです。したがって、この種の税源が豊かな自治体には、地方税収入が充実されますと今よりも多くの収入が入ってくるという形になりますが、税源が少ない自治体の方にはそれが余り入ってこないという関係になりますので、地方公共団体の中の個々の団体の取り分になりますと、ここに今よりも格差が広がるという問題がつきまとうわけであります。

都道府県レベルでいえば、東京都を筆頭に、若干の都府県は収入が伸びるけれども、それ以外の県では収入が減ってしまうことになりすし、市町村でいえば、政令指定都市を初めとして、若干の市には増収になりますが、かなりの町村で減収になる、そういう構造にならざるを得ないということがあります。これが最大の問題点であります。

そこで、地方分権推進委員会は、この矛盾をできるだけ少なくするには、地域的な偏りの少ない税金を地方税の中心に据えなければならぬ、こう考えているわけです。都道府県の主要な財源である事業税などは地域間格差の大きな税源であるわけですが、比較的格差の少ない税金、いわば、そこに住んでおられる人口にほぼ見合った形で入ってくる税金、一人一人の住民に割ったときの税額に余り差がない税金という意味での偏在性の少ない税金を選ばなければならぬという問題があります。そうすると、そういう性質を持っているものは何よりも消費税であります。消費税には今は国の取り分になっているものと地方の取り分になっているものとがあるのですけれども、

この地方の取り分になっている比率を高める、地方の消費税を拡大するという事です。国の消費税となっているものを、一部、地方の消費税に切りかえまして、そういう形で税源移譲する、これが一つであります。

もう一つは、所得に課税をしております国の所得税、自治体の住民税という問題です。この所得税と住民税の関係を切りかえまして、今の仕組みとは変えまして、住民税で入ってくる比率を高めるという方法があります。

こういう比較的偏在性が少ない税源を中心にして税源移譲をしていくことによって、地域間格差が余り大きくなるようにという配慮をしなければならないと考えているわけです。

しかし、そういう工夫をしたならば、地域間格差、自治体間格差が一切起こらないかということ、そうはいかないのでありまして、こういう税源を選んでやりましても、なおかつ、現在よりも一般財源が、つまり地方税収入と交付税収入の両方を合わせたものが減少してしまう自治体が出てくることは避けられないのであります。

4 長期的展望に立った自治体関係者の結束

さてそこで、こういう改革をどう考えるかという問題になります。財政の問題になりましたならば、自治体は一つ一つ自分のそろばんをはじきまして、損だ得だという判断をなさいます。したがって、今よりも歳入がふえるという自治体は喜んでこの改革に賛同なさるでしょうが、今よりも減るなどという試算が出てきたら、多くの自治体はそれに反対することにならざるを得ない。普通に考えると、そうであります。

しかし、全自治体がそういう行動をとっていたならば、この種の改革は全くできない、進まないということになってしまうのではないかと思われれます。したがって地方財政秩序の再構築を行うときには、中には現在の歳入よりも若干減るところが出る。これをできるだけ起こさないようにいろんな仕組みを細かく工夫しなければいけない

ことは当然なのですけれども、どのように工夫しても、それはゼロにはできないという問題があるわけです。そこで、こうした財政構造改革案が出てきたときに、税源移譲案というものが浮上してきたときに、多くの自治体が大局的・長期的な展望に立ちまして、この改革でよろしい、これでいこう、当面は今よりも一層苦しくなる自治体も中に含まれるわけですが、それでもそれでいこうという自治体側の結束ができるだろうか、これが最大の課題ということになるかと思えます。

言うまでもなく、この前提は、増税なき財政再建という路線の中で行おうとしたときという話であります。したがって、これがそうではなくて、政治状況が変わってまいりまして、国民の理解を得て、国税も地方税ももう少し国民の税負担を引き上げてもらわなければ日本の財政はどうにもならないのですということが説明され、多くの国民が、なるほどそうらしいと理解をして、増税に協力をしてくださるというような状況にもしなったならば、国税、地方税でそれぞれ増税がある程度認められるということであれば、その中でこういう税源配分を行ったときにはどの自治体も今より悪くなることはない。よくなるところは今よりよくなる。しかし、悪くても、今より悪くなる自治体はないという改革案を設計することが可能になるかもしれません。そうしたら、もっと多くの自治体の協力が得られるかもしれません。しかし、それは、ある種の、何らかの増税を伴っていない限りあり得ない話ではないかというふうに思われるということでもあります。

III 北海道に固有の問題

1 北海道地方費から北海道へ～戦前の一國多制度、戦後の特例措置

さて、以上は、一般的な、当面起こるであろう次の分権改革の焦点のお話を申し上げたわけですが、今回は北海道議会開設100周年記念式典にお招きを受けているわけですし、地方自治の問題をめぐりましては、北海道には北海道に固有の問題が

あると思っておりますので、少しその関連の話に移らせていただきたいと思います。

今回の北海道議会開設100周年記念の『議会史』を拝見いたしましたけれども、北海道の自治の歴史が書かれておりますけれども、北海道は、明治維新以来というか、正確に言えば幕末以来かもしれませんけれども、明治維新以来について言えば、開拓使が設置されまして、国策として開拓を進めるべきフロンティアという位置づけにあった土地であります。したがって、ここは国の直轄地という扱いでありまして、本州に認められていたような府県制、郡制、市制町村制を同じような形では北海道には適用しないという歴史から出発をしたわけでありまして、途中から北海道地方費という名の地方公共団体が設けられまして、これに伴って北海道地方費の収支を議定する合議体として道会を設置することになり、これが道レベルの自治の出発点となったわけでありまして。

そして、そうした中で、市町村レベルについても、北海道には特例がありました。一級町村制と二級町村制という特殊な制度がしかかれていたわけでありまして。これは本州にはなかった制度です。

こうした仕組みは、少しずつ違っていますが、沖縄県にも適用されていて、本州とは違う制度が、北海道特例、そして沖縄特例という形で当時存在していたのであります。

そして、当時は、日本は海外に植民地をまだ持っていた時代でありまして、植民地・朝鮮にも日本の支配下で地方制度が施行されましたし、台湾でも地方制度があり、樺太でもあり、そして満州の関東州でもあり、南洋諸島にも一時はあった。日本の地方制度はあちこちにいろいろあったわけでありまして。

植民地時代の植民地・朝鮮に施行された地方制度は、北海道に施行されていた制度あるいは沖縄に施行されていた制度が一つのモデルになっていまして、それを参考にして朝鮮の地方制度がつくられています。したがって、植民地・朝鮮には北海道

地方費に当たるような地方費という地方団体が設けられていたのであります。そして、地方費の収支を議定するための審議機関が設けられていたのです。植民地の朝鮮や台湾の場合には、認められた自治権の幅はさらに少なかったわけで、北海道、沖縄以上に狭い範囲の自治権しか許されていなかったのです。本州の各県に認められていた自治よりも制限された自治が北海道や沖縄にあった。それをさらにモデルにして、もっと縮めたものが植民地に適用されていた、こういう姿になっていたわけでありまして。

そういう意味で、一国のもとにありながら、さまざまな制度が存在をしたというのが戦前の姿でありますから、戦前の日本の地方制度は、ある意味での一国多制度をやっていたとすることができます。

一国多制度というのは、中国本土にありながら香港は別というようなときに、国際的なレベルで一国多制度と言ったりしますが、もう少し広い使い方ですと、連合王国、俗に言うイギリスで、スコットランドとウェールズに広範な自治権を認めている、イングランドとは別の自治権を認めているというようなときも一国多制度という言い方をするのであります。そういう言い方をもじって言えば、戦前の日本の地方制度は一国多制度になっていたと言えらるかと思えます。

北海道地方費というのは、簡単に理解しがたい。地方費などというものが地方団体の名前だと言われても、何となくすんなりとわからないですよね。学生に説明しようとしても、ほとんど不可能ですね。地方費という名前の地方団体なのだとおっしゃって、何のことやらわからないと、こう言われてしまうわけですが、そういう不思議な制度が施行されていたわけですからけれども、これが戦後に北海道という地方公共団体として認められることになった。他の本州の都府県と並ぶ地方公共団体として「道」が正式に認められたのは戦後のことであつたということになります。

ここで、戦後になって北海道は一たんは本州並みの制度の上に乗ったのでありますけれども、御承知のごとく、その後、ほと

んど直ちに北海道開発局が設けられ、国のレベルには北海道開発庁という特別の役所が設置されるという状態になりました。類似のことが、本土に復帰後の沖縄県にも適用されまして、ここにも沖縄開発庁と現地の総合事務局が設置されました。またまた北海道と沖縄には若干の特例が施行されるという姿になっているのであります。

そして、もう少し実質的に言えば、この北海道と沖縄県では、国の各省庁あるいはその出先である開発局が担当する国の直轄事業の範囲が他の府県よりも広いという形になっているわけです。国が責任を持って事業を行う範囲がほかの府県の場合よりも広がっている、逆に言えば、北海道が担当する仕事の範囲がそれだけ縮められているということでもあります。

そして、もう一つ、北海道の事業に対して、あるいは道内の市町村の事業に対して補助金が出される補助事業について、幾つかの点で補助率の特例的なかさ上げが行われてきたという、この点も沖縄と共通であります。そういう特例——直轄事業の範囲の拡大と補助率の特別のかさ上げという措置がとられてきたということでもあります。

戦後行われてきた北海道と沖縄に対する特例措置というものが今後も引き続き維持されるべきものなのかどうか、あるいは維持できるのかが北海道にとって今後の最大の問題だと思われまます。

これについては、だんだん厳しい世論になってきているわけでありまして、私自身も、果たしてこの特例を維持している必要があるかどうかと疑問に思っています。

ちょっと余談になりますが、地方分権推進委員会が第5次勧告に向けた作業をしていましたときには、河川について、例えば一級河川というものがありますが、この一級河川の中にも流域が数府県に及んでいるとか、あるいは県境に位置しているとかといった、管理のやっかいな河川もあるわけでございますけれども、一級河川に指定されているものの約半分弱の川は一つの県内で水源から河口まで完結しているわけでありまます。

こういう河川は原則として都道府県の管理にゆだねたらどうかという、たたき台のときにそういう原案を当時の建設省に示したわけではありますが、そのときに、私どもも不注意だったのですけれども、北海道の話は別だよという注意書きをきちんと書き添えておかなかったのです。そうしましたところ、建設省河川局長が直ちに言ったことは、この原則によれば、北海道の河川は全部北海道の仕事になってしまう、先生、本当に大丈夫なのですか、石狩川も北海道で全部やるのですかと言われてまして、いや、それはちょっと別なのですよと言ったのですけれども、もはや間に合いませんでした。これは、分権委員会が言っていることがいかにむちゃくちゃかという例証にさんざん使われたものの一つなのです。

そのときに、私は、当時の北海道開発長官から電話をいただきまして、北海道の特例を見直すなどということに手を染めないだろうな、足を踏み込まないだろうなという強い牽制を受けたのでありますが、当時は、そのような、北海道自身がお望みでないことをするつもりはございませんとお答えしました。しかし、これが今後とも持続できるでしょうか。それはなかなか考えにくいことではないでしょうか。

公共投資については、今後、縮減がほとんど避けられないと思われまますので、その中で、従来の特例を維持しろということがどこまで全国民に説得力があるか、大変疑わしいと思っています。

率直に言って、道路について言えば、私は、山陰の鳥取県、島根県の方が気の毒な状況にあるように思いますし、四国の高知県の方が整備がおくれていると思いますし、九州の大分県から宮崎県、鹿児島県にかけての線の方がよっぽどおくれているのではないかと考えておりますので、全国的な公平の観点からいっても、北海道の特例措置をこれ以上続けることに関してはだんだん抵抗が強くなっていくであろうと思っております。

2 都道府県・市町村関係の将来像と北海道

さて、まず、北海道にはその問題が根本問題としてあるということですが、今後、都道府県、市町村の関係について、本州においてもその将来像が大きな課題になるであろうことは先ほども申し上げたところであります。こうした議論が進んできたときに、それが北海道にとってはどういう意味を持つのだろうか。これがもう一つの問題であります。

北海道は、何県分と言うのが妥当なのかわかりませんが、四、五県分あるいは五、六県分の広さ、区域を持っているわけがあります。そして、北海道がそもそも区域的に非常に面積の大きな団体であるのみならず、北海道の中にある町村でさえ一県を超えるような面積を持っているものがあつたりするのであります。市町村の区域も概して広いという問題があります。

そうすると、本州の各県の中で市町村合併として議論されているような問題がそのまま北海道に当てはまるだろうか。人口は少ないかもしれない、しかし、広大な面積を持っている町村を幾つか合併をしてみたら、本当に行政効率は上がるのだろうか、いい行政ができるのだろうかという問題は全く別の問題でありまして、これは慎重に考えなければならない問題を含んでいると思うわけでありまして。

しかし、そうはいいいながら、本州の方でどんどん市町村合併が進んでいくことになりまして、先ほど言ったように、二つの問題が生じる。市町村と都道府県の関係という問題が起こる、都道府県は要るのか、この区域のままでもいいのかという問題が起こる。もう一つは、合併から漏れてしまう、外れてしまう町村が出てくる、孤立した町村が出てくる可能性があるわけです。今後、これらをどうしていくかという問題が非常に頭の痛い問題として出てくることは間違いないのです。そのとき、そういう町村は町村として存続していくことを今後とも認めようというときに、より規模を拡大したほかの一般の市町村と同じ扱いをするのか

という問題が必ず出ると思います。

それは、かつての一級町村制、二級町村制そのままではなくても、名前は仮に同じように町村であっても、町村に種別があってもいいのではないか。市には既に起こってしまっているわけですね。政令指定都市があり、中核市があり、特例市があり、一般の市があるといういろんなレベルができていて、権限、所掌事務の範囲に違いが生じているわけです。町村にもそれがあって、幅広い事務を所掌する町村と、ある限定された範囲の事務のみを自治で行う町村というものが出てくる、こういう発想が出てくる可能性がある。その範囲を超えた事務は県が担当する、そういう形態がだんだん議論として出てくるのではないだろうかと思われるわけです。

そういう議論が北海道に波及してくると、一体どういうことになるのだろうかという問題です。私は、そういうことが進んでいった場合には、都市部の市は次第に県から自立していく自治体になるのではないだろうか。そして、県の任務は町村部をきちんと補完をしていく仕事にだんだん変わっていくのではないかという気がしているのがあります。いわば戦前の郡が行っていたような機能がこれからの新しい府県の機能となっていくのではないだろうかという気がするのです。そういう目で北海道を見たとき、北海道には府県がないわけですね。県に当たるものがないわけでありまして。初めから府県を統合した道のようなもの、道州制で言うときの道のようなものが存在しているわけで、この道と市町村の間に府県に相当するものが存在していないという姿になっているわけです。府県にかわるものといえば、旧郡単位の支庁制度というものが今はあるわけでありまして、これは道の出先機関でありまして、独自の自治体ではありません。今、北海道ではこの支庁制度を改革することが大きな課題として議論がされていることは承知しておりますけれども、道と市町村、特に中でも町村であります、道と町村の間の仕組みをどう組み立てるのか、それによってどうやって町村を

支えていくのかということが北海道の独自の課題だと思われるのです。よそならば府県が行っているような仕事、それをどういうふうには北海道の場合には組み立てることが最善なのか、これがいわゆる支庁制度の改革に関連した大きなテーマだと思いますけれども、どうしていくことが一番いい姿なのかという問題であります。

3 道州制と北海道

別のことを言えば、都道府県がだんだん存在意義を失っていくと、もう都道府県を統合して、全国を道なり州なりにまとめたらどうだという道州制論が力を増していくであろうと思われます。さて、この道州制論と言われるものは、厳密には二つの種類があるわけでありまして、昔からの議論ですけれども、現在の都道府県を合併して幾つか統合して、より広域的な県にしよう、そこで担当する仕事は従来の県が担当していた仕事そのものだというような、都道府県統合案というべきもの、それを道州という呼び方も一つあります。しかし、いわゆる道州制論者が議論をしてきましたのは、そうではありませんで、都道府県を数府県統合してまとめるというだけではなしに、その際に、そこに設置されている国の各省庁の地方出先機関の仕事を全部統合してしまっ、それを新しい道なり州にしよう、こういう構想が従来からあるもう一つの道州制論だと思ふのです。

都道府県をまとめていくだけならば、県が広域化するだけでありまして、基本的な仕組みは変わりませんが、国の各省の出先機関の人と事務を一切新しい道と州にまとめるのだ、従来の都道府県と国の出先機関の統合なのだ、こういう発想だということになってきますと、この道州制の意味はもっと大きな改革の意味を持つことになります。

そのとき、そういう観点から北海道を見たとき、どの道州制論者の人も北海道は一つだと思っ、いらっしゃるのです。どういう道州制論を唱えていらっしゃる方も、北海道は一つだと、今までのままと考えられているのです。そういう意味では、ここで

は北海道開発局が担ってきたようなものを組織と仕事ごと北海道庁が吸収してしまえば、直ちに道州制になるという構造になっているわけです。そういう非常に単純な形になっているわけで、本州のよそのところが府県制から道州制に切りかわるといふのは大変な大改革であります、北海道の場合には決断をすれば極めて単純なことということになるわけでありまして。

私は、沖縄県についても同じだと思っ、おありまして、道州制論者の中には、沖縄については九州と一つだという線引きを考えていらっしゃる方もいらっしゃるようですけれども、私は、あらゆる歴史的な沿革からいって、沖縄は一つの州、一つの道にすべきだと思っ、いますので、沖縄県と北海道については、先行的に道州制に変わってしまうということをやろうと思えば可能な地域となっているわけでありまして。

全国にわたる市町村、都道府県、国という三層の構造を全国的に再編成するというのも一つの考え方ですけれども、地域の歴史的な事情もいろいろであるわけですから、何も全国一斉にしなければならないという必然性はないのではないだろうか。よそが道州にだんだんに変わっていく、府県の機能が変わっていくのならば、北海道はその状況を先取りして、いち早く道州制に切りかわる、こういう構想を北海道が打ち出されても不思議はないと思ふのです。沖縄県についても同様のことが言えるのではないのでしょうか。よその都府県以上に広い自治権を持った自治体に変わりたいということを出される余地は十分あるのではないかとと思われるのであります。

現行制度のもとでそういうことをやる場合には、北海道と沖縄だけが先行してそういう制度に移る場合には、いわば一国多制度を積極的に活用する、実現するという観点で行われればいいわけでありまして。

4 地方自治特別法制度の活用

法令的には、日本国憲法の第95条に地方自治特別法という制度がある。これを活用して北海道は先に変わってしまうことも十

分に検討に値すると思います。

少し話が余談になりますが、憲法第95条に定められている地方自治特別法という制度は、実は、アメリカの各州と自治体の間にあった、アメリカ州憲法の中にあつた制度が戦後にGHQによって日本国憲法の中に取り入れられてきた制度でありまして、大もとはアメリカにあつた制度であります。アメリカ合衆国を構成している各州の州議会が一つの自治体を対象にした州法をつくりまして、各自治体の自治権を奪ったり、与えたり、いろいろやってきた。こういう形で州議会が立法を行いますと、自治体の自治権が侵害されてしまうという、19世紀にアメリカではたくさん起こった経験があるのです。

そこで、州憲法の中で、そういう一つの自治体をねらい撃ちにしたような法律を地方自治特別法と言っているわけですが、そういう特別法をつくる時には、その関係の自治体の住民の投票で承認されなければだめだ、こういう制約を加えることによって自治権が侵されることを抑えてきた、そういう制度であつたわけです。それが憲法第95条になって入ってきているということです。

しかし、その母国であるアメリカでは、この制度が次第に180度逆の発展をさせているのであります。自治権を州議会によって抑えられることを防ぐという制度ではなくて、今度は特別法を自治体の方から発案してしまう、自治体の住民の側から自分たちの自治権を特別に拡大してくれという法律を立案してしまう、そして、それを州議会に持って行って認めてもらう、こういう制度です。特別法、一つの自治体にのみ適用する法律を自治体のイニシアチブでつくってしまう、こういうことがだんだん出てきた。発想が逆転したわけです。その結果、生まれているのが、アメリカで言う自治憲章制度——ホームルール・チャーター・システムと言われるものであるわけです。みずからの自治体の政治組織、議会をどうするかとか、長をどうするかとか、その権限や関係をどうするかとか、議員の選挙制度

はどうするか等々、そういうことを自治憲章という憲章の中でそれぞれの自治体が自分の好きなように決めてしまうという制度です。これを州議会に認めさせるという制度が自治憲章制度であるわけです。

アメリカでそういう発展をし、およそ逆転した発想が生まれているとするならば、日本国憲法の第95条の地方自治特別法も、そういうふうにする。国の法律によって特定の自治体の自治権が制約されるという危険を防止するために住民投票にかけるということになっているわけですが、そういうふうには解釈されているわけですが、そういうふうには解釈されているわけですが、そうではなくて、特定の自治体の自治権を特別に拡大する、特別に拡充する、そういう法律案を地方自治特別法としてつくるといふふうには発想を逆転させたら、それだけで済むわけでありまして、この発想の逆転を許さないような文言は憲法のどこにも書いていないのでありまして、そういうふうにするに決めればよいのであります。

その際、一つの問題があります。現在、日本の国会に法律案を提出できるのは、内閣提出法案と言われるように、内閣が提出するか、そうでなければ、議員の集団あるいは議会の委員会が出すという、いわゆる議員立法という道しかないわけです。そこで、北海道が仮に北海道自治拡充特別法の制定を望んでいるとしましても、法案は北海道関係者が全部起草した、こういう法律をつくってほしいというようなところまで用意したとしましても、北海道が国会に法案を提出する権限はないわけで、内閣のどこかの省庁から内閣提出法案として出してもらい、総務省の賛成を得て、総務省から内閣提出法案として出してもらうか、そうでなければ、北海道選出の国会議員の方々の超党派の議員連盟によって提出していただくというような手続をとらないと国会には出ていけないという問題があります。こういう手続を踏んで、北海道選出の国会議員の連名の提出法案だということによって国会へ出ていくというのでもいいわけでありまして、

しかし、本来は、北海道という自治体に法案の提出権があつた方がいいのではない

かと思うのであります、この地方自治特別法という法律についてはですよ。そういう提案権が地方公共団体にあってもいいのではないかと思うのです。仮に、最初の法案の提出は議員立法によって行うにしても、その次に、この法律を一部改正する必要はどの法律についてもしょっちゅう起こるわけですね。事情、時代の変化に従って、いろんな法改正をしなければいけないということが起こるわけですが、その都度、議員立法をやったりしなければできないのでは大変不便な制度になるわけで、初めはそういう手続でつくったとしても、その後の法改正の手続としては、北海道という地方公共団体にこの法律の一部改正案を提案する権限を認めてもらうことが不可欠ではないだろうかと思うわけです。

できることなら、最初から提案権があった方がもっと話は進めやすいと思うのです。これは、私の見解では、憲法改正など要しません。憲法には、法案をだれが出すかまでは書いてないのであります。したがって、国会法の中でそういう条項が設けられるか、そうでなければ、地方自治法の方でそういう条項が定められれば可能なことだと思っているのです。そして、もしも北海道みずからがそういう法案を用意して、こういう自治制度を北海道に認めてほしいということ、みずから立案するのだとすれば、そういう手続で進むのだとすれば、住民投票を最後にやることもないのです。案をつくったときに、北海道民の投票にかけまして、北海道民の過半数の賛成を既に得ているとって国会に立法を求める方がもっと自然で、かつ、迫力がありますよね。そういう手続も将来の制度として十分考えられるのではないかと私は思っているのであります。

終わりに

もう時間がなくなりましたので、これで結びのところに行きますが、非常に大胆なことを申し上げたかもしれませんが、要するに、北海道は、今かなり深刻な状況に直面していると思います。日本経済全体が極めて深刻な状況にあり、ここから回復

するのは容易なことではないと思われるのでありますけれども、そのとき、北海道経済は中でも深刻な状況になるだろうと思うのです。特に、公共投資に多くを依存してきた北海道としては、公共投資が縮小していくという見通しの中で大変なことだと思われるのです。この中で、北海道経済をどういうふうに組み立て直すか、これが北海道にとっての最大の課題であると思いますが、それと同時に、もしかしたら、人口もだんだん減少していくかもしれない。人口は全国的に減少するのですが、その中でも特に北海道の経済が今のような状態で維持できないということになりますと、さらに大幅に人口は減少するかもしれない。北海道から人が離れるかもしれないという中で、北海道民の生活をいかにして保障するか、これを真剣に考えなければならぬと思われるわけです。

この議論は、北海道の各界の方々が衆知を絞って真剣に議論すべき課題だと思うのです。北海道議会はそういう道民の議論のフォーラムの場になるべきではないかと思うのです。

この北海道議会に北海道のあらゆる人たちが登場して、意見を述べて、そして、さまざまな見解がここで披露される、それについて道議会の皆さんが一生懸命審議をしていく、北海道はいかにあるべきかという、そういう議会運営に変わっていくべきなのではないかと思うのです。

もちろん、知事以下、いわゆる理事者と言われる人たち、あるいは執行部と呼ばれる側の人たちとの質疑応答も従来どおり必要でありましょう。しかし、理事者と議会の間で質疑応答するのが議会の唯一の任務ではないのでありまして、やはり、北海道民の意見がここに多様に反映されて、議員の方々同士が活発な議論をする、ここであらゆることが議論されているという、そういう場になることが議会の使命ではないかと私は思っております。

道民のさまざまな世論を積極的にリードしていく、そういうフォーラムの場になっていくことが重要ではないかと思っております。

ます。そして、できることならば、全国の自治体の自治権を一層拡大するために、北海道が先頭に立って斬新な自治構想を打ち上げてくださることを私は強く期待しております。

以上で結びといたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

試される大地

北海道

北海道議会時報
第53巻第3号

編集 北海道議会議務局政策調査課
〒060-0002

札幌市中央区北2条西6丁目

TEL 011-231-4111(内線33-321)

FAX 011-232-5982

E-mail gikai.koho@pref.hokkaido.jp

発行 平成14年1月7日